

都道府県最終評価結果書

平成 2 1 年 7 月 6 日

農林水産省

中山間地域等直接支払制度 最終評価 (総合評価) の結果

	都道府県 総合評価	市町村総合評価														ページ 番号
		A		B		C		D		E		F		G		
北海道	B	38	(39%)	58	(60%)	1	(1%)	0	-	0	-	0	-	0	-	1
青森県	B	3	(10%)	21	(68%)	7	(23%)	0	-	0	-	0	-	0	-	13
岩手県	A	13	(38%)	20	(59%)	1	(3%)	0	-	0	-	0	-	0	-	23
宮城県	B	4	(29%)	10	(71%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	29
秋田県	B	10	(45%)	10	(45%)	2	(9%)	0	-	0	-	0	-	0	-	35
山形県	B	10	(29%)	24	(71%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	41
福島県	B	13	(28%)	30	(65%)	3	(7%)	0	-	0	-	0	-	0	-	49
茨城県	B	2	(22%)	6	(67%)	1	(11%)	0	-	0	-	0	-	0	-	55
栃木県	B	3	(27%)	8	(73%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	61
群馬県	B	2	(10%)	19	(90%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	65
埼玉県	B	5	(33%)	9	(60%)	1	(7%)	0	-	0	-	0	-	0	-	73
千葉県	B	3	(23%)	10	(77%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	77
東京都	B	0	-	2	(100%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	83
神奈川県	B	0	-	4	(100%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	87
山梨県	B	2	(9%)	16	(70%)	5	(22%)	0	-	0	-	0	-	0	-	95
長野県	B	21	(28%)	55	(72%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	107
静岡県	B	5	(25%)	14	(70%)	1	(5%)	0	-	0	-	0	-	0	-	113
新潟県	B	15	(68%)	7	(32%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	117
富山県	A	9	(75%)	3	(25%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	121
石川県	A	7	(44%)	9	(56%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	131
福井県	A	5	(29%)	11	(65%)	1	(6%)	0	-	0	-	0	-	0	-	135
岐阜県	B	8	(35%)	15	(65%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	139
愛知県	B	0	-	8	(100%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	149
三重県	B	1	(7%)	14	(93%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	155
滋賀県	A	6	(60%)	4	(40%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	159
京都府	A	8	(50%)	8	(50%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	163
大阪府	B	1	(100%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	171
兵庫県	A	6	(29%)	14	(67%)	1	(5%)	0	-	0	-	0	-	0	-	175
奈良県	B	3	(21%)	8	(57%)	2	(14%)	1	(7%)	0	-	0	-	0	-	183
和歌山県	A	12	(52%)	11	(48%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	187
鳥取県	A	6	(35%)	10	(59%)	1	(6%)	0	-	0	-	0	-	0	-	191
島根県	A	14	(70%)	6	(30%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	195
岡山県	B	9	(36%)	14	(56%)	2	(8%)	0	-	0	-	0	-	0	-	201
広島県	A	11	(65%)	6	(35%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	205
山口県	B	5	(28%)	13	(72%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	211
徳島県	B	1	(6%)	14	(82%)	2	(12%)	0	-	0	-	0	-	0	-	217
香川県	B	1	(9%)	8	(73%)	2	(18%)	0	-	0	-	0	-	0	-	221
愛媛県	B	7	(39%)	11	(61%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	225
高知県	B	12	(39%)	18	(58%)	1	(3%)	0	-	0	-	0	-	0	-	231
福岡県	B	10	(29%)	24	(69%)	0	-	1	(3%)	0	-	0	-	0	-	235
佐賀県	A	8	(44%)	9	(50%)	1	(6%)	0	-	0	-	0	-	0	-	241
長崎県	B	8	(38%)	13	(62%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	247
熊本県	A	12	(34%)	22	(63%)	1	(3%)	0	-	0	-	0	-	0	-	251
大分県	B	4	(24%)	11	(65%)	2	(12%)	0	-	0	-	0	-	0	-	261
宮崎県	A	11	(46%)	13	(54%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	267
鹿児島県	B	10	(36%)	18	(64%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	275
沖縄県	B	3	(33%)	6	(67%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	283
合計		347		644		38		2		0		0		0		

実施状況とは調査時点等が異なるため、市町村数が異なる

都道府県集計	
A :おおいに評価できる	14
B :おおむね評価できる	33
C :やや評価できる	0
D :さほど評価できない	0
E :ほとんど評価できない	0
F :全く評価できない	0
G :その他	0

北海道最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	97								
(2) 協定数	400		【うち集落協定	399			個別協定	1	】
(3) 交付面積	322,173	ha	【対象農用地面積	352,078	ha		交付面積率	92%	】
			【地目別面積内訳						
				田:	36,316	ha	畑:	4,312	ha
				草地:	281,535	ha	採草放牧地:	11	ha
(4) 交付金額	7,989,552	千円	【うち共同取組活動分:	4,849,526	千円		個人配分:	3,140,026	千円】

2 交付金交付の効果等

検証項目	効果等	
(1) 集落マスタープランに定めた 取り組むべき事項	集落マスタープランにおいて、集落の実情に沿った活動目標を明確にすることによって、協定期間内における活動内容が具体的に設定されました。多くの集落で取り組まれた活動項目としては、機械・農作業の共同化の推進（＊１８６集落）、認定農業者の育成（＊１７６集落）、共同利用機械・施設の導入等による作業の効率化（＊１７６集落）、農道・水路の補修等（＊１４９集落）、農用地の利用集積及び作業受委託の促進（＊９１集落）などがあげられます。これら集落マスタープランの取組項目に積極的に取り組むことにより、地域における農家同士の連携が強まるとともに、営農の効率化が図られ、担い手の育成による農村の活性化に成果が出ております。 なお、中間年評価において、全道では３６集落において要指導・助言が必要とされましたが、市町村等の指導により全集落において２１年度中に目標達成が見込まれます。（集落数は、中間年評価結果によるものです。）	
	要指導・助言協定数	36協定
	上記のうち	
	・２１年度までの目標達成が見込まれる協定数	36協定
	・引き続き、指導・助言が必要な協定数	0協定

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	耕作放棄地の発生防止の活動として多くの集落で取り組まれた活動は、賃借権設定・農作業の委託が329集落(82%)、農地法面の点検・保護等が306集落(77%)、その他、鳥獣害防止対策が111集落(28%)で取り組まれております。 中間年評価の集落協定に対するアンケート調査結果によりますと、これらの活動は耕作放棄地の発生防止に大きな効果があったとの回答が53%ありました。 また、中間年評価の集落協定に対するアンケート調査結果で、「鳥獣害防止対策で守られている」と回答があった当該協定農用地面積は53,005ha、さらに、鳥獣による当該協定農用地の被害面積は本制度の協定締結を契機として、被害が無くなったあるいは減ったと回答があった集落は73集落で、取り組まれたと回答があった集落に対する割合にしますと68%に及びます。 なお、農振農用地区域への編入は7市町村が該当し編入面積は147haで、その内訳は、田17ha、畑12ha、草地118haとなっております。 〔事業による成果〕 北海道の耕作放棄地面積の推移については、農林水産省「農林業センサス」のデータによると、本制度の前期対策が始まる前の平成7年度(1995年センサス)、前期対策が始まった平成12年度(2000年センサス)、そして今期対策が始まった平成17年度(2005年センサス)で比較してみますと、本制度を実施している市町村では、平成7年度5,710haが平成17年度には5,152haと約1割減少しています。これに対し本制度を実施していないその他の市町村では、平成7年度の3,076haから17年度には4,399haと約4割増加しています。 以上のとおり、本制度に取り組んだ「実施97市町村」においては、耕作放棄地の発生面積が減少しており、逆に取り組んでいない「その他の市町村」では耕作放棄地の発生面積が増加していることから、本制度は耕作放棄地の発生防止に効果があると考えられます。	<table><tr><th>区 分</th><th>7年度</th><th>12年度</th><th>H12/H7</th><th>17年度</th><th>H17/H7</th></tr><tr><td>実施97市町村</td><td>5,710</td><td>5,158</td><td>90%</td><td>5,152</td><td>90%</td></tr><tr><td>その他の市町村</td><td>3,076</td><td>4,178</td><td>136%</td><td>4,399</td><td>143%</td></tr><tr><td>全 道</td><td>8,786</td><td>9,336</td><td>106%</td><td>9,551</td><td>109%</td></tr></table>	区 分	7年度	12年度	H12/H7	17年度	H17/H7	実施97市町村	5,710	5,158	90%	5,152	90%	その他の市町村	3,076	4,178	136%	4,399	143%	全 道	8,786	9,336	106%	9,551	109%	北海道における耕作放棄地面積の推移 (平成7年度の耕作放棄地面積を100%としたときの推移)
		区 分	7年度	12年度	H12/H7	17年度	H17/H7																					
		実施97市町村	5,710	5,158	90%	5,152	90%																					
		その他の市町村	3,076	4,178	136%	4,399	143%																					
全 道	8,786	9,336	106%	9,551	109%																							
交付金交付面積 農振農用地区域への編入面積 既耕作放棄地の復旧面積	<table><tr><td>322,173</td><td>ha(17ha)</td></tr><tr><td>147</td><td>ha</td></tr><tr><td>0</td><td>ha</td></tr></table>	322,173	ha(17ha)	147	ha	0	ha																					
322,173	ha(17ha)																											
147	ha																											
0	ha																											
水路・農道等の管理活動	本制度で取り組むべき必須事項である水路、農道等の管理活動は平成20年度実績では、水路の管理活動については361集落(90%)において泥上げ、草刈り等の活動が行われております。また、農道の管理活動は394集落(99%)と、ほぼ全集落に近い集落で草刈り等の活動が行われております。 管理の延長については、平成20年度実績又は中間年評価によると、水路にあっては4,752km、農道にあっては4,288kmとなっております。 なお、この管理延長のうち、個別協定分については水路3km、農道3kmとなっております。 これらの水路、農道等の管理に係る共同作業については、中間年評価の集落協定に対するアンケート調査結果によりますと、本制度による協定締結前(平成16年度以前)と比べてほとんどの集落で活発に行われるようになったとの回答があり、本制度に取り組んだことによる効果と考えられます。																											
	水路の管理延長 道路の管理延長	<table><tr><td>4,752</td><td>km(3km)</td></tr><tr><td>4,288</td><td>km(3km)</td></tr></table>	4,752	km(3km)	4,288	km(3km)																						
4,752	km(3km)																											
4,288	km(3km)																											

	多面的機能を増進する活動	中間年評価の集落協定の自己評価結果によると、多面的機能を増進する活動としては「花壇・フラワーロードの整備」が149集落（37％）と最も多く、次に「集落会館や周辺の環境整備」「景観作物の作付け」も30％以上の集落で取り組まれており、農村景観の美化・保全に関する取り組みが行われております。また、「廃プラスチック・廃タイヤ等の適正処理」「堆きゅう肥の施肥等」の資源循環の取り組みはそれぞれ20％以上で取り組んでおります。 なお、都市農村との交流の取組活動は、「市民農園の開設・運営」、「体験民宿（グリーンツーリズム）」でそれぞれ全集落の3％での取り組みとなっております。 これらの取組活動のうち、周辺林地の下草刈りについては全道12市町村において、対象面積112haで取り組まれており、対象農用地との一体的な管理は国土保全機能を高める効果を発揮しております。 また、市民農園・体験農園の開設は、都市と農村とが交流することにより都市住民に対して農業への理解を深めていただく機会を提供することが期待され、全道で12市町村、開設面積39haにおいて取り組まれております。 以上のように多面的機能を増進する活動は、全道の各集落で工夫を凝らして様々な取り組みが行われており、中間年評価の集落協定に対するアンケート調査結果によりますと、本制度が、国土保全機能や保健休養機能等の多面的機能の発揮の役割を維持保全することに対して、非常に大きな効果があるとした集落は120集落（30％）、それなりの効果があるとした集落は257集落（64％）、あまり効果がないとした集落は22集落（6％）で、全く効果がないと回答した集落は、ありませんでした。 <table border="1" data-bbox="576 936 1407 1014"> <tr> <td>周辺林地の下草刈り</td><td>112</td><td>ha</td></tr> <tr> <td>都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）</td><td>39</td><td>ha</td></tr> </table>	周辺林地の下草刈り	112	ha	都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	39	ha
周辺林地の下草刈り	112	ha						
都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	39	ha						
	農用地等保全マップ	保全マップ上に整備の必要な場所を示すことで、保全すべき農用地、水路・農道等を明確にすることができるとともに、効果的に水路・農道等の補修・改良、鳥獣害防止対策が図られ、協定農用地が適正に保全されていきます。平成20年度実績では農地法面、水路・農道等補修・改良に284集落（71％）、鳥獣害防止対策に92集落（23％）が取り組んでおります。						

(3) 自律的かつ
継続的な農業生
産活動等の体
制整備として取
り組むべき事項

A要件

農業生産活動の体制整備として取り組むべきA要件のうち機械・農作業の共同化については、全道で48市町村、22,045haの農地で取り組まれ、低コストによる収益性の向上や作業の効率化が図られます。

高付加価値型農業の実践については、全道で17市町村、381haの農地において取り組まれ、地域の活性化が図られております。道南の市町村においては、高付加価値型農業の推進のために農業生産の組織化を推進し新規作物（ブロッコリー・極小粒黒千石）を導入した結果、地域の基幹作物として確立され、農業生産額の向上が図られました。

認定農業者の育成については全道で78市町村で取り組まれて、新たに2,497名が認定され、意識の高い担い手が確保されております。市町村によっては目標を大きく上回る認定農業者が育成された集落、あるいは、本制度への取り組みを契機として、認定農業者を育成することができた市町村もあり、大きな成果が出ております。

新規就農者の確保については、全道で50市町村で取り組まれて、266名の新しい担い手が誕生しており、中には、経営移譲を中心に20名以上もの新規就農者を確保できた市町村もありますが、多くの市町村は年平均して1名程度の新規就農者の確保にとどまっております。

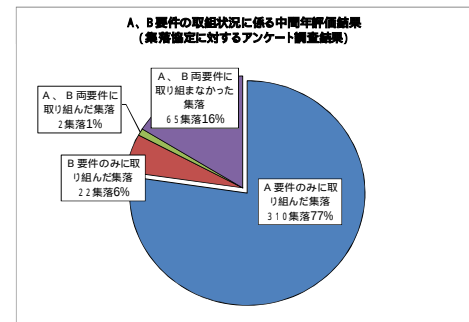
担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）については、全道28市町村で新たに12,057haの農地の集約化が図られました。

非農家・他集落等との連携については、全道33市町村で取り組まれ1,371戸の非農家との連携による多面的機能の増進に向けた様々な取り組みにより地域の活性化に成果があります。

また、他集落との連携については全道で66集落と連携され、都市住民との交流を継続的に取り組むことの体制が整い、多面的機能の発揮により大きな成果をもたらしております。

なお、農業生産活動の体制整備として取り組むべきA要件の事項に取り組んだ集落は、中間年評価の集落協定の自己評価結果によると312集落、全集落のうちの78%となっております。

最も多く取り組まれている活動は、「機械・農作業の共同化」が223集落（56%）、次いで、「認定農業者の育成」が194集落（49%）、新規就農者の確保が108集落（27%）、多面的機能の持続的な発展に向けた非農家・他集落との連携が94集落（24%）となっております。



機械・農作業の共同化
高付加価値型農業の実践
認定農業者の育成
新規就農の確保
担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）
非農家・他集落等との連携

増加分（以外）

8,113	ha
233	ha
1,919	人
252	人
1,638	ha
1,491	戸
36	集落

B要件

農業生産活動の体制整備として取り組むべきB要件の事項に取り組んだ集落は、中間年評価の集落協定に対する自己評価結果によると24集落、全集落のうちの6%となっております。（図48）また、集落営農組織の育成による共同化の面積は平成20年度実績で全道で97ha、担い手への農地の集積面積は134haとなっております。

集落営農組織の育成
担い手集積化

増加分

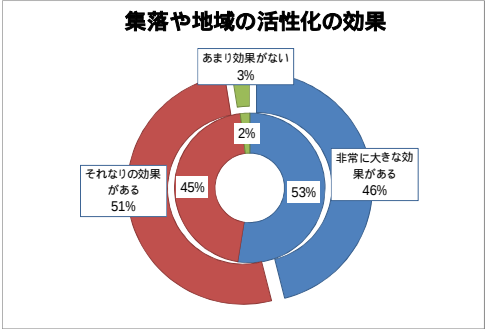
96	ha
133	ha

(4) その他協定
締結による活動

集落機能の活
性化

多くの集落において協定締結による話し合いの活発化及び共同作業による集落の活性化が図られたという市町村評価が多く出されております。さらに、集落の共同活動に従来参加が不十分であった、女性、高齢者の積極的な参加が得られるようになったり、集落内の非対象農家、あるいは非農家などの参加による集落の活性化に繋がったとの評価もあります。

なお、中間年評価のアンケート調査結果によりますと、「集落や地域の活動の維持・活性化」について、97%の協定集落及び98%の市町村で効果があるとしています。さらに、本制度の協定締結を契機に、85%以上の集落で集落の活性化や将来に向けた話し合いについて活発に行われるようになったと回答しております。その結果、農作業の共同化の取り組みが始まった、又は活性化したと回答した集落が201集落、集落活動に対する住民の意識が高まったと回答した集落が184集落など、本制度に取り組んだことによる具体的な成果が表れております。



その他

本制度の交付金を活用して、集落で以前から行われてきている農業・農村の理解を深めることが期待される伝統行事や伝統文化の保全に寄与している市町村があります。また、従来農家を中心となって開催してきた農業祭を通じて農業への理解を深めてもらうようにしてきましたが、本制度の交付金を活用して、JA青年部・女性部を筆頭に、商工会、漁協等と連携しながら各種お祭りに積極的に参加することにより、非農業者以外の幅広い年齢層に対して農業への理解促進が図られております。さらに、交付金交付に伴う農業生産活動の共同化の取り組みにおいて、特に若い世代の参加者が増加し、地域の取り組み全体の活性化に繋がった集落もあります。

なお、北海道においては、加算措置に取り組んだ集落は1集落のみです。取り組み内容は、新規就農者に対して平成17年度以降、新たに43haの草地について利用権の設定を行い農地の集積化が図られております。

加算措置

- ・ 規模拡大
- ・ 土地利用調整
- ・ 耕作放棄復旧
- ・ 法人設立（特定農業法人）
（農業生産法人）

43	ha
0	ha
0	ha
0	法人
0	法人

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	各市町村からは、本制度の実施による協定農用地における耕作放棄地の発生防止、集落内の多面的機能の増進、集落の活性化等に大きな成果があると認められることから、今後とも、制度の継続を強く要望するとの声が多く寄せられているとともに、道といたしましても中山間地域等の農業を守っていくためには、制度の継続が必要であると認識しております。 しかし、制度の対象となる農用地を有している対象市町村のうち、本制度未実施の市町村については、それぞれの市町村において実施していない理由を有しているものの、道としては、今後とも、関係市町村と連携を取りながら本制度が有効に活用されるように留意していく必要があります。 なお、市町村からは次の改善要望が寄せられているとともに、道としては、本制度のより円滑な促進と効果が図れるよう、制度の改善が必要と考えます。 <u>ア 個人受給上限額の取扱いの見直し</u> 一 農業者当たりの受給額の上限については、実施要領第6の3(3)により100万円とされていますが、北海道では集落協定に参加した一農家の対象農用地面積が大きい場合があり、このような農家が、地域の担い手として高齢農家や離農者の農地を引き受けることとなる傾向が高く、100万円の上限を超える場合が出てまいります。このようなリーダー的な農家の受給限度額を100万円とすることは、集落協定の取り組みを損なうことになることから、役員等の報償費や出役日当は受給限度額にはカウントしない運用とする。 <u>イ 交付金遡及返還の緩和</u> 協定農用地の一部を新規就農者の住宅に転用する場合の交付金の取扱いについては、実施要領の運用第9の1により、当該部分に係る交付金を協定認定年度に遡って返還するものとされていますが、新規就農者の確保を推進する観点からも、遡及返還の対象外とする。 <u>ウ 地方財源措置の充実</u> 自治体の財政が年々逼迫してきていることから、国の負担割合を引き上げる等の措置を講じていただきたいとの市町村による要望もありましたが、北海道といたしましては、道及び市町村の交付金の本制度の積極的な活用と円滑な実施を図るため、普通交付税の非措置分の全額を特別交付税により措置するよう国に対して要望しております。
(2) 交付金交付の効果等	集落協定の場合にあっては、集落への交付額の半分以上を集落の共同活動に充てることが望ましいこととされており、北海道全体では市町村から集落に交付された金額の6割を共同取組活動に支出され、残りの4割を農業者の個々に支出され、毎年度同じ割合で振り向けられています。この結果、集落においては様々に工夫を凝らした共同活動が展開され、集落の活性化に効果があるとの調査結果に現れております。また、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に取り組む前向きな集落が全道で334集落あり、全集落の83%も占めております。 このことから、次期対策に向けては、引き続き前向きな集落に対するインセンティブとなる、体制整備単価の設定は有用と考えられます。しかしながら、集落によっては、実施要領の運用で規定された取り組みを行うことに対してハードルの高さを感じている集落もあることから、現行制度のA要件の取り組みを緩和することにより、地域に即した活動に取り組むことが期待できます。

4 評価結果

事項	課題
(1) 集落マスタープランに定めた 取り組むべき事項	全道各集落とも、5年間の活動工程に伴うステップアップが順調に図られ、平成21年度の目標達成に向けて着実な取り組みが行われていることから、各集落ともおおむね目標を達成することが見込まれております。 今期対策から取り入れられた、マスタープランについては、集落の現状を踏まえ改善すべき事項を明らかにすることで、具体的な活動目標を設定されていることから、評価できるとの回答がありましたことから、道としては有用な取組と評価できます。 なお、中間年評価において、全道では36集落において要指導・助言が必要とされましたが、市町村、農協等が集落に対して積極的な助言・指導を行った結果、集落の話し合いにより、取り組み内容を見直し、必要な場合には集落協定を変更するなどした結果、36集落のすべての集落においては、21年度中に目標達成が見込まれます。道としては、市町村、農協等の地元の積極的な支援がなされているとともに、集落の方々の前向きな活動の成果であると評価しております。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	集落協定に定めている取組が着実に実行されることにより、耕作放棄地の発生させないという意識向上が図られ、担い手への農地の利用権設定や農作業の受委託が積極的に行われるとともに、農用地の適切な管理が行われ、耕作放棄地の発生防止に効果があると評価されています。特に、本交付金は、交付対象農用地の面積に応じて農業者等に対して直接支払われることから耕作放棄地発生を抑止力という面で非常に効果が大いと考えます。 また、水路・農道、鹿柵などの農業施設の維持管理が安定的、かつ定期的に行われるようになるとともに、管理・保全を行うことの重要性の再認識が図られたことは、本交付金の大きな成果であると評価されています。今後は、さらに地域住民と協力した保全、維持活動が広がっていくことが期待されます。 さらに、多面的機能を増進する活動である、花壇・フラワーロードの整備、景観作物の作付け、市民農園の開設などにより、豊かな農村環境が維持され、農業や農村が持つ価値を高めることとなり、都市住民との交流が促進されるなどの効果が現れたことなどにより評価されていると考えられます。特に、観光の来訪者が多い町では、来訪者数など直接的な面だけではなく、数値には表れないが、農業への関心を高める観光客数の維持による町産業へ与える波及効果は高いと評価するとともに、道東の市町村では酪農祭を通じ、集落参加者と地域住民とのふれあいが図られ地域の活性化に繋がったと評価しています。

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		農用地等保全マップの作成により、保全する農用地、農業用施設が明確となり、計画的な保安全管理が行われるようになったことが成果として考えられます。また、道東においては、計画的な草地更新が可能となり、経営の安定化に繋がった、あるいは、鳥獣害防止作業において効果を発揮したと評価している市町村があります。 A要件として集落が最も多く取り組んでいる活動項目である、機械・農作業の共同化により、コスト低減による生産性の向上が図られるとともに、労働力不足の改善に大きな成果があったと考えられます。また、農家の高齢化、後継者不足が進んでいる中、機械利用組合による作業及び稼働調整の実施は不可欠であり、今後の取組活動の継続性を考えると本制度の継続が重要です。 さらに、従来なかなか取り組みの進まなかった基幹的農作業の共同化が、今期対策を契機として、共同利用機械の導入などにより、機械・農作業の共同化が図られた集落がいくつも出ていることは、この制度による成果と評価しております。 次いで取り組みの多かった認定農業者の育成、新規就農者の確保については、多くの集落で目標が達成されているとともに、目標達成のための取組により担い手確保に向けた農家意識の向上が見られるとの市町村による評価もされています。 道北の酪農地帯においては後継者の育成や新規就農者の受入に積極的に取り組んでいくことができるように、本制度を活用して研修宿泊施設を整備し、新規就農者の確保、認定農業者の育成を、それぞれ目標以上に達成した事例もあります。 高付加価値農業の実践については、今後の農業所得の向上に寄与するものと大いに期待されており、新規作物の導入や地場産農産物の加工・製品開発、北海道が認定するクリーン基準である「YES! clean」による米の生産に取り組んでいくことをマスタープランに設定し、品質の高い農産物を消費者に届けていくことを目標に、栽培面積を増やしている集落もあります。 このような取組は、北海道では化学肥料や化学合成農薬の使用を最小限に抑えた栽培の取組などを進める農業、いわゆる「クリーン農業」の推進を重点施策として取り組んでいることから、本制度の取組成果として大いに評価できるものであり、取組の更なる発展が期待されます。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	集落において、取組活動を推進していくための話し合いの必要性から、話し合いの機会の増加により農業者同士の結びつき、一体感が強められるとともに、女性、高齢者の参加により、幅広い層の参画により、従来には取り組むことが出来なかった新たな取組を生むなどしておりますことは、集落に活性化をもたらしているものであり本制度の成果と考えられます。 また、都市住民との交流が芽生え、農業者以外の住民を巻き込んだ取り組みが地域の活性化はもとより、地域農業への理解を深める機会となっていることは、本制度の成果と考えられます。 具体的な例としては、ある町が開催しているイチゴ狩り農園は8年間継続して実施してきたことにより、多くのリピーターが定着するなど、都市住民との交流が図られ、地域農業への理解を深めてもらうことができるとともに、町の活性化にもつながっております。 さらに、道東の酪農地帯のある集落においては、従来は、生産活動に専念するのみでしたが、本制度に取り組んだのを契機に、交付金を活用して環境にも目を向けた取組を行うことができるようになりましたことは、本制度の成果と評価しております。 具体的な例としては、他集落と連携しながら、NPO法人、学校などと連携して河川周辺への植樹活動や魚の放流活動を行い、地域の環境保全活動、そして地域の活性化に資する多面的な活動に取り組んでおります。
	その他	集落で以前から行われてきているお祭りなどの伝統行事や伝統文化の保全に、JA青年部・女性部のほか、商工会、漁協等と連携しながら、農業者以外の幅広い年齢層に対して農業への理解促進が図られていること、共同取組活動を契機として若い世代の参加者が増加し地域の取り組み全体の活性化につながったことなどは、本制度の交付金の活用による成果であると評価しております。 また、本制度の取り組みを行うための話し合いの中から、これまで疎かになりがちであった農作業の共同化を認識するうえでの契機になった集落が生まれ、こうした集落における話し合い、そして共同取組活動が地域の活性化につながっていることは、本制度の活用による成果であると評価しております。

5 総合評価

評価内容	区分																																				
北海道の農業・農村は、豊かな自然と広大な土地資源を活かし、生産性の高い専門的な経営を主体に、我が国における食料の安定供給を始め、水源かん養機能・洪水防止機能などの多面的な機能発揮のほか、本道の地域経済及び地域社会を支える基幹産業として重要な役割を果たしております。 しかしながら、過疎化や高齢化の進展により、中山間地域等の条件不利地を中心に農業生産の停滞や多面的機能の低下が大きな課題となっており、耕作放棄地の発生も懸念されます。 このような中、本制度による取組の大きな成果として、本制度の趣旨にもある耕作放棄地の発生防止が挙げられます。 さらに、新規就農者の確保、認定農業者の育成について、多くの集落で目標を達成するとともに、目標を大きく上回る人数を確保するなど、将来の自律的かつ継続的な実施に向けた土台作りに大きな成果を挙げております。 その他、本制度の取組にあたって、集落の共同活動の源である集落での話し合いが行われ、この話し合いが多彩な取組に繋がっていると同時に、これらの多彩な取組が、集落内の農業者の農業生産活動への励みになっているものと評価されます。 また、集落内の非農業者、都市住民の参加による活動の展開は、農業・農村への理解を促進することができる重要な機会であり、集落、地域を元気にする取組は、中山間地域等における集落にとって、本制度の活用による大きな成果であると考えます。 しかし、これらの取組を行っても中山間地域等を巡る諸条件は依然として厳しく、後継者の育成・確保にさらに取り組む必要があることや、高齢化の進展への歯止めが十分に行われていないと考えられること、さらに農業所得については都市部の所得とは依然として格差があることなどから、本制度を引き続いて実施することが必要です。 なお、中間年評価結果の集落に対するアンケート調査結果によると、耕作放棄地発生防止に対する効果、多面的機能を増進する効果、集落や地域の活性化の効果について、「非常に大きな効果がある」との回答は、それぞれ、53%、30%、46%という結果です。 また、今回の市町村による最終評価結果によると、全道97市町村のうち、大いに評価できる「A」とした市町村数は38、おおむね評価できる「B」とした市町村数は58で、やや評価できる「C」とした市町村数は1で、それ以外の評価区分である、評価できない、その他という市町村はありませんでした。	B 全道市町村の総合評価結果 <table><tr><th>評価区分</th><th>市町村数</th><th>割合</th></tr><tr><td>A 大いに評価できる</td><td>38</td><td>39%</td></tr><tr><td>B おおむね評価できる</td><td>58</td><td>60%</td></tr><tr><td>C やや評価できる</td><td>1</td><td>1%</td></tr><tr><td>D さほど評価できない</td><td>0</td><td>0%</td></tr><tr><td>E ほとんど評価できない</td><td>0</td><td>0%</td></tr><tr><td>F 全く評価できない</td><td>0</td><td>0%</td></tr><tr><td>G その他</td><td>0</td><td>0%</td></tr></table> 全道実施市町村の総合評価結果 <table><tr><th>評価区分</th><th>市町村数</th><th>割合</th></tr><tr><td>A 大いに評価できる</td><td>38</td><td>39%</td></tr><tr><td>B おおむね評価できる</td><td>58</td><td>60%</td></tr><tr><td>C やや評価できる</td><td>1</td><td>1%</td></tr></table>	評価区分	市町村数	割合	A 大いに評価できる	38	39%	B おおむね評価できる	58	60%	C やや評価できる	1	1%	D さほど評価できない	0	0%	E ほとんど評価できない	0	0%	F 全く評価できない	0	0%	G その他	0	0%	評価区分	市町村数	割合	A 大いに評価できる	38	39%	B おおむね評価できる	58	60%	C やや評価できる	1	1%
評価区分	市町村数	割合																																			
A 大いに評価できる	38	39%																																			
B おおむね評価できる	58	60%																																			
C やや評価できる	1	1%																																			
D さほど評価できない	0	0%																																			
E ほとんど評価できない	0	0%																																			
F 全く評価できない	0	0%																																			
G その他	0	0%																																			
評価区分	市町村数	割合																																			
A 大いに評価できる	38	39%																																			
B おおむね評価できる	58	60%																																			
C やや評価できる	1	1%																																			

6 その他(特徴的な取組事例)

< 混在型大規模、体制整備単価協定(道央) >

市町村・協定名	北海道芦別市芦別集落
交付面積 交付金額 協定参加者数	1,986ha(田:1,636ha、畑:202ha、草地:148ha) 20,800万円(個人配分:49%、共同取組活動:51%) 農業者310人、農業生産法人8法人、生産組織4組織
取組内容	「田植え・稲刈り体験学習活動」 市内で栽培されている農作物について、1年間を通じて作付けから体験、成長過程の観察、収穫から試食までの一連の流れを体験する。また、3年生から6年生までの4年間で4品目の作物について体験学習を実施する。
主な効果	○担い手育成～認定農業者の育成・確保(目標100名、H20実績116名) ○農作業受委託体制を設立し作業の効率化を図る～農作業受委託面積の拡大(目標130ha、H20実績172ha) ○生産性・収益向上～新規作物導入(目標1ha、H20実績0.6ha) ○生産性・収益向上～生産施設の新規拡大(目標2ha、H20実績2.6ha) ○生産性・収益向上～共同利用組合の設立・拡大(目標5組合、H20実績13組合) ○多面的機能の発揮～学校教育との連携(目標1校、H20実績1校)

< 混在型大規模、体制整備単価協定(道央) >

市町村・協定名	北海道美瑛町美瑛協定
交付面積 交付金額 協定参加者数	4,614ha(田:1,626ha、畑:2,316ha、草地:672ha) 24,673万円(個人配分:40%、共同取組活動:60%) 農業者552人、農業生産法人20法人、生産組織2組織、非農業者24人、上川生産連1組織
取組内容	○将来にわたって持続的な農業生産活動を可能にすることを目指し、集落全体で耕作放棄地の発生予防、良好な景観保持、地力の増進のために、景観作物、緑肥の作付けに取り組んでいます。 ○農畜産物加工グループが、地場産農畜産物のPR、付加価値向上を図るために農業技術研修センターにおいて味噌、トマトジュース、チーズ等の加工を実施し、販売することにより、都市部を含めた他地域へのPRを行い、農村活性化につながる活動を推進しております。 ○農業支援センターを核として、就農を目的とした研修生の受入や新規就農対策を実施し、積極的に担い手の育成に取り組んでいる。
主な効果	○美瑛町は北海道のほぼ中央に位置する「丘のまち」として、道内でも人気の高い観光地として知られており、集落の方々の景観作物の作付け等の取組は観光地としての良好な景観形成にも寄与している。 ○直売所や道の駅で、町内外の消費者へ安心・安全な加工農畜産物を販売しており、生鮮に比べて保存が効くことからおみやげ品としても供給している。また、学校給食への提供も行っており地産地消にも取り組んでいる。 ○平成20年度までに新たに認定農業者33人、新規就農者9人を確保した。

< 草地型大規模、体制整備単価協定(道東) >

市町村・協定名	北海道厚岸町釧路太田集落協定
交付面積 交付金額 協定参加者数	6,147ha(草地:6,147ha) 9,220万円(個人配分:50%、共同取組活動:50%) 農業者107人、農業生産法人4法人、その他組織2組織
取組内容	○大規模化する酪農経営の中で、コントラ委託システムなど農作業の共同化体制は整備されているが、全道的に農作業事故は減少していないことから、農作業安全「MMH」運動を展開する中で、地域内の作業機へ大型車用の低速車マークを装着することで、後続車への視認性を高め追突事故防止に努めるとともに、安全作業への再認識をするため取組を実施した。地域内での事故発生防止と安全意識高揚のため、集落内の主要な作業機へ安全標識板を600枚装着し、農作業安全に取り組むとともに、安全講習や保険の加入推進なども実施した。 ○多面的活動では、牛乳消費拡大に向けた牧草ロール看板の設置や消費拡大活動を町内外で12回実施した。 ○学校教育等の交流活動では、ふれあい酪農体験活動を年5回実施し、集落で管理している「ふれあい農園」で収穫した野菜等の食材を学校給食に提供して、地域農業への理解と食の大切さをPRする活動などを実施した。
主な効果	○農作業事故の防止対策をとることにより、事故を未然に防ぐことだけではなく、事故防止の意識向上にも発展しており、有意義な取組活動となった。 ○消費者との交流促進と牛乳・乳製品の消費拡大運動の展開として、啓発物の作成・掲示やイベントの参加・協賛による活動を行っており、牛乳・乳製品を薦めて消費拡大を図るだけでなく、イベントに参加するなど消費者と直に接することで酪農の理解を深めたり生産意欲の向上になっている。 ○都市住民との交流については、ふれあい酪農体験の実施や収穫体験農園の設置による農業体験活動を行うことで交流を深めることができおり、収穫した野菜を学校給食に提供する等で食育に寄与することや、地域農業への理解についても深まっている。

青森県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	31								
(2) 協定数	625	【うち集落協定	614			個別協定	11	】	
(3) 交付面積	11,345 ha	【対象農用地面積	18,069 ha			交付面積率	63%	】	
		【地目別面積内訳	田:	7,272 ha		畑:	3,713 ha		
			草地:	266 ha		採草放牧地:	95 ha		
(4) 交付金額	949,671 千円	【うち共同取組活動分:	501,629 千円			個人配分:	448,042 千円		

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		集落マスタープランに5年間の活動計画を定めたことにより将来の目標が明確になり、協定構成員の集落営農に対する意識も向上した。水路や農道などの補修・草刈り等が定期的に行われ適切に管理されたことにより、耕作放棄地の発生を抑止することができ、農地の維持・保全及び活発な農業生産活動が行われた。 また、景観植物の植え付けや農地周辺の環境美化などの共同活動や集落内の伝統芸能、農作業体験等により、学校や町会など非農業者との連携が図られ、集落の活性化にもつながっている。 集落マスタープランの年度別計画により、中間年評価当時の進捗に遅れのあった集落協定に的確な指導・助言を行うことができ、21年度末には全ての協定が目標を達成できる見込みである。
		要指導・助言協定数 242 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 236 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 6 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	対象農用地に係る法面の適切な管理、休耕田や粗放園などの共同管理、また、高齢化・後継者不足等で維持管理が困難となっている農用地の協定者間貸借などを進めることにより、各協定とも新たな耕作放棄の発生は見られず、耕作放棄地の発生防止に大きな効果があったと認められる。 個別協定においても、対象地域の農用地を借り受け、適切な管理を行っており、耕作放棄地の防止に効果があった。 さらに、各2、3協定に限られており、実績値は低いものの農振農用地区域への編入や既耕作放棄地の復旧への取組についても活動の効果が認められる。
		交付金交付面積 11,345 ha 農振農用地区域への編入面積 12 ha 既耕作放棄地の復旧面積 3.2 ha
	水路・農道等の管理活動	各協定とも集落協定の締結を契機として、水路の泥上げや農道補修・草刈り等の活動が協定締結前より回数を増やして行われるようになっており、水路・農道とも約1,500kmの管理延長が実現されている。 協定の中には、本姓戸への取組前には、水路等の管理が個々で行われ農業生産活動に支障をきたしている集落もあったが、これら水路・農道等の管理活動が活発化されることにより、農作業の効率化や景観の保持、蚊やカメムシ等の害虫の駆除が図られるなど、農業生産活動を維持していく上で重要な役割を果たしているといえる。 個別協定においても、同様に水路・農道の管理が行われている。
		水路の管理延長 1,496 km 道路の管理延長 1,565 km

	多面的機能を増進する活動	多面的機能を増進する活動への取組が、中山間地域の農業・農村が有している多面的機能を農業者に再認識させるきっかけとなっており、実施地域では、農業生産の維持を通じて多面的機能を増進させている。 対象農用地に隣接する耕作放棄地の草刈りや農用地周辺の林地の下草刈り、農地・農道沿いへの景観作物の植栽に取り組む協定が多いが、鳥類の餌場の確保や魚類・昆虫類の保護活動を行うところもあり、自然生態系の保全や景観の保全等に効果をあげている。 また、学校教育等との連携による体験農園の開設や伝統芸能の保全への取組も見られ、農家、非農家の関わりなく、地域社会の連携と住民交流にも役立っている。 個別協定においては、農家民宿や作業員の短期雇用を行っているものもある。																					
		<table><tr><td>周辺林地の下草刈り</td><td>330</td><td>ha</td></tr><tr><td>都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）</td><td>23</td><td>ha</td></tr></table>	周辺林地の下草刈り	330	ha	都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	23	ha															
	周辺林地の下草刈り	330	ha																				
都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	23	ha																					
農用地等保全マップ	農用地保全マップを作成することにより、協定構成員の対象農用地への保全意識が向上するとともに、集落内の水路や農道の点検・管理について話し合いが行われ、大雨が予想される時の貴県箇所の事前巡回にも役立てている地域もあるなど、補修すべき箇所や危険箇所等についての意識づけや改修計画等の管理に効果をあげている。																						
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	A要件	本県では、全体の40%である250協定が体制整備に向けて取り組んでおり、平成20年度実施状況調査によると、比較的多い活動は、「認定農業者の育成」（169協定）、「多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携」（126協定）、「高付加価値型農業の実践」（100協定）、「機械・農作業の共同化」（61協定）となっている。 機械の共同利用により、協定締結前には行われていなかった農作業の共同化が行われるようになったほか、高齢化が進むなかで作業効率が向上した集落もある。 認定農業者の育成では、集団で定期的に話し合う場を設けられたことが育成に役立ったほか、オペレータの育成支援やパソコン教室の開催に取り組む協定もあり、目標以上の認定農業者が育成された集落も多い。 高付加価値型農業の取組としては、八戸市や三戸町で新品種「まっしぐら」の作付を増やしたり、新郷村ではクリーンライスなどの減農薬栽培が実践され、生産性や収益の向上が図られた。 また、階上町では、せせらぎのこだまする手作りの遊歩道の整備や公園活性化事業としての夏祭りを開催し、町外や都市住民との活発な交流が行われた。																					
		<table><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>220</td><td>ha</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>265</td><td>ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>341</td><td>人</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>3</td><td>人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）</td><td>72</td><td>ha</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連携</td><td>158</td><td>戸</td></tr><tr><td></td><td>182</td><td>集落</td></tr></table>	機械・農作業の共同化	220	ha	高付加価値型農業の実践	265	ha	認定農業者の育成	341	人	新規就農の確保	3	人	担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	72	ha	非農家・他集落等との連携	158	戸		182	集落
	機械・農作業の共同化	220	ha																				
高付加価値型農業の実践	265	ha																					
認定農業者の育成	341	人																					
新規就農の確保	3	人																					
担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	72	ha																					
非農家・他集落等との連携	158	戸																					
	182	集落																					
B要件	本県でB要件を選択して体制整備に向けた取組する協定は、「営農組織の育成」3協定、「担い手集積化」4協定あり、これら協定では、農業機械及び農作業の共同化による集落営農の推進が図られ、集落営農組織及び認定農業者への農作業の受委託・利用権設定が進んでいる。 特に、五戸町では、水稻の育苗から稲刈りまでを共同機械を利用して集落営農に取り組んだり、機械の共同利用により、転作作物の団地化が図られている協定もあり、営農組織の農業生産活動の効率化が認められる。 また、十和田市の協定においては、高齢化等により農業に従事することが困難な農家が生じている中、協定構成員同士で協力し合い、担い手への作業委託により農業生産活動を維持するなど担い手への集積化の効果をあげている。																						
		<table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>81</td><td>ha</td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>20</td><td>ha</td></tr></table>	集落営農組織の育成	81	ha	担い手集積化	20	ha															
集落営農組織の育成	81	ha																					
担い手集積化	20	ha																					

(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	中間年のアンケート調査の結果と同様に、大部分の集落で住民間のつながりや集落活動に対する意識が強まり、集落内の話し合いが活発になったとの効果がでており、本制度により集落内のコミュニケーションの向上が図られ、活性化に貢献していることが認められる。 その他、集落の伝統文化や行事等の復活・活性化、作物の栽培技術の向上、地域外との交流増加、女性や高齢者の積極的な活動参加等、集落機能の活性化において多くの効果が見られる。 具体的な例として、五所川原市では、民族伝承活動等の共同活動によって祭り実施時には地域外の人との交流が増えたり、地域特産物（フキノトウ）を活用した加工品の販売が好評を得ており、弘前市では、休耕田を利用して栽培したそばを神社の宵宮や町会行事で振る舞ったり、町会と共同で道路沿いの花いっぱい運動、お山参詣、獅子舞保存などの活動を行っている。これら交付金を活用した活発な活動は両市において、正に集落機能の活性化に結びついていると言える。														
	その他	加算措置が適用される取組については、本県では、土地利用調整加算に 1 協定、耕作放棄地復旧加算に 3 協定が取り組んでいる。 加算措置を設けることは、農家の取組意欲の向上が図られ有効であり、土地利用調整加算への取組により担い手への作業委託が促進されたり、耕作放棄地の復旧や経営規模拡大により持続的農業を実践したりとその効果が認められる。 五所川原市では、転作作物である「つくねいも」の生産時にでる規格外品を地元「A」と連携し「つくねいも焼酎」に活用し、市の特産品づくりに貢献している例もある。 個別協定では、高齢化・後継者不足による耕作困難となった農地について利用権設定により面的集積を図ったり、農作業の受委託を進めるなど農業生産活動や耕起保全による耕作放棄の防止に効果が見られた。また、一部には、経営規模拡大の取組も行われた。														
		加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄地復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人） <table> <tr> <td></td><td>1</td><td>ha</td></tr> <tr> <td></td><td>4</td><td>ha</td></tr> <tr> <td></td><td>4</td><td>ha</td></tr> <tr> <td></td><td>1</td><td>法人</td></tr> <tr> <td></td><td>0</td><td>法人</td></tr> </table>		1	ha		4	ha		4	ha		1	法人		0
	1	ha														
	4	ha														
	4	ha														
	1	法人														
	0	法人														

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	(1) 取組期間について 中山間地域の活性化、特に耕作放棄地の発生防止のため、本制度の継続が必要であるが、集落の高齢化や後継者不足の進展を考えると、5年間の協定期間は長く、所有者変更に伴う管理上の問題等から今後の協定加入者の減少も懸念されるとの意見もある。 (2) 高齢化の進展について 担い手が確保されているなど体力のある協定は、交付金を活用して集落の活性化に結びつけているが、高い水準で高齢化が進む協定では、農業生産活動の維持が精一杯の現状にあり、これら協定の活動低迷も懸念されている。 本制度の実施によってその影響を緩和することはできても、地方の高齢化そのものは急速に進んでおり、担い手への加算措置や高齢化の進んだ集落への支援策の一層の強化が必要と考えられる。 (3) 体制整備への取組について 集落によっては、小規模経営や人材不足等の事情から法人化に時間を要したり、おおむねの農地が地縁により耕作されている状況から、担い手への農地集積に利用権設定等の処理が必要となっている例もあり、取組の実績（効果）への反映が難しい面がある。 そのため、県では、推進事業を通じ、集落協定間の統合・連携の推進を促していくことが必要と考えられる。
(2) 交付金交付の効果等	(1) 交付金の活用について 交付金の活用については、集落の農業生産上または集落の活性化に寄与する使い方を尊重しているため、この面では、かなり効果があるが、一部集落においては、交付金に依存した状態で管理が継続している状態にある。 (2) 交付要件について 中山間地域全体としては傾斜地だけが不利な条件でないことから、同じ集落にあっても耕作地の位置により交付金をもらえる人とそうでない人がいる現状の制度に対して一部に不公平感もあるので、交付金のうち共同活動に当てる割合を現行(1/2)以上に定めたり、交付要件の拡大など不公平感を緩和し、集落の一体感をさらに高めていくような方策も必要と考えられる。 (3) 協定違反の取り扱いについて 本制度では、5年間の協定締結期間中、協定農用地の一部でも耕作が行われなかった場合は、協定農用地の全てについて交付金を遡及返還させるという仕組みになっており、このことが耕作放棄の発生防止に大きな効果上げている。 一方で、高齢化が進展する中でリタイアした者をカバーするため、他の協定構成員の負担が増えていることが懸念される。 (4) 担い手の育成について 担い手の育成については、認定農業者の確保や新規就農などの効果が現れている。ただ、本制度による担い手の確保ができたとしても、その地域で生活できる環境が定住の必要条件となることから、所得保障に加え、アグリビジネスへの支援など農業所得をさらに高めていく施策との連携も必要と考えられる。 個別協定においては、特に課題は見当たらない。

4 事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		集落マスタープランを策定することで、目標が明確化され、その目標達成のため5年間の活動計画を作成したことにより、構成員の意識が向上し、年度別の計画的な活動が行われた。 また、中間年評価の際には、各集落協定の活動状況を確認することができ、市町村における個別指導にも役立てられ、当時の進捗に遅れのあった集落協定に的確な指導・助言を行うことができ、21年度末には全ての協定が目標を達成できる見込みであり、集落の自律的な産業生産活動など体制の整備と活動の推進が図られたと評価できる。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		農業生産活動の基本的事項である草刈りや水路・農道補修に共同で取り組むことで、その重要性が再認識され、活動が計画的に実施されたことが中山間地域における農業生産活動の安定化につながっている。 個別協定においても、集落協定と同様に当該制度の取組が農用地の保全等に直結しており、必要不可欠な事項であると考ええる。 よって、本制度のこれら取組が、耕作放棄地の発生防止、水路・農道等農業用施設の適切な管理、多面的機能の増進に大きな効果があったと評価できる。 なお、特徴的な事例として、六ヶ所村や中泊町における非農家を含めたイワナの稚魚放流への取組があり、これら取組により環境保全に対する意識や集落全体の連携を強める効果をあげている協定もある。 特に、多面的機能を増進する活動については、広く地域住民の理解を得て一緒に進めていくべき内容であるため、取組集落からの情報発信を積極的に進めていくことで周辺地域への波及が期待される。 このため、今後は、グリーン・ツーリズム等の他施策と連携し、「保健休養機能を活かした都市住民等との交流」や「自然生態系の保全に関する学校教育機関等との連携」など、集落外の住民や団体を巻き込んだ取組活動を一層推進していくことが必要であると考ええる。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		各集落協定において、農業機械・作業の共同化、担い手の育成などの、農業生産体制づくりが進んでおり、個々の作業負担の軽減や生産性・収益性の向上が図られた。特に、認定農業者の育成や担い手への農地集積の部分における効果が市町村から高く評価されているほか、新作物の導入と定着が高齢者や女性の生産活動への参入の導引となったり、農家だけでなく地域住民との共同の場が設けられたことが、多方面にわたり大きな効果があると認められる。 しかし、本県の場合、高齢化や担い手不足等により5年後の体制整備に向けた要件を達成できる見込みがないとの理由で、現状維持に終始している集落協定も見られ、体制整備に取り組む集落協定の割合が全体の40%である250協定と全国平均(47%)に比較して低いので、更なる取組推進が必要と考えられる。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	集落協定のほとんどにおいて、本制度の取組により、集落内の活性化等に向けた話し合いが進み、集落や地域の活動の維持・活性化を促す効果があったと高く評価している。 中には、自主的に無人販売の設置・販売に参入したり、地域資源の管理、歴史、文化の保存など地域の課題を踏まえた計画的な活動に取り組む協定も見られるが、一部には女性や高齢者の活動参加が少ないなどの問題を抱える協定もあり、これら優良事例となる協定との交流を進めていく必要があると考えられる。 また、本制度の交付対象が傾斜地等に限定されており、集落協定＝集落とはなっていないため、対象農用地の基準が緩和され、地域全体の農用地を支援できれば、集落機能の活性化により効果的な活動ができるとの意見もあげられている。
	その他	加算措置への取組をしている集落協定では、加算措置が新たな取組を誘発している事例もあり、大変有効であるが、中には深浦町のように、耕作放棄地復旧のため重機を利用する経費がかさみ取組が進みにくい協定もある。 県全体としては加算措置への取組協定が少ないことから、制度内容の周知等、対策を講じていく必要がある。 また、個別協定においては、利用権設定等による農地の集積により、耕作放棄地拡大を防止し農地の保全管理等が適正に行われており、活動の効果が認められる。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
本制度の活用を契機に、従来取組が遅れていた本県の中山間地域でも、新規作物の導入、共同利用機械の購入・活用、オペレータの育成、経営へのパソコン導入、さらには、農産物加工や直売への取組が行われ、新しい農業に向けて県内中山間の各地が大きく動き出したことは高く評価できる。 第二に、コミュニティ機能の活性化につながる伝統芸能や祭りの復活・継承、小学生や老人クラブとの交流、景観に配慮した花き等の植栽、グリーン・ツーリズムの取組など多種多様な活動が各地で盛んに行われるようになり、とかく閉鎖的になりがちであった中山間の集落機能を活性化させた意義は大きい。 第三に、農業生産の最も基礎的な資源であり、食料の安定供給にとって重要な基盤である農地の確保という面からも相当程度の耕作放棄地の発生が防止されていることは大きな成果として評価できる。 この他、本制度の実施により、地域で暮らす喜び、生きがいづくり、地域コミュニケーション機会の増大による連帯感の醸成など数字で表しきれない部分での効果も認められることは、特筆すべきである。 しかしながら、中山間等の地域にとっては、依然として高齢化の進展や担い手不足など深刻な課題が存続しており、これらが本制度の取組そのものにも影響を与えかねない地域も出てきている。 今後、地域内住民だけでこれらの問題を解決することはますます難しくなっていくことが想定されることから、例えば、中山間地域における活動に関心を寄せるNPO法人がコーディネータ役となったり、消費者団体や建設業など異業種の参入等、地域外からも新たな中山間地域の担い手やリーダーとなる人材を本制度の活用により確保していく必要がある。 第1期、第2期と本制度の定着のため、とかく行政主導によりスタートしてきた部分もあったが、今後は新たな段階として活動誘引の役割をNPO法人等行政以外に求めることにより、新たな発想や意欲ある取組への誘発など、地場産品の販売コーディネート、都市部とのマッチング等経済活動の活性化についても効果が期待される。 また、これらの新たな取組を実施するに当たって、これまで前面に出ることが少なかった女性の参画を進めることが特に重要である。女性が参画しやすい環境づくりをすることで、住民が楽しみながらいきいきとした活動を展開し、より一層成果が得られるよう誘導していくことが求められている。 さらに、本制度の運用面では、協定集落内の対象農地（者）と非対象農地（者）の不公平感や中山間地域内の協定集落と周辺集落との間における耕作放棄地の偏りなども視野に入れながら、柔軟に対応していくことも必要である。本県としては、中山間地域が抱える諸問題の解決に当たり、「中山間地域等直接支払制度」が平成22年度以降も将来にわたり大きな役割を果たしていくことを期待しており、制度の運用面での改善を重ね、今後とも本対策を継続していくことが適切であると評価するものである。	B
(県内市町村の評価) 青森県内40市町村中31市町村が本制度に取り組んでおり、そのうち3市町村(9.7%)が「A：おおいに評価できる」、21市町村(67.7%)が「B：おおむね評価できる」、7市町村(22.6%)が「C：やや評価できる」と評価している。 「A」と評価した3市町村では、本制度により耕作放棄地の発生防止や一部復旧につながった、水路・農道等の管理に効果があったとしたほか、中山間地域の国土保全機能、保健休養機能、自然生態系保全機能など多面的機能を増進する共同取組活動が活発となり、集落機能の活性化も進んだと評価している。 「B」と評価したのは21市町村で最も多い。本制度が一定の効果を上げたと評価する一方で、最も深刻で切実な問題である高齢化や担い手不足など中山間地域が抱える諸問題に実効性のある対策がなかなか見いだせないという点にも似たような判断が背景にある。 しかし、本対策の継続が必要不可欠となっていることを強く認識している。 「C」と評価した7市町村については、今後更なる取組の効果を上げるために、それぞれの集落の実情に対応した制度の充実が必要との評価がある。また、集落ぐるみで多面的機能を確保するための取組を進めるに当たって、地域住民の認知度が十分に進んでいないことを課題にあげている。 いずれの市町村の評価も、本制度の継続強化を求めている点では共通している。	

6 その他(特徴的な取組事例)

別添のとおり

< N P O法人等の非農家等との連携を目標としている事例 >

○ 「村らしさ」を維持し、安らぎの場を提供

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	青森県三戸郡新郷村 大畑			
協 定 面 積 11.6ha	田（100％） 水稲、そば	畑	草地	採草放牧地
交 付 金 額 242.8万円	個人配分			40 %
	共同取組活動 （60％）	担当者活動経費		10 %
		鳥獣害防止対策及び水路・農道等の維持管理等経費		18 %
		体制整備に関する活動経費		29 %
		農用地維持管理活動経費		3 %
協 定 参 加 者	農業者 17人（うち集落外4名）、新郷村立川代小学校			

2. 取組に至る経緯

当集落は高齢化が進んでおり、10年後には集落内の農家は後継者不足で確実に減少すると見込まれていることから、「村らしさ」を失うことのないよう、農業生産活動等の継続や地域活性化などに向けた取組を行っていくこととした。

3. 取組の内容

集落内の高齢者には、そば打ちやわら細工、炭焼き等の技術を有している者が多いことから、子どもたちを含んだ次世代に継承すべく、世代間交流や都市住民との交流を進めていくことで、高齢者の生き甲斐につなげるとともに地域の活性化を図っている。

また、子どもたちが水田の生物を観察する機会を増やし、水田の持つ多面的機能を学ばせるほか、町内の小学生による「大黒舞」を積極的に援助し、地域の伝統文化の保護と町内の活性化も図っている。

これらの活動に加え、当協定代表者がインターネット上にブログ「そば好房 鬼蓮庵 (アドレス: <http://onibasuan.blog87.fc2.com/>)」を開設し、集落協定活動を含む、集落の様子等の情報を随時発信している。



小学生によるそばの収穫体験



対象農用地内に建設した炭窯

【集落の将来像】

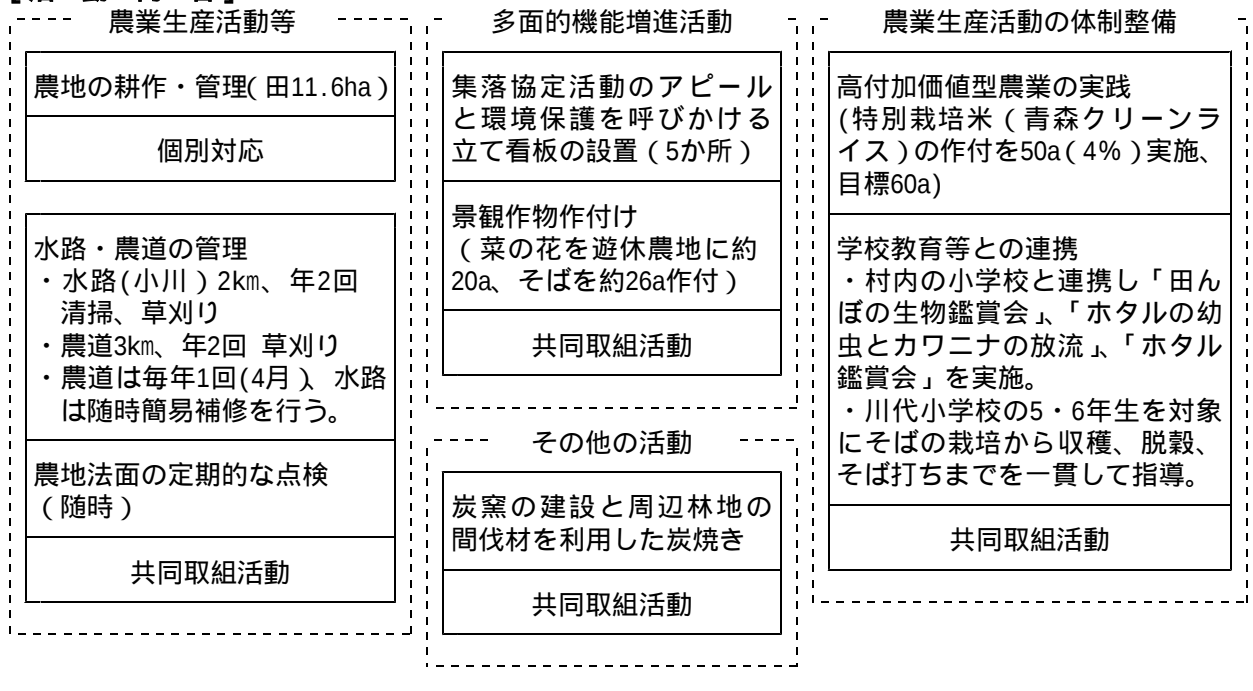
- 農業景観や文化継承などの多面的機能を次世代に残して、継続性のある農業生産活動を可能とし、「村らしさ」を失うことのないよう集落の維持を行う。また、高付加価値型農業を实践や村内の小学校と連携し、そばの生産から加工までの一連体験学習及び田んぼの生物観察会を行っていく。



【将来像を実現するための活動目標】

- 高付加価値型農業に向けた特別栽培米の作付けの推進
- 学校教育等と連携した自然保全活動の実施

【活動内容】



集落外との連携

- ボランティアで行っている団体「芝棟・新郷プロジェクト」と連携し、茅葺民家の再生や炭焼き体験を開催。炭窯については集落協定の事業の一部として集落内に建設したものを使用し、炭焼きの技術指導は集落協定の構成員が担当。

4. 取組による変化と今後の課題等

体験学習等、集落の枠を越えた活動に発展した取組もあり、地域全体の活性化に貢献している。一方、高齢化による労働力不足が懸念されることから、農用地の保全を進めるとともに、担い手や生産組織の育成等について積極的に進めていく必要がある。

【平成20年度までの主な効果】

- 高付加価値型農業による減農薬栽培
 - ・炭焼きの際に出る「木酢液」の水田への散布及び水田に鯉を放流して除草剤の使用を極力抑えた特別栽培米「青森クリーンライス」の生産(当初0a、目標60a、H20実績50a)
- 小学校と連携した自然生態系の保全活動
 - ・平成20年度から川代小学校に加え、村内の戸来小学校(6年生、19名)が新たに加わり、そばの栽培からそば打ちに至るまでの一連の体験学習の実施。

< 新規就農者の確保又は認定農業者の育成を目標としている事例 >

○ うるおいと活気のある集落を目指して

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	青森県弘前市 ひろさきし 大貝中山間地農地を守る会 だいかいちゅうさんかんちのうち まも かい			
協 定 面 積 74.1ha	田 (94%) 水稲	畑 (6%) りんご	草地	採草放牧地
交 付 金 額 573.6万円	個人配分			50 %
	共同取組活動 (50%)	担当者活動経費		7 %
		鳥獣害防止対策及び水路・農道等の維持管理等経費		11 %
		体制整備に関する活動経費		17 %
		農用地維持管理活動経費		10 %
		その他(事務費等)		5 %
協 定 参 加 者	農業者 124人、弘前市立裾野中学校			

2. 取組に至る経緯

当協定は、大森地区と貝沢地区の農業者124名と弘前市立裾野中学校により形成されている。農業者の多くは米とりんごの複合経営農家であるが、配偶者不足等による後継者難が懸念されることから、担い手の育成などに取り組むこととした。

3. 取組の内容

りんごの生産向上に向け、毎年1月に若手のりんご栽培農家に対し「りんごせん定会」を開催し、せん定技術の継承に努めている。

また、認定農業者の育成にも力を入れており、現在15名の認定農業者を確保している。平成20年からは他地域から技術指導を受け、新たな特産品としてそばの栽培にも取り組んでいる。

このほか、沿道にベゴニアを植えたプランターを設置し、中学校通学路の法面に花文字を形成するといった、環境美化活動にも取り組んでおり、今後については、ごみ・産業廃棄物の不法投棄防止や交通安全を呼びかける立て看板を中学校と連携して設置し、多面的機能の増進を図るとしている。



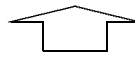
りんごのせん定会の様子



中学校通学路法面の花文字

【集落の将来像】

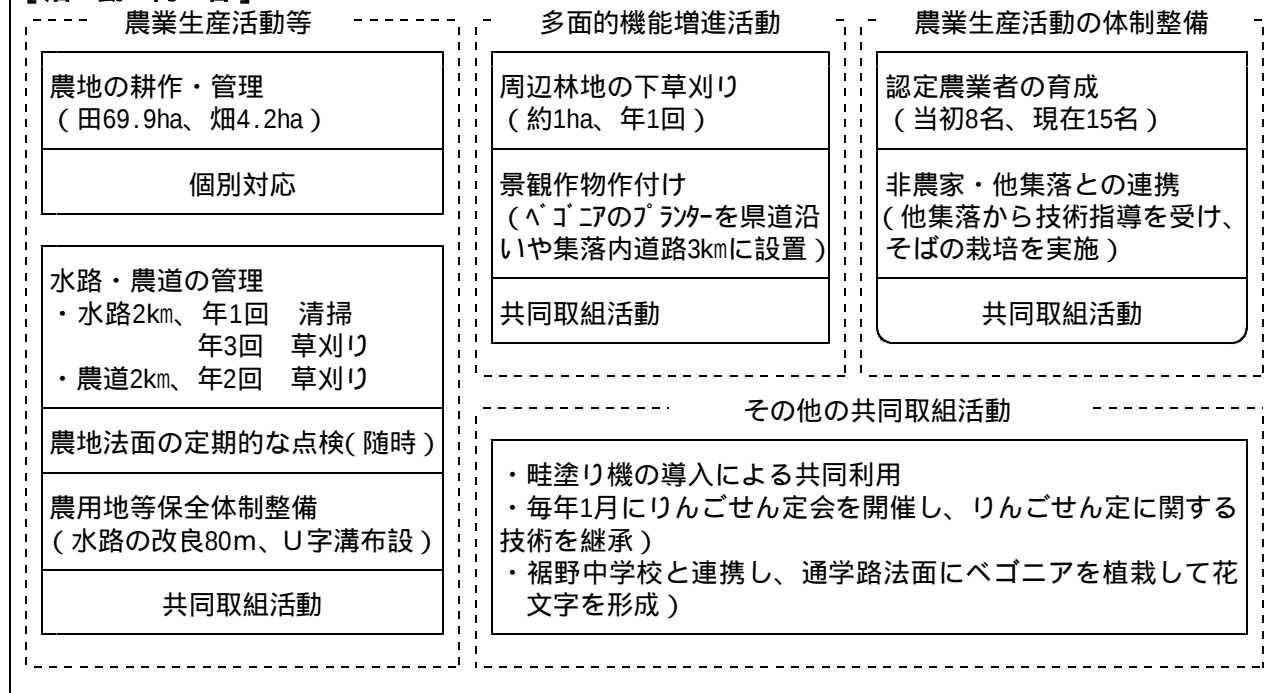
- 現在活躍している担い手を認定農業者として育成し、農地の保全等に努める。
また、学校等と連携を図り、沿道へのプランター設置や法面への花文字作成などの活動を推進して潤いと活気のある集落となることを目指す。



【将来像を実現するための活動目標】

- 後継者の育成の推進
- 他集落等と連携した生産性向上及び地域活性化に向けた取組の実施

【活動内容】



集落外との連携

- 外ヶ浜町上小国集落から技術指導を受け、そばの栽培(40a)に取り組む(H20実施)

4. 取組による変化と今後の課題等

りんごせん定会を定期的に行っていることが、栽培技術と生産意欲の向上に結びつくようになった。一方、平成20年度にそばを栽培したが、思ったより収穫量が上がらなかったことから、今後栽培技術の向上を図る必要がある。

【平成20年度までの主な成果】

- 認定農業者の育成(当初8名、目標9名(H18達成)、H20実績15名)
- 県道・集落内道路へ景観作物を植えたプランターの設置(当初0km、目標3km、H20実績3km)
- 弘前市立裾野中学校と連携し、通学路法面にペゴニアを植栽して花文字を形成。
- 毎年1月に若手りんご栽培農家を対象に「りんごせん定会」を開催。(H20実績・40名参加)
- 集落内の水路改修による管理コストの削減(水路決壊常習地(2か所)にU字溝を布設)

岩手県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	34								
(2) 協定数	1,234	【うち集落協定	1,188		個別協定	46	】		
(3) 交付面積	22,241	ha	【対象農用地面積	24,641	ha	交付面積率	90%	】	
			【地目別面積内訳	田:	20,538	ha	畑:	584	ha】
				草地:	654	ha	採草放牧地:	464	ha】
(4) 交付金額	3,395,490	千円	【うち共同取組活動分:	1,864,763	千円	個人配分:	1,530,727	千円】	

2 交付金交付の効果等

項目		効果等												
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項		県内の34市町村1,188集落協定において、下記の「(2)農業生産活動等として取り組むべき事項」～「(4) その他協定締結による活動」の事項は、「集落マスタープラン」の「集落の5年間の活動工程表」に則して21年度までに計画的かつ着実に実施され、中間年評価の際に要指導・助言となった149協定についても、21年度までに着実に実施されている。 また、マスタープランを策定したことによる効果として、集落の将来像を見据えて計画的な活動の実践が図られるようになり、このための話し合いが増え、共同意識の高まりや耕作放棄防止につながったことが挙げられる。 要指導・助言協定数149のうち目標達成見込みは148協定であり、残る1協定は協定廃止となったもの。												
		要指導・助言協定数 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数	<table><tr><td>149</td><td>協定</td></tr><tr><td>148</td><td>協定</td></tr><tr><td>0</td><td>協定</td></tr></table>	149	協定	148	協定	0	協定					
149	協定													
148	協定													
0	協定													
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	中間年評価では、本制度を導入している全34市町村、集落協定の98%が「本制度が耕作放棄地の発生防止に効果がある」と回答しており、仮に本県が本制度に取り組まなかった場合、制度期間（17～21年度）において、耕作放棄地発生面積を市町村アンケート結果から推測すると、約5,300ha(協定面積の26%)の耕作放棄地が発生したこととなる（参考：平成17年度の耕作放棄面積12,574ha（農林センサス））ため、本制度による耕作放棄の防止効果は極めて大きい。 また、耕作放棄が懸念される農地の受委託を推進することによって担い手への農地集積が図られたほか、新たに農振農用地区域へ290haほどが編入されたこと、また、約490ha（中間年評価時）の協定農用地において鳥獣害防止対策に取り組んでいることなど、様々な取り組みによって耕作放棄の防止効果が発揮されている。 個別協定においても、同様の効果が発揮されている。												
		【うち個別】 <table><tr><td>交付金交付面積</td><td>896</td><td>22,241</td><td>ha</td></tr><tr><td>農振農用地区域への編入面積</td><td>5</td><td>289</td><td>ha</td></tr><tr><td>既耕作放棄地の復旧面積</td><td>0</td><td>1</td><td>ha</td></tr></table>		交付金交付面積	896	22,241	ha	農振農用地区域への編入面積	5	289	ha	既耕作放棄地の復旧面積	0	1
	交付金交付面積	896	22,241	ha										
農振農用地区域への編入面積	5	289	ha											
既耕作放棄地の復旧面積	0	1	ha											
水路・農道等の管理活動	中間年評価の結果では、共同管理活動等は協定締結前に比べて年平均3.1回増加しており、水路においては約4,500km、道路においては約2,700kmが本制度によって適正に管理されている。 なお、道路への植栽や、河川の清掃活動へ発展した協定も見受けられるなど、水路や道路の管理活動を通じて、地域の財産を自ら守ろうという意識の醸成が図られた。 個別協定においても、同様の効果が発揮されている。													
	【うち個別】 <table><tr><td>水路の管理延長</td><td>4</td><td>4,531</td><td>km</td></tr><tr><td>道路の管理延長</td><td>7</td><td>2,744</td><td>km</td></tr></table>		水路の管理延長	4	4,531	km	道路の管理延長	7	2,744	km				
水路の管理延長	4	4,531	km											
道路の管理延長	7	2,744	km											

	多面的機能を増進する活動	中間年評価では、本制度を導入している市町村の97%、集落協定の94%が「本制度が多面的機能の維持・発揮に効果がある」と回答していることから、本制度が農村の多面的機能の発揮に寄与するところは大きい。 周辺林地の下草刈り（550ha）を実施することにより、病害虫の抑制に高い効果を発揮したほか、生態系保全や農村景観保全に対する意識の高揚が図られた。 個別協定においても、同様の効果が発揮されている。
		【うち個別】 周辺林地の下草刈り 10 550 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 0 9 ha
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	農用地保全マップを作成したことにより、保全・管理すべき農用地の範囲や対象施設が明確化され、定期的・計画的に共同活動に取り組むことが可能となった。 また、マップの作成を通じて、集落の保全すべき施設等を再認識するとともに、集落の周辺環境を把握する機会となったほか、迅速な震災復興の一助となった集落もあった。
	A要件	本要件への取り組みにより、約3,000haの農地で共同防除作業や農業機械の共同購入が図られた。 また、認定農業者は119人増の485人が育成されるとともに、1,200haの農地が担い手等へ集積され、農業の低コスト化はもちろん、農業者の高齢化に伴う耕作放棄地発生の防止にも大きく貢献している。 さらには、花壇整備などの景観形成活動への取り組みや、グリーンツーリズム受け入れなどにより、約900戸もの非農家との連携が構築された。
		増加分 機械・農作業の共同化 2,444 ha 高付加価値型農業の実践 440 ha 認定農業者の育成 461 人 新規就農の確保 21 人 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 739 ha 非農家・他集落等との連携 662 戸 139 集落
	B要件	本要件への取り組みにより、210haほどの農地を営農組織で作業することとなったほか、担い手への農地集積が270haまで拡大した。
		増加分（以外） 集落営農組織の育成 74 ha 担い手集積化 249 ha
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	中間年評価では、実施市町村の94%、集落協定の98%が「本制度が地域や集落活動の維持・活性化を促す効果がある」と回答しており、集落アンケート調査においても、協定活動の話し合いが平均で3.8回増加する結果となっており、本制度が地域や集落活動の維持・活性化に寄与するところは大きい。 特に、農業生産活動に関しては「共同化や受委託の推進による集落営農基礎構築」、集落内の活性化に関しては「話し合う機会の増加」、集落外等との連携に関しては「学校や子供会との連携」などが効果として挙げられる。
	その他	本県では、加算措置として、規模拡大要件については54協定、土地利用調整要件については15協定、法人設立加算については6協定において取り組んでおり、特に規模拡大要件は中間年評価時から7協定増加している。 規模拡大が102ha、土地利用調整が278haなど、中山間地域の不利な生産基盤条件にあっても、より積極的な活動の展開につながっている。 個別協定においても、同様の効果が発揮されている。
		加算措置 【うち個別】 ・ 規模拡大 2 102 ha ・ 土地利用調整 0 280 ha ・ 耕作放棄復旧 0 0 ha ・ 法人設立（特定農業法人） 0 0 法人 （農業生産法人） 0 0 法人

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	中山間地域においては、今後とも、高齢化や過疎化が一層加速し、耕作放棄地や自然災害の増加が懸念されることから、農村集落に定着しつつある本制度を、法制化による恒久的な支援施策とすべきと考える。 また、高齢化の進んだ集落に対する加算措置の拡充や、地方公共団体への財政支援、一農業者当たりの交付受給上限額（100万円）の見直し、及び傾斜測量費用等の市町村推進事業助成対象拡充などが、課題点ならびに改善方向策として挙げられる。 個別協定においても、同様の課題が考えられる。
(2) 交付金交付の効果等	交付金は、農業生産活動等が継続できる農業生産体制や集落営農基盤を確立するため、市町村は、交付金の概ね1/2以上を共同取組活動に充てるよう指導することとされている。 本県においては、共同取組活動分は約56%となっており、概ね1/2以上を共同取組活動に充てることを良しとする市町村が多いものの、共同取組活動分の交付割合が示されることにより、協定構成員の自発的な参加の支障になっているとの意見もある。 個別協定においても、同様の課題が考えられる。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項	マスタープランを策定したことにより、集落の将来像を見据えて計画的な活動の実践が図られるようになり、このための話し合いが増え、共同意識や多面的機能への関心の高まりや、耕作放棄防止活動の実践へとつながった。 また、中間年評価の際に要指導・助言となった149協定についても、21年度までに着実に実施されている。 しかし、協定構成員の高齢化等により、リーダーシップの発揮への効果は少なく、高齢化の進んだ集落に対する支援が必要である。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	本制度による耕作放棄防止効果は、アンケート調査結果からも非常に高いことが明らかである。また、従来は個々の農家で行っていた水路や道路の管理についても、共同で行うことにより定期的かつ計画的に実施されるようになったため、集落の話し合いによって優先順位の高い箇所から維持補修を行うなど、水路や道路の適正な管理に大いに寄与している。さらには、農村景観の維持・向上のために花壇整備や景観作物作付を行うなど、多面的機能も十分発揮している。 これらの取り組みを、協定構成員の自発的な活動として定着させることが課題である。 個別協定においても、同様の効果と課題が考えられる。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	保全・管理すべき農用地の範囲や対象施設が明確化された農用地等保全マップの作成をはじめ、共同防除作業や機械の共同購入に効果が高かった機械・農作業の共同化については、特に効果が顕著であり、自立的かつ継続的な体制整備の基礎となった。 本県においては、全協定数のうち312協定（25%）が体制整備への取り組みを行っている基礎単価協定であることから、体制整備に取り組むため、市町村等による誘導が必要と考えるが、高齢者の進んだ集落にあっては負担が大きいなどの課題がある。
(4) その他協定締結による活動	中間年評価の際のアンケート結果より、本制度を機に、集落の話し合いの機会が増え、話し合いの回数が増えた集落ほど農作業の共同化や認定農業者の育成、高付加価値農業・農産物加工などの取り組みが進んでいることから、本制度が集落機能の活性化に寄与するところは大きい。 ただし、本制度による集落機能の活性化に対し、継続性を不安視する声もあることから、恒久的な支援施策としての検討が必要である。
	本制度が10年経過し、集落には共同取組に対する意識の向上が明らかに定着していることに加え、従来から存続している地域の祭事の活性化や、他集落への研修によって新たな視点を確保するといった効果が生じ、共同活動が厚みを増している。 一方、高齢化によって協定の継続に不安な声が聞かれるのも事実である。 個別協定においても、同様の効果と課題が考えられる。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
中間年評価の際に要指導・助言となった149協定については、21年度までに着実に実施されており、全協定において通知基準以上の達成が見込まれる。 また、中間年評価時において、実施市町村の94%、集落協定の98%が「本制度は地域や集落活動の維持・活性化を促す効果がある」と回答していること、実施全市町村、集落協定の98%が「本制度は耕作放棄地の発生防止に効果がある」と回答していることなどから、中山間地域における農業生産の条件不利を補正する本制度により、集落活動の活性化を通じて、耕作放棄の発生防止に大きな効果をあげていることは明白である。 さらには、実施市町村の97%、集落協定の94%が「本制度は多面的機能の維持・発揮に効果がある」と回答しており、本制度により農村の多面的機能が発揮され、教育や他集落との連携の機会へと発展している。 農村集落に定着しつつある本制度の継続を望む声は大きいですが、5年ごとに対策が区切られることを不安視する市町村や集落もあることから、法制化による恒久的な支援施策へ制度を改正するとともに、高齢化が進んだ集落への加算措置や、地方公共団体への一層の財政支援などを検討する必要がある。	A

6 その他(特徴的な取組事例)

別紙のとおり

6 その他(特徴的な取組事例)

市町村・協定名	岩手県奥州市 大平地域営農活性化組合(おおだいらちいきえいのうかつせいかくみあい)			
協定面積	16 ha	田	畑	草地
		16	-	-
交付金額	361 万円	個人配分		
		50 %		
		共同取組活動	農地管理経費	16 %
			共同利用施設整備経費	8 %
			協定参加者の各種研修等に要する経費	8 %
			水路・農道等の維持管理等に要する経費	18 %
協定参加者	農業者15人 非農業者2人 計17人			
取組内容	○集落ぐるみで和牛一戸一頭増頭と福祉活動の実践 ・ソーラー式電気牧欄を設置した山沿いの水田放牧地で、集落全戸当番制による牛の飼養管理体制の確立。 ・水稻のカメムシ防除、飼料作物やハトムギの耕起・播種作業等の共同化。 ・18年度に設立した特定農業団体「大平営農組合」へ、全農地の利用集積を図る。 ・集落互助組織「大平住民幸社」との連携による住民福祉活動・生活環境整備・世代間交流事業の実施。			
主な効果	・機械作業の共同化(ハトムギ播種・牧草乾燥等) (目標8.3ha、H20実績6.1ha) ・認定農業者育成 (目標1人、H20実績1人) ・担い手への農地集積 (目標11ha、H20実績4.7ha)			

市町村・協定名	岩手県陸前高田市 矢作町第12区集落組合協定(やはぎちょうだい12くしゅうらくくみあい)			
協定面積	13 ha	田	畑	草地
		13	-	-
交付金額	284 万円	個人配分		
		52 %		
		共同取組活動	役員報酬	4 %
			道路・水路管理費	17 %
			農地管理費	21 %
			その他	10 %
協定参加者	農業者32人			
取組内容	○共同栽培した雑穀「だるまひえ」で食育を推進 平成15年度から、雑穀(だるまひえ)を共同で栽培し、学校給食センターに供給を始め、小中学校で食育教材として利用されている。また、隣接する集落協定と連携し、共通で使われる農業用水路の保全管理を行っている。			
主な効果	機械・農作業の共同化……………(目標 3ha、H20実績 6.5ha) 非農家・他集落との連携……………(目標 1集落、H20実績 1集落) 鳥獣害被害防止対策……………(目標 3,000m、H20実績 3,000m)			

市町村・協定名	岩手県二戸市上海上集落(かみがいいしゅうらく)			
協定面積	52.73 ha	田	畑	草地
		46.54	6.19	-
交付金額	559 万円	個人配分		
		100 %		
		共同取組活動	共同機械購入	58 %
			多面的機能増進活動	29 %
			その他	13 %
協定参加者	農業者50人 非農業者9人 計59人			
取組内容	・交付金全額を共同取組活動費として活用し、全農業者が作付けしている水稻について、作業の共同化に必要な機械を整備し、田植え等の作業を共同で行っている。 ・集落の基幹産業である葉タバコにかかわる特産物を模索し、アイガモを利用した水稻栽培やブルーベリー栽培に取り組み、産地づくりを進めている。 ・集落内での交流会の開催、近隣集落と芸能大会を通じた交流を深めている。 ・集落を5地区に分け、それぞれが農業者の意見を取り入れた特徴ある取り組みをし、購入する機械も地区のニーズに合わせたものとなっている。			
主な効果	・集落の農業者に農業生産活動への意欲があふれ、新規作物の導入の際も、積極的にモニターとなるなど、他の協定集落と差別化を図っている。 ・毎年度の事業として先進地の視察研修を実施しており、農業生産活動への意欲を高めている。 ・各農業者の意欲の高まりが後継者の確保につながっており、7割の農業者に後継者がいる。			

宮城県 最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	14									
(2) 協定数	253		【うち集落協定	246			個別協定	7	】	
(3) 交付面積	2,183	ha	【対象農用地面積	3,769	ha		交付面積率	58%	】	
			【地目別面積内訳							
				田	1,993	ha		畑	40	ha
				草地	84	ha		採草放牧地	66	ha
(4) 交付金額	287,672	千円	【うち共同取組活動分	169,723	千円		個人配分	117,949	千円	】

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		集落協定締結に当たり、規定する事項として定められている集落マスタープランについては、10～15年後の集落の将来像を明確にし、将来像の実現に向けて、今後5年間で取り組む活動内容を掲げているものであり、ほとんどの協定で計画に沿った取り組みが実施されマスタープラン作成の効果が認められる。 なお、一部取り組みに遅れ等が見られる集落もあるが関係機関の指導・助言により、平成21年度の目標に対し着実な実施が見込まれる。
		要指導・助言協定数 4 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定 4 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 0 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	中間年評価によれば、耕作放棄地の発生防止に関するアンケート調査結果から、ほとんどの集落（96%）が耕作放棄抑制効果を評価しており、5年間の耕作放棄抑制面積が1割以上あると答えた協定は80%を占めていることから、本事業を実施しなければ耕作放棄地が増加することは明らかであり、多大な効果が認められる。 また、個別協定についても同様に効果が認められる。 個別協定 交付金交付面積【94ha】 農振農用地区域への編入面積【0ha】 既耕作放棄地の復旧面積【0ha】
		交付金交付面積 2,183 ha 農振農用地区域への編入面積 10.3 ha 既耕作放棄地の復旧面積 0 ha
	水路・農道等の管理活動	集落全体での農地の法面や水路・農道等の管理に係る共同作業の状況について、中間年評価によれば平成16年度以前と比べると89%の集落は協定締結を契機に活発に行われるようになってきている。また、共同作業の年間回数も90%の集落で増えており、適切な維持管理が行なわれている。これにより耕作放棄抑制にも繋がっており本制度の効果とも言える。 また、個別協定についても同様である。 個別協定 水路の管理延長【0.6km】 道路の管理延長【1km】
		水路の管理延長 470 km 道路の管理延長 405 km
	多面的機能を増進する活動	多面的機能を増進する取組として「周辺林地の下草刈り」を204協定（83%）、「景観作物の作付け」を48協定（20%）、自然生態系に配慮した「堆きゅう肥の施肥」が72協定（29%）で実施している。 その結果として中間年評価アンケート調査結果を見ると、「国土保全や保健休養機能等の多面的機能の発揮の役割を維持保全する効果があると思うか。」に対しほとんどの集落（94.2%）が効果を認め、その内容については「景観の保全」57.3%、「水源のかん養」39.8%、「災害の抑制」52.0%、「自然生態系の保全」44.3%になっており本制度の効果が認められる。 また、個別協定についても同様に本制度の成果が認められる。 個別協定 周辺林地の下草刈り【0.1ha】 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）【0km】
		周辺林地の下草刈り 47 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 0.7 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	農用地等保全マップにより、共同活動の対象とする範囲や位置を協定作成時に明確化し、それを実践ことにより着実な取り組みが実施されており効果が認められる。	
	A要件	高齢化や後継者難が進む集落において、新たに農作業の共同化が協定締結時の31haから144haに、受委託が36haから84haに増加し、脆弱な中山間地域の農業において前向きな取組が見られ、その効果が認められる。	
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携	増加分（以外） 113ha 44ha 18人 5人 90ha 94戸 17集落
	B要件	地域や集落を基礎とした集落営農組織の育成が協定締結時0haから30haに、担い手集積化が5haから33haに増加し、集落営農への前向きな取組が見られ、その効果が認められる。	
集落営農組織の育成 担い手集積化		増加分 30ha 27ha	
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	中間年評価のアンケート調査結果によれば、集落の活性化や将来に向けた話し合いについて平成16年度以前と比べると93.1%の集落が協定締結を契機に活発に行われるようになっており、話し合いの年間回数も94.7%の集落で増えている。 話し合いがきっかけとなり変わったことでは「住民との繋がりが深まった」37.4%、「集落活動に対する住民の意識が高まった」69.5%、「農作業の共同化の取り組みが始まった（又は活性化した）」36.6%、「担い手への農地集積や作業委託への取り組みが始まった（又は活性化した）」26.0%になっていることから、話し合い活動、集落内の繋がりの強化、農作業の共同化に効果が有り、地域・集落の活性化について本制度の効果が認められる。	
	その他	利用権設定による規模拡大など難易度の高い取り組みであるが、6協定で取り組んでおりいずれも着実な取り組みが実施され、その効果は認められる。また、耕作放棄地復旧に取り組む活動は特に前向きなものであり、他の協定の模範となるものである。 なお、個別協定での取組はなし。	
		加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）	6ha 14ha 0.4ha 0法人 0法人

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	中間年評価のアンケート調査結果から、協定の役員の方の現在の平均年齢は概ね 56 から 70 歳までの方が 75 % を占めており高齢化が進行しており、地域指導者の確保が課題である。 また、個別意見の中には、農地の条件等によって集落内で交付対象者にならない人もあり不公平感が出ているので、地域や集落活性化を考えた場合は集落内の全農地を制度対象とすべきや書類作成等の簡素化を求めているものがあり、特に集落や地域としての一体性を確保することに配慮する必要がある。 個別協定については、特に課題はない。
(2) 交付金交付の効果等	交付金交付による効果として、特に農業者の意欲の向上や寄合いの回数、高齢者活動の活発化については、前期対策の効果に加え更なる効果が認められ、集落や地域の活性化にも寄与していることから、今後も交付金制度の継続が必要である。 また、個別協定についても、条件が不利な地域において安定した営農を継続するために、制度の継続が必要である。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	集落の将来像を明確にしその実現に向けての活動内容を示しており、協定参加者の共通目標となるものであり効果も認められる。なお、一部取り組みに遅れ等が見られる集落もあるが関係機関の指導・助言により、平成 21 年度の目標に対し着実な実施が見込まれることから、制度として有効である。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	本制度を実施しなければ中山間地域において耕作放棄地が増加することは明らかであり、多大な効果が認められることから制度として有効である。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	脆弱な中山間地域の農業において前向きな取組が見られるようになってきており、その効果が認められる。なお、一部取り組みに遅れ等が見られる集落もあるが関係機関の指導・助言により、平成 21 年度の目標に対し着実な実施が見込まれることから、制度として有効である。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 話し合い活動、集落内の繋がりの強化、農作業の共同化など、地域・集落機能の活性化について、本制度の効果が認められ有効である。
	その他 加算措置の難易度の高い取り組みであるが、いずれも着実な取り組みが実施され、その効果が認められ有効である。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
本制度は、特に耕作放棄地対策において非常に有効である。更には中山間地域農業の前向きな取組を誘導する部分においても、その効果が見られるようになってきており、高く評価できるものである。 また、中間年評価でのアンケート結果では、要件緩和や事務の簡素化等の要望が出ていることから、それらについて一部改善を図りつつ、今後も進む協定参加者の高齢化に配慮した内容での、制度継続が必要であると考え。	B

6 その他(特徴的な取組事例)

その他(内閣府委託事業等)

市町村・協定名	さわだ 宮城県 登米市津山町 沢田集落協定			
協定面積 7.1 ha	田 6.9	畑 0.2	草地	採草放牧地
交付金額 145 万円	個人配分			50 %
	共同取組活動 50 %	研修会費		12 %
		農地管理費		12 %
		多面的機能増進活動費		11 %
		その他		15 %
協定参加者	農業者19名			
取組内容	【集落の自立と発展に向けて】 ・鳥獣害防止対策の実施 ・高付加価値型農業の実践(遊休農地でのトウモロコシの共同栽培) ・都市住民との交流による地域の活性化			
主な効果	・鳥獣害防止対策の実施(目標0.5ha, H20実施0.5ha) ・高付加価値型農業の実践(目標0.5ha, H20実施0.5ha) ・" (道の駅「津山」にて、栽培したトウモロコシの直売を実施) ・都市住民との交流による地域の活性化(体験農園の実施・H19実績30名, H20実績20名)			

市町村・協定名	よしのくち 宮城県 気仙沼市 芳ノ口集落協定			
協定面積 3.5 ha	田 3.5	畑	草地	採草放牧地
交付金額 74 万円	個人配分		49.9	%
	共同取組活動 50.1 %	役員手当等	10.4	%
		水路・農道・農地管理等	26.0	%
		多面的機能増進活動等	13.7	%
協定参加者	農業者14人			
取組内容	【集落協定活動～『おいしいそばの里』づくり～】 ・景観作物として、「そば」の作付けを展開し、協定内のみならず、協定外の農地においても作付けを拡大し、集落内外の農家も巻き込んで地域活性化を図る。			
主な効果	・機械、農作業の共同化(目標 3.5ha、H20実績 3.5ha) ・担い手への農作業の委託(目標 1.5ha、H20実績0.9ha) ・景観作物「そば」(H20栽培面積25a(玄そば100kg収穫)			

秋田県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	22								
(2) 協定数	604		【うち集落協定	595		個別協定	9	】	
(3) 交付面積	11,261	ha	【対象農用地面積	12,810	ha	交付面積率	88%	】	
			【地目別面積内訳	田:	11,093	ha	畑:	83	ha】
				草地:	42	ha	採草放牧地:	43	ha】
(4) 交付金額	1,157,086	千円	【うち共同取組活動分:	639,323	千円	個人配分:	517,763	千円】	

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項		集落の目指す方向性、活動目標、個々の役割を明確化することで、協定参加者の目的意識の共有化、意欲の向上に効果が現れた。また、5年間の活動工程表をつくることにより、作業の効率化や共同取組の計画的な推進が図られ、活動全般にわたり集落による管理が行き届く仕組みが確立した。中間年評価時に、要指導・助言となった協定については89協定あり、うち84協定については21年度までの目標達成が見込まれ、5協定が引き続き指導が必要とされている。
		要指導・助言協定数 89協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 84協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 5協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	対象農用地面積の約9割の11,261haが交付面積となっている。本交付金により、条件不利な地域であっても、農業生産活動の維持のための簡易な基盤整備や法面保護・改修等が定期的な点検のもと計画的かつ組織的に行われており、耕作放棄地の発生防止に多大な効果を発揮している。特に、水田農業中心の本県においては、生産活動の維持がそのまま耕作放棄地の発生防止につながっており、これまで協定農用地からの耕作放棄地の発生例はない。
		【うち個別】 交付金交付面積 11,261 ha 農振農用地区域への編入面積 2 ha 既耕作放棄地の復旧面積 0 ha
	水路・農道等の管理活動	草刈り、泥上げ等の農道・水路の管理が共同で行われることにより、農家個々の負担軽減につながった。また、交付金を活用したU字溝設置や農道の補修・改良は、生産活動維持や生産性の向上に大きく寄与し、とりわけ高齢化の進む集落にとっては大きな助力となっている。水路については約2,300km、農道については1,600kmの管理延長となっており、適正に管理された水路・農道等は景観形成や生活道として、非農家にとっても喜ばれている。
		水路の管理延長 2,296 km 道路の管理延長 1,600 km
	多面的機能を増進する活動	農用地と一体として行う周辺林地の下草刈りは、260haの実績があり、病害虫の発生防止等の面から、農用地を保護する効果が高いものである。これらの活動は、非農家や他集落と連携・協力できる点からも効果の高い活動といえる。カパープランツや景観作物の作付け等も同様に農地の保全と自然生態系の保全を結びつける活動として、制度の効果を集落内外に波及させている。
		周辺林地の下草刈り 260 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	マップの作成により、協定参加者は、活動の内容や範囲を具体的に把握できるため、計画的な実施・継続に特に効果がある。そのほか、地域の農地全体を視覚的に表現できるため、大人から子供まで広く地域住民に共同取組活動について周知させることができ、地域の理解を得て実施する計画を表現する手段として実効性が高いものである。																	
	A要件	機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携	<table><tr><td>増加分（</td><td>以外）</td></tr><tr><td>1,090</td><td>ha</td></tr><tr><td>18</td><td>ha</td></tr><tr><td>290</td><td>人</td></tr><tr><td>7</td><td>人</td></tr><tr><td>483</td><td>ha</td></tr><tr><td>228</td><td>戸</td></tr><tr><td>44</td><td>集落</td></tr></table>	増加分（	以外）	1,090	ha	18	ha	290	人	7	人	483	ha	228	戸	44	集落
		増加分（	以外）																
	1,090	ha																	
18	ha																		
290	人																		
7	人																		
483	ha																		
228	戸																		
44	集落																		
B要件	集落の枠を超えた営農組織の協定内農用地分での実績137haうち120haが今対策期間中に増加した面積である。法人経営を見据えた集落営農組織育成の一端を本制度の集落協定が担い、成果を上げている。また、同様に農地の大規模な集積の中心となった集落協定もあり一定の実績を上げている。																		
	集落営農組織の育成 担い手集積化	<table><tr><td>増加分</td><td></td></tr><tr><td>269</td><td>ha</td></tr><tr><td>22</td><td>ha</td></tr></table>	増加分		269	ha	22	ha											
増加分																			
269	ha																		
22	ha																		
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	本制度で特徴的とされる共同取組活動経費と個人配分経費の別は、共同取組活動の進め方や交付金の使途について、集落内での話し合いの機会を増やし、高齢化や後継者不足の中で集落の活性化につながる状況を作り出した効果は大きい。																	
	その他	加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）	<table><tr><td></td><td>ha</td></tr><tr><td>0</td><td>ha</td></tr><tr><td></td><td>ha</td></tr><tr><td>0</td><td>法人</td></tr><tr><td></td><td>法人</td></tr></table>		ha	0	ha		ha	0	法人		法人						
	ha																		
0	ha																		
	ha																		
0	法人																		
	法人																		

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	現在の参加者において、概ね順調に実施されている状況であるが、既に参加者の大部分が高齢化している集落が多く、後継者も不足しているのが現状である。いったん協定農用地から外れると、管理が全く及ばなくなる可能性が高いため、現在の活動水準を維持しながら、協定面積をいかに維持していくかが今後の課題となる。
(2) 交付金交付の効果等	条件不利地域の負担差の是正が本交付金交付の直接的な効果であるが、それを活用できる集落が正常に機能することが重要である。わずかな違いによる交付対象の当否が地域の一体感醸成を阻害したり、厳格な基準が集落の活動継続の意欲を減退させることのないよう、交付要件の緩和、交付金使途の自由度の拡大、畑地の交付単価の増額等が課題である。

4 事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		5年間の活動工程表の採用は効果が大きいと認められる。活動内容、段階的な計画の実施及び活動目標の明確化は、本制度がなかったなら、それまでの集落ではなしえなかった農業生産活動の実施や共同取り組み活動を可能としたといえる。また、集落マスタープランにより、集落が一体感をもって取り組めるようになったことも大きな成果であるといえる。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		本制度の目的である中山間地域の多面的機能の維持・増進の中心となる活動であり、特に耕作放棄地の発生防止と道路・水路の維持管理は、集落の基本的な共同活動に明確な目的を持たせる意味でも極めて重要であり、今後とも当該部分を中心とした制度の継続が望まれる。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		集落が法人等の組織体として自律的に経済活動を行えるようになるために必要な要素が盛り込まれた内容である。そのため、今後も活動目標を掲げた活動は集落の体制整備を見据えた取組の維持のためにも必要であると考えられる。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	当初想定していた以上に、集落内の話し合いの増加により活性化したという効果がもたらされた。将来的に、集落機能の活性化なしには、集落の活動自体が成立しないと考えられるので、集落機能の維持・活性化に配慮した制度設定が必要と考えられる。
	その他	

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
本制度は、農業・農村の有する多面的機能の確保や地域のコミュニティ機能を維持するうえで有効な制度であり、集落協定による活動は、少なくとも現在の交付対象農用地の範囲以上で維持される必要がある。条件不利な中山間地域等であればあるほど、高齢化や後継者不足は深刻であり、本交付金がなくなれば、現在の活動の継続が危ぶまれるとともに、耕作放棄地の増加等農地の荒廃が懸念される。また、高齢化の実態を考慮して、現在の協定期間（5年間）の短縮など柔軟な運用も検討したうえで、継続すべき制度であると評価する。	B

6 その他(特徴的な取組事例)

別紙のとおり

6 その他(特徴的な取組事例)

市町村・協定名	秋田県藤里町高石沢協定					
協定面積	1.5 ha	田	畑	草地	採草放牧地	
		1.5	0	0	0	
交付金額	31 万円	個人配分			50 %	
		共同取組活動 50 %	農業機械など消耗品費			13.6 %
			農業機械など燃料代			25.4 %
			農業機械など修理代			10 %
			事務費			1 %
協定参加者		2				
取組内容	【小規模集落を集落外の協力で守る】					
	○ 集落外の農家・非農家との連携強化による農地の維持管理 (年1回、2haの周辺林地下草刈りを実施。集落外の農家7人、非農家3人の参加) ○ 農業機械(トラクター)、農作業の共同化による営農の効率化 (当初1.3ha、目標1.5ha、H20実績1.5ha)					
		整備された農地		集落外との連携による下草刈り作業		
						
主な効果	当集落は、急傾斜地に棚田が形成されており、2戸の農家が耕作を行っている極めて小規模な集落である。基盤整備が難しいなど地形の条件が不利なことに加えて耕作者の高齢化と担い手不足から、耕作放棄が懸念された。このため、本制度を用いて耕作放棄防止を目指すこととした。 もともと、農地の管理は徹底して行っており維持されていたものの、小規模な集落のため、作業には限界があった。このため、取組に当たっては、周辺の農家・非農家との連携を図りながら、協定農用地の周辺林地下草刈り等の作業を年1度実施している。また、農作業については、全て共同で行うこととしており、トラクターの共同利用も平成20年時点で全ての対象農用地で実施している。 このような取組の結果、集落外の農家・非農家との連携協力により、農地維持に関して、より意欲が高まっている。					

市町村・協定名	アキタケン センボウシ タザワコ 秋田県仙北市田沢湖 平蔵沢集落協定			
協定面積	田 1	畑	草地	採草放牧地
1 ha				
交付金額	個人配分			50 %
29 万円	共同取組活動	役員手当		11 %
	50 %	道・水路整備費		25 %
		多面的機能増進活動費		11 %
		事務費		3 %
協定参加者	6			
取組内容	【悪条件の田から収益向上を目指して】 平蔵沢集落は、周辺山地から入ってきた岩石が農地に混ざり、厳しい耕作条件におかれているため、交付金を利用し岩石の除去を行っている。この農地に適した農作物として、大根を栽培し伝統の漬物である「いぶりがっこ」に加工・販売して所得向上を目指している。			
				
主な効果	○加工・販売による所得向上(H17・14.4万円、H20・21.8万円) ○売上好調による大根作付面積の増加(当初8a、H19実績13a) ○伝統行事復活による近隣も含めた集落の活性化			

市町村・協定名	秋田県東成瀬村 滝ノ沢集落協定			
協定面積	36 ha	田	畑	草地
		36		
交付金額	293 万円	個人配分	50 %	
		共同取組活動	役員報酬	
		50 %	7 %	
			水路・農道管理費	
			18 %	
			多面的機能増進活動費	
			56 %	
			その他(事務費・繰越)	
			19 %	
協定参加者		65		
取組内容	【滝ノ沢物産販売所に“寄ってって たんせ”】 集落の集会所施設を利用し直売所を開設。開設年度は単独で行い、20年度からは同じく直売所を計画していた隣接の集落協定と共同で開設している。月平均売上が約30万円となるなど、作る喜びから売れる喜びへと広がり、集落の女性達を中心に意欲的に取り組まれている。  			
主な効果	○地場産農産物等の加工・販売 開設目標：H20、実績：H19 ○認定農業者の育成 目標人数：1名、H21認定に向けて調整中			

山形県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	34								
(2) 協定数	545	【うち集落協定	529			個別協定	16	】	
(3) 交付面積	8,317 ha	【対象農用地面積	9,156 ha			交付面積率	91%	】	
		【地目別面積内訳	田:	7,870 ha		畑:	392 ha		
			草地:	55 ha		採草放牧地:	0 ha		
(4) 交付金額	1,214,661 千円	【うち共同取組活動分:	880,849 千円			個人配分:	333,812 千円		

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた 取り組むべき事項		平成19年度の間年評価においては、全体545協定のうち304協定において指導・助言を必要としていた。しかし現在では、一部に取組みに遅れが見られる集落もあるものの、関係機関等の指導・助言により平成21年度末までの目標が達成されるものと見込まれる。
		要指導・助言協定数 304 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 304 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 0 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	交付金の交付により適正な農業生産活動が維持されて、耕作放棄地発生防止に寄与している。 なお、中間年評価のアンケートによると、「本制度に取り組んでいなければ3割程度の農地が放棄された」との回答が多く、本県全体では2,000haの耕作放棄地の防止が図られたと見込まれる。
		交付金交付面積 8,317 ha 農振農用地区域への編入面積 31 ha 既耕作放棄地の復旧面積 1.5 ha
	水路・農道等の管理活動	農地を耕作するためには水路・道路の管理は不可欠であるが、本制度による協定締結前と比べ、8割の集落において共同活動回数が増加したと回答しており、施設の適正な維持や長寿命化に対する共同管理意欲の向上が図られている。
		水路の管理延長 1,884 km 道路の管理延長 1,616 km
	多面的機能を増進する活動	多面的機能を増進する活動として、346協定（6割）が周辺林地の下刈りを、240協定（4割）が景観作物の栽培活動を、4協定が棚田オーナー制度に取り組んでおり、中山間地域が持つ国土保全・保健休養機能の増進に寄与しているものと考えられる。
		周辺林地の下草刈り 295 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 3 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	全545協定のうち318協定が自立的継続的な農業生産活動等の体制整備に取り組んでおり、農用地等保全マップを作成したことによって、水路・道路等の共同活動対象位置及び範囲の明確化が図られ、効果的かつ適切な活動に役立てられている。	
	A要件	機械・農作業の共同化については835haの目標に対し877haの実績が、高付加価値型農業の実践については152haの目標に対し206haの実績が見込まれ、生産性・収益性の向上が図られている。 また、担い手への農地集積は16年度以前の35haに対し76ha、作業の受委託は45haに対し236haの実績が見込まれ、担い手の育成に寄与している。	
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携	増加分（ 以外 ） 681ha 187ha 205人 21人 233ha 1,320戸 45集落
	B要件	基幹的農作業における農業機械又は施設の共同利用の受益面積は、協定時の35haから113haへ増加するとともに、地域農業の核となる担い手への作業受委託面積は、182haから351haへ増加すると見込まれている。また、集落営農組織づくりの必要性に向けた話し合いが始まった地域もある。	
集落営農組織の育成 担い手集積化		増加分 78ha 169ha	
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	アンケートでは、約8割の協定で非農業者も含めた集落の話し合いの回数が増えたと答えており、また将来に向けた話し合いや共同活動が始まり、景観作物の作付け作業への高齢者や女性の活動が促進されたと回答している。（非農業者の占める割合：1,414 / 13,201 = 10.7%）	
	その他	加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）	53ha 0ha 1ha 0法人 0法人

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	16年度以前と比較し、リーダーの若返りが図られたとする協定は1割未満と低く、また、後継者不足の協定においては農業生産活動の維持が精一杯であることから、集落内リーダーの育成が急務である。本制度の継続を求める協定は約9割に上っているが、高齢化と担い手不足に悩む深刻な一部の集落においては、継続そのものが困難であるとの意見もあり、農業や集落の衰退や消滅等が懸念される。
(2) 交付金交付の効果等	8割以上の協定で将来に向けた話合いや共同活動等が活発化したと回答しており、経済的負担軽減や農業者の所得向上に寄与している。 しかし、一般住民の認知は充分とは言えず、農作業体験やグリーンツーリズム等の推進により、都市住民との交流を通じた活性化が期待される。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	全ての協定において集落マスタープランを策定しているが、集落の将来像を明らかにするとともに、その実現に向けた活動内容を示していることから、協定に参加する者の共通目標となっており、年度ごとの計画的な活動に役立っている。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	水路や道路について集落全体で管理することにより効率的な作業が実施できるようになり、耕作放棄地発生防止、農地の保全、農業用施設の適正な維持管理に大きく寄与している。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	本制度により農業者同士の話合いが図られ、農業者の高齢化の進展とともに、将来にわたって農業生産活動を維持するために担い手への農地の集積や農作業の受委託が大幅に進んだことは大いに評価できる。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 本制度により集落内の話合いが促進され、共同活動を通じた相互扶助精神の再生や集落の様々な活動の活性化に寄与していることは明らかであり、有効であると評価できる。
	その他 加算措置は取り組み難い項目ではあるが、集落での話合いによりいずれも着実に成果を上げており、集落内における農地調整機能も果たす等先進的な取り組みとして評価できる。しかし、県全体では加算措置の取り組み協定が少なく、制度内容の周知等の対策が必要。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
耕地面積の約6割を占める中山間地を抱える本県では、中山間地域等直接支払制度は、農業生産活動を支える上で重要な施策であり、中山間地域の農業生産活動は水田の雨水貯留による下流域での洪水を防止する機能や、傾斜地での植栽による土壌浸食防止といった国土保全機能など、多面的機能を発揮している点においても大変重要な役割を果たしていると評価できる。また、担い手への農地の集積や農作業の受委託が進展していることは、将来にわたって農業生産活動を維持するための新たな取組みとして評価できるものである。	B
【第三者機関の意見】 本制度により、地域住民が一緒になって地域を守っていかこうとする姿勢が芽生え、各地域において耕作放棄地発生防止が図られているものの、本制度が途絶えればすぐに崩壊してしまうような集落が多いのが現実である。 産業としての農業が交付金だけで生計を維持できるレベルにないことは明らかで、これは中山間地域等直接支払制度の限界を示すものであり、中山間地農業を維持させるためには、交付額を欧州のデカップリング政策並みに引き上げなければ無理である。今後、担い手不足は劇的に進むことから、新たな産業政策としての制度のドラスティックな見直しが必須で、これまでの担い手の確保を主眼としながらも、地域を越えた協定同士の連携及び都市住民や大学生たちとの交流、さらには定住促進を図るなどの視点を強化し、第三者も入り込んで具体的、実践的に中山間地の農業集落を守ることができるようにするための制度展開が望まれる。	

6 その他(特徴的な取組事例)

市町村・協定名	山形県天童市荒井原協定			
協定面積 10.7 ha	田 9.7	畑 1.0	草地 0	採草放牧地 0
交付金額 216 万円	個人配分			40 %
	共同取組活動 60 %	水路・農道の維持管理費		26 %
		集落マスタープラン実現活動費		8 %
		多面的機能増進活動費		13 %
		その他協定締結による活動費		13 %
協定参加者	農業者23人、荒井原地区自治会7人、荒井原維持管理組合、農事組合法人天童組合、天童市立山口小学校			
取組内容	【将来を担う子ども達に伝えよう！米 日本の食の心】 荒井原集落協定と山口小学校が共同で対象農用地内に山口小学校5年生の学習田を設け、ヒメノモチの田植え、生育観察、田んぼの生き物調査、稲刈り、脱穀、乾燥・調整、刈上げもちまでの一連の流れを体験学習できるようにした。 大雨時に水害が発生しやすい地形であるため、荒井原維持管理組合が中心となり、溜め池の整備、排水路の改良、畦畔強化などの対策を講じてきた。 集落内の農家の高齢化、兼業化が進んでいるため、担い手への作業委託、農事組合法人天童組合への共同防除の委託を進めてきた。			
主な効果	山口小学校学習田の整備、運営 (H20度までの小学5年生の参加人数172名)			
	農地法面、水路、農道等の維持管理、補修、改良 (目標8.4km、H20実績8.4km)			
	担い手への基幹作業の委託 (目標2.5ha、H20実績2.5ha)			
	農事組合法人天童組合へ無人ヘリコプターによる共同防除を委託 (目標10ha、H20実績10a)			

市町村・協定名	山形県西川町岩根沢集落協定			
協定面積 19.2 ha	田 19.2	畑	草地	採草放牧地
交付金額 287 万円	個人配分		29	%
	共同取組活動 71 %	役員手当、研修会費	6.6	%
		農地管理費	30	%
		道・水路管理費	32.9	%
		多面的機能増進活動費	1.5	%
協定参加者	33			
取組内容	【畑地化で耕作放棄の防止を】 第1期制度ではそれぞれ活動していた4集落を合併し、規模を大きくした。全ての田において共同で作業を行い、耕作放棄されそうな田については参加者全員で管理をしていたが、有効的に利用するために畑地化を行い、そばの栽培を始めた。			
主な効果	制度終了後の耕作放棄の防止になった。			

市町村・協定名	山形県真室川町八敷代協定				
協定面積 43.6 ha	田 43.6	畑 0	草地 0	採草放牧地 0	
交付金額 3,901 万円	個人配分				3.4 %
	共同取組活動 96.6 %	水路・農道等の改修費(水路改修)			31.7 %
		共同利用機械の購入費(コンバイン)			28.7 %
		多面的活動経費(無人ヘリ防除・ネズミ駆)			36.2 %
					%
協定参加者	61				
取組内容	【集落ぐるみの減農薬・減化学による特別栽培米の生産活動】 集落の中心を流れる八敷代堰は、ほとんどの家で利用しており、毎年全戸による共同管理作業を行っている。ほ場整備事業を契機に、担い手への農用地の集積を図っている。当該交付金を活用して無人ヘリによる共同防除を実施するとともに、新たな共同利用機械(コンバイン)を購入し一層の省力化を図っている。また、環境に配慮した減農薬・減化学による特別栽培米の生産に集落として取組んでいる。				
主な効果	・水稻の減農薬・減化学栽培(目標25ha、H20実績28ha) ・担い手への農地集積(目標44ha、H20実績5ha) ・作業委託による共同防除(目標25ha、H20実績29ha) ・多面的機能の発揮に係る取組(H20実績水路清掃、おさいど、ふるさといも煮会等の開催による地区の連携を図っている。)				

市町村・協定名	山形県戸沢村野口協定			
協定面積 23.1 ha	田 23.1	畑	草地	採草放牧地
交付金額 485 万円	個人配分			20 %
	共同取組活動 80 %	役員報酬等		3 %
		道路・水路・農地管理費		37 %
		共同利用機械・多面的機能		20 %
		その他		40 %
協定参加者	農業者 33人 農業生産組織等 12人			
取組内容	【農産物に高付加価値を】 平成21年度に、農産物直売所及び漬物加工所の建設を予定。それに先立ち、「食品衛生責任者養成講習会」に参加するなど着実な運営を行っている。			
主な効果	○ 機械・農作業の共同化 (目標:5.6ha H20実績:4ha) ○ 認定農業者の育成 (目標:5人 H20実績:7人)			

市町村・協定名	山形県米沢市南原東上・東中集落協定			
協定面積 6.7 ha	田 6.1	畑 0.6	草地	採草放牧地
交付金額 130 万円	個人配分			20 %
	共同取組活動 80 %	担当者活動経費		8 %
		水路・農道等の維持管理等経費		7 %
		体制整備に関する活動経費		62 %
		農地維持管理及び多面的機能増進活動に関する活動経費		3 %
協定参加者	7人			
取組内容	【高付加価値型農業で地域の活性化を図る】 転作田を活用して高齢者や女性、非農家も含め地域ぐるみで花きの栽培を行っている。21年1月に集落内に農業生産法人を設立し、作業の効率化のため点在している栽培ほ場を法人に集積した。協定農用地も80%以上を法人に集積したため、21年度は協定参加者に法人を加え取り組みを行う。			
主な効果	○ 高付加価値型農業の実践：花とうがらし等花きの作付け（目標35a、H20実績90a） ○ 担い手への農地集積（目標3.3ha、H20実績5.4ha） ○ 多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携：花き等の栽培、収穫、出荷作業（目標3人、H20実績6人）			

市町村・協定名	山形県 川西町 中郡西部地区 集落協定			
協定面積 45.4 ha	田 45.4	畑 0	草地 0	採草放牧地 0
交付金額 953 万円	個人配分			19 %
	共同取組活動 81 %	管理体制における担当者の活動に対する報酬		9 %
		水路整備、農道補修整備		67 %
		農用地維持管理		2 %
		その他		3 %
協定参加者	農業者 39人 、非農業者 5人			
取組内容	【地域住民との交流、地域の活性化、直接支払制度への理解と関心】 各種共同取組、多面的機能増進活動（見晴台の設置、バンブー舗装農道の設置）、すこやかウォーキングの開催			
主な効果	○バンブー（竹）を利用した取り組み ～効果～ ・バンブー米（食味値の向上、付加価値によるブランド化） ・バンブーパネル（抑草作用、除菌作用） ・バンブー舗装			

市町村・協定名	山形県飯豊町小屋協定			
協定面積 6.4 ha	田 6.4ha	畑	草地	採草放牧地
交付金額 135 万円	個人配分		20	%
	共同取組活動 80 %	集落の各担当者の活動に要する経費	7	%
		NPO法人と連携した農業体験に要する経費	5	%
		水路、農道等の維持・管理に要する経費	68	%
				%
協定参加者	農業者 2戸、農業法人 3法人、NPO法人 1法人			
取組内容	「NPO法人 ほっと」と連携して行っている農業体験は、集落外の子供やその家族を対象に各季節ごとに数回実施し、春は野菜苗の定植、水管理や牛の飼育、夏はとうもろこし・かぼちゃ・枝豆の収穫、秋は里芋・さつまいもの収穫など集落の農家の先生となって取り組んでいる。			
主な効果	同じ町内で生活しながらも足の運ぶことの少ない中山間地域で、貴重な体験をしてもらうとともに、受け入れ側の集落では若者や子供達との交流によってにぎやかな声が聞こえるようになり、地域の活性化が図られている。			

市町村・協定名	山形県鶴岡市たらのきだい協定			
協定面積 55.8 ha	田 54.7	畑 1.1	草地	採草放牧地
交付金額 1,153 万円	個人配分			40 %
	共同取組活動 60 %	集落の各担当者の活動に対する経費		1 %
		農業生産活動等の体制整備に向けた活動等経費		78 %
		集落協定に基づく農用地の維持管理活動経費		19 %
		多面的機能増進活動経費		2 %
協定参加者	農業者32人、生産組合、水利組合、非農業者6人			
取組内容	・近年の農業の兼業化・少子高齢化により、将来的な集落の活力減退が懸念されている。この地区を次世代に継承していくため、担い手の育成や都市農村交流事業を取り組み明るく元気な村を目指すため事業に取り組んだ。 ・稲刈り作業を中心とした農業機械共同利用グループを組織し、班単位で農業生産活動等を実施している。また、絵本作家土田義晴氏の絵本に登場するキャラクターを田んぼに描く「田んぼのお絵かき」により非農家・他地区等との交流事業を行い、多面的機能の維持発揮に向けた活動を行っていく。			
主な効果	[平成20年度までの主な効果] ○コンバイン導入による稲刈作業の共同利用化・効率化 当初 3ha、目標 31ha、 H19実績：57ha ○都市住民との交流による地域の活性化 「田んぼのお絵かき」の実施（H18：60名、H19：90名、H20：100名）			

福島県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	46								
(2) 協定数	1,449	【うち集落協定	1,414			個別協定	35	】	
(3) 交付面積	16,322 ha	【対象農用地面積	21,947 ha			交付面積率	74%	】	
		【地目別面積内訳	田：14,521 ha			畑：1,214 ha			
			草地：290 ha			採草放牧地：297 ha			
(4) 交付金額	1,956,526 千円	【うち共同取組活動分：1,123,963 千円				個人配分分：832,563 千円			

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		市町村の評価によれば5年間の活動計画に沿った協定農用地の計画的な維持管理、水路・農道の管理活動等の取り組みが行われ、農用地の保全がなされた。また、協定内での話し合いが活発に行われ集落の連帯感や主体性が高まり継続的な農業生産活動に向けた集落営農の取り組みや都市部との交流、農産物加工施設建設など共同取り組みのステップアップが図られた。 なお、個別協定についても、水路・農道の管理活動等の取り組みが行われ農用地の保全がなされた。 また、要指導・助言協定数については、329協定あるが、21年度末までには全ての協定において目標が達成される見込みである。
		要指導・助言協定数 329 協定 上記のうち ・ 21年度までの目標達成が見込まれる協定数 329 協定 ・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数 0 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	協定内の農用地については、耕作放棄地を発生させないという意識が向上し、担い手への集積や高齢化により耕作が出来なくなった協定参加者の農地や不在地主の農地を集落で管理するなど、農用地管理が良好に実施され耕作放棄地発生防止が図られた。また、耕作放棄地発生の要因の一つである鳥獣害についても交付金の活用により対策を実施した効果が見られた。さらに、対策を契機に新たに105haが農振農用地区域に編入され既存耕作放棄地も20haが復旧されるなど生産基盤の保全が進展した。
		交付金交付面積 16,322 ha 農振農用地区域への編入面積 105 ha 既耕作放棄地の復旧面積 8 ha
	水路・農道等の管理活動	水路・農道については、地域住民や入り作者も含め集落が一体となった管理体制ができたことから従来より活発かつ、効率的に管理活動が行われた。さらに交付金の活用により質の高い補修作業を計画的に行うようになるなど、営農活動のための環境整備に大きな効果があった。また、個別協定についても同様である。
		水路の管理延長 3,848 km 道路の管理延長 3,214 km
	多面的機能を増進する活動	634haに及ぶ周辺林地の下草刈りや隣接する農地の病虫害や鳥獣害防止、作業効率向上、改善、土砂崩壊などの災害抑制などが図られた。さらに地域住民との連携による景観作物の作付け等により、良好な農村風景が保持され近隣の都市部からの観光客が訪れ地域の活性化に繋がった事例などもあった。また、ビオトープや学童農園の設置による学校教育との連携も進展した。また、個別協定についても、作業効率向上、改善、土砂崩壊などの災害抑制が図られた。
		周辺林地の下草刈り 634 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 4 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	農用地等保全マップによって、保全すべき農用地、水路、道路等の施設の位置関係や補修や改修が必要な水路、農道が明確になり協定内で共通の認識のもとに計画的な事業推進が図られた。。															
	A要件	体制整備単価の協定のうち、生産性・収益性向上、担い手育成、多面的機能の発揮等を活動の目標とするA要件には、668協定が取り組んだ。 特に、担い手への農作業委託の拡大やコンバインやミニライセンサー等の整備により機械・農作業の共同化を進めるなど、水稻をはじめ大豆、ソバなど栽培体制強化に効果を上げている。また、環境保全に配慮したエコファーマーによる栽培や特別栽培等への取組が拡大し、高付加価値型農業の実践が進展した。 担い手の育成については、認定農業者219名、新規就農者9名が育成された。 多面的機能の発揮については、地域住民と連携した景観作物の植え付けや農道・水路等の管理をはじめ、学校教育と連携したピオトープや学童農園の設置、農作業体験や民泊による都市住民等との交流など多くの効果が見られた。															
		<table><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>増加分（以外）</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>469 ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>351 ha</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>219 人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）</td><td>9 人</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連携</td><td>322 ha</td></tr><tr><td></td><td>754 戸</td></tr><tr><td></td><td>106 集落</td></tr></table>	機械・農作業の共同化	増加分（以外）	高付加価値型農業の実践	469 ha	認定農業者の育成	351 ha	新規就農の確保	219 人	担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	9 人	非農家・他集落等との連携	322 ha		754 戸	
	機械・農作業の共同化	増加分（以外）															
高付加価値型農業の実践	469 ha																
認定農業者の育成	351 ha																
新規就農の確保	219 人																
担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	9 人																
非農家・他集落等との連携	322 ha																
	754 戸																
	106 集落																
B要件	体制整備単価のうち、集落営農や担い手集積化を目標とするB要件については、延べ42協定が取り組んだ。この結果、営農改善組合が大きく進展した。また、担い手への集積化を目指す集落においても、新たに51haの集積化が図られるなど一定の効果が見られた。																
	<table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>増加分</td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>120 ha</td></tr><tr><td></td><td>51 ha</td></tr></table>	集落営農組織の育成	増加分	担い手集積化	120 ha		51 ha										
集落営農組織の育成	増加分																
担い手集積化	120 ha																
	51 ha																
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	直接支払制度が実施される以前では、集落内の共同作業や話し合いの機会が少なかったが、直接支払制度実施後は、話し合い、寄り合いの回数が増えるなどした結果、集落活動に対する住民の意識が高まり、集落の活性化が図られた。また、農産物の加工などにおいては、女性を中心に活動しており、女性の輪が広がった。															
	その他	集落マスタープランに定めた農地の集積化に取り組む過程において、当初計画にはなかった農業生産法人が設立され、生産性の向上と担い手の育成が図られるなど積極的な取組も見られた。															
		<table><tr><td>加算措置</td><td></td></tr><tr><td>・ 規模拡大</td><td>72 ha</td></tr><tr><td>・ 土地利用調整</td><td>64 ha</td></tr><tr><td>・ 耕作放棄復旧</td><td>14 ha</td></tr><tr><td>・ 法人設立（特定農業法人）</td><td>0 法人</td></tr><tr><td>（農業生産法人）</td><td>0 法人</td></tr></table>	加算措置		・ 規模拡大	72 ha	・ 土地利用調整	64 ha	・ 耕作放棄復旧	14 ha	・ 法人設立（特定農業法人）	0 法人	（農業生産法人）	0 法人			
加算措置																	
・ 規模拡大	72 ha																
・ 土地利用調整	64 ha																
・ 耕作放棄復旧	14 ha																
・ 法人設立（特定農業法人）	0 法人																
（農業生産法人）	0 法人																

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	・本県の耕地面積の約10.6%を占める農用地で協定が締結され、集落マスタープランの工程表に基づき、適切な農地や農業用施設の維持管理が実施され、生産体制の整備に向けた取組も進展が見られた。 ・しかし、多くの市町村が担い手の高齢化や後継者不足、農産物価格の低迷などから、継続した農業生産活動の維持に不安を持っており、引き続き、いかに農業生産活動の体制整備を図るかが課題となっている。 ・特に、当県の「自律的かつ持続的な農業生産活動の体制整備」の取組面積は、協定面積ベースで全体の65.7%、協定数ベースでは47%に留まっており、小規模の集落協定での取組が進んでいない現状にある。 ・このような集落では、今後、5年間に渡る事業の取組には二の足を踏むとの意見があり、協定期間や免責要件の見直しを検討する必要がある。 ・一方、当県の耕作放棄地は、畑の割合が高いが、現制度の畑の傾斜基準では対象農用地が少なく、今後さらなる耕作放棄地の発生を防止するためには畑の単価、傾斜の見直しが必要となっている。 ・さらに、制度が複雑化していて、農業者等に対してよりかりやすい制度内容、取り組みやすくするための事務の簡素化などが課題となっている。
(2) 交付金交付の効果等	・直接支払制度の交付金は、集落協定の話し合いに基づき、地域の実情に応じて弾力的な使途が可能ことから、地域からは高い評価を受けている。 ・特に、体制整備に取り組む比較的協定の規模が大きな集落では、大型機械の共同購入による農作業の効率化や農産物加工施設の整備による付加価値の拡大、交流事業の展開など有効に活用されている。 ・一方、小規模の集落協定では、農地や農業用施設の維持管理が精一杯であり、交付金を活用して継続的な生産体制を整備するまでに至っていないことから、これらの集落の活性化や農業生産体制の整備をいかに図っていくかが課題である。 ・また、交付単価については、農業生産活動の継続や耕作放棄地の発生防止などの取組においては、地目（田・畑）ほどの交付単価差が無いとの意見や、基礎単価と体制整備単価の金額差に比べて体制整備単価の要件の基準が高いとの指摘があり、再検討が必要である。 ・さらに、現在の制度は、交付対象の基準を傾斜に着目しているため、3法地域内においても交付対象とならない地域との間で農業生産活動に温度差が生じている例も報告されており、中山間地域の全体の農業振興を図る上で課題があるため、交付対象基準の再検討が必要である。 ・交付金について、一般住民の理解として、自分の農地を管理して交付金（税金）を貰っているという考えが多数を占めており一般住民に対し制度の理解を深めてもらう取組が必要。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	集落マスタープランに定めた取り組むべき事項については、集落間で進度に差があるものの、概ね計画どおり実施されている。特に、マスタープランで5年間の活動工程表を作成したことで、集落が抱える問題点、それらの解消に向けた活動対象が明確化し、耕作放棄地の発生防止や水路・農道の維持管理の他、集落営農等による生産体制の整備や学校教育との連携など多面的機能を増進する活動などが計画的に実施されたことにより、集落の共同意識が育まれ集落の活性化に繋がっている。 また、中間年評価において、要指導・助言が必要とされた集落については、進捗状況を度々確認しながら指導・助言を行い目標達成が見込まれる。

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		5年間の集落協定に基づき、農業生産活動等が維持され、協定農用地が適正に維持管理された。また鳥獣害の防止対策を実施するなど耕作放棄の発生防止においても有効であった。 また、水路・農道についても非農家と連携した地域ぐるみの管理体制とする集落が見られるなど適正に管理された。特に、交付金によりこれまで管理されなかった水路や周辺林地にまで共同活動による保全管理が及ぶとともに、簡易改修や整備が計画的に実施されたことで、今後農業生産活動等を継続していくための環境の整備や、災害の未然防止にも効果を上げたと考えられる。 さらに、農用地の適正な管理や、周辺林地の草刈りや景観作物の作付けされたことにより、中山間地域等の持つ多面的機能である良好な田園風景の形成や、国土保全や保健休養機能等の増進・発揮に効果を発揮したと考えられる。 これらのことから「耕作放棄の防止等の活動」、「水路・農道等の管理活動」、「多面的機能を増進する活動」については、中山間地域等の農業生産基盤の維持や集落の活性化を図る上で効果があったと考えられる。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		農用地等保全マップを作成することで、集落内の保全すべき農用地等が明確化され、補修・改修が必要な水路・農道の明らかになり、計画的に事業を実施することができた。さらに集落内にある耕作放棄地が改めて認識されるなど、復旧に向けた活動にも繋がった。 各集落においては、大型機械の共同購入や共同利用、認定農業の新規認定や新規就農者の確保、話し合いによる担い手への作業集積、集落営農に向けた法人組織が設立されるなど、今後農業生産活動等を継続していくための体制整備の土台をつくることができた。また、アスパラガス、大豆、山菜などの新規作物の導入やエコファーマーの拡大、さらには直売活動や味噌や切り餅など、地場産素材を活用した加工販売など収益性確保に向けた取り組みにも高い効果が見られた。 このようにマップの作成や目標を持った計画的な活動により、集落が抱える様々な問題の解消に繋がり、農業生産活動を継続して行えるような体制の整備に大きな効果があった。 しかしながら、当県においては、体制整備に取り組む集落の割合が65%であることから、基礎単価の協定における将来に向けた活動についてはさらに検討が必要である。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	集落での話し合いが活発に行われ、地域の助け合い「結い」の精神が見直され、水路・農道等の農業用施設の維持保全に非農家の参加が見られるなど、直接支払制度により地域の活動に変化が見られた。また、地域においては、都市部との交流活動や学校教育との連携、収穫祭の開催など、集落内外の人々が集う特色ある事業が展開されるとともに、女性の参加により農産物加工販売が新たな収益を生み出すなど集落機能の活性化が図られた。
	その他	協定を契機に協定締結事項以外にも、集落独自の様々な活動・動きが見られるようになったことや、耕作放棄地の復旧に取り組む集落も見られ、耕作放棄地の発生防止に対する意識が高まってきたことなどが報告されている。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
中山間地域等直接支払制度に取り組む県内 4 6 市町村の評価は A 評価が 1 3 市町村、B 評価が 3 0 市町村、C 評価が 3 市町となっており、全ての市町村で制度が有効であったと評価している。県全体としては、交付金を活用し農業・農村の生命線である農地・農道・水路等が適切に管理され、耕作放棄地の発生防止に高い効果を上げていると判断される。農業条件が不利な中山間地においても体制整備への取り組みとして女性による農産物の加工、エコファーマー、集落営農等の積極的な取り組みが見られる。また、現地の事例調査時の集落代表者や市町村担当者の声や、中間年評価のアンケート結果などから、協定を契機として集落単位での共同活動の機会が増加し活性化も図られていると判断される。 以上のことから、各市町村の評価を踏まえ、当県における当制度の有効性は、B と評価される。 一方、ほとんどの市町村が制度の有効性を評価し継続を要望する中で、対象農用地や交付単価の基準の見直しを要することが指摘されている。特に、傾斜の基準により、同じ中山間地域でありながら要件に該当する集落としない集落、同一集落の中でも該当する農業者と該当しない農業者が混在するなどの状況があり、中山間地域が共通して高齢化、担い手不足等の課題を抱える中集落の農業生産体制の整備や耕作放棄地の発生防止を図るためには、集落全体で交付金が活用しやすい交付対象農用地の基準や交付単価を検討する必要がある。また、体制整備単価の取り組みのハードルの高さを指摘する声も根強く改善が求められる。また、併せて、市町村や集落協定の負担が軽減されるよう制度の簡素化等が必要である。	B

6 その他(特徴的な取組事例)

【集落営農による体制整備の取組事例】・事例集 P 4 ~ 5

○猪苗代町長坂集落

長坂協定では、1 集落 1 農場を目指して 19 名の全農家による長坂営農改善組合を設立し、大型機械の共同利用や転作 そば、わさび栽培の試行、新そば祭りなどの取組を実施している。平成 21 年 1 月に農事組合法人「ニューわくわくファーム」を設立し、農作業の集積及び大豆加工製造販売を目指す。

【農産物加工販売等の取組事例】・事例集 P 2 0 ~ 2 1

○会津若松市八田野集落

会津若松市八田野協定では、汎用コンバインの共同利用により転作作物の大豆、そばの生産体制整備を図るとともに、平成 1 9 年 2 月に「八田野みそ工房」を整備し、地場産素材による八ちゃん味噌の加工販売を開始した。

【耕作放棄地を活用した交流活動の取組事例】・事例集 P 3 4 ~ 3 5

○郡山市中津川集落

集落内で耕作放棄地となっていた桑園 8 0 a を再整備し、集落の憩いの場となる「花実(はなみ)の里」づくり構想のもと、桃や桜、梅などの植栽を行った。

今後、加工品の製造や都市部との交流拠点としていく考え。

【生態系保全活動の取組事例】・事例集 P 4 4 ~ 4 5

○いわき市上桶売集落

自然生態系の保全に関して地元小中高と連携し、ピオトープを設置し、生き物調査を開始した。絶滅危惧種のホトケノドジョウの生息が確認されるなどの成果が得られている。

【環境に配慮した農業の取組事例】

○広野町亀ヶ崎集落

農用地利用改善団体を設立して農地の集積を図るとともに、8 . 1 ha でエコファーマー米や特別栽培米の作付けが実施された。

【高齢者・女性が積極的に参加した取組事例】・事例集 P 5 6 ~ 5 7

○西会津町出戸集落

高齢者や女性が参加しやすい取組として、休耕地を活用して 2 2 a でニラの共同栽培を行い、その出荷にも取り組んでいる。

【集落間協定の取組事例】

鮫川村では、村内の全集落協定が参加する「鮫川村協定間協定協議会」を設置し、交付金の再拠出により、有機農業等の認証費用や販促用資材作成、各集落の地域づくり活動への助成を行うなど地域活性化に成果を上げている。(飯館村も同様の事例有り)

茨城県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	9								
(2) 協定数	149	【うち集落協定	148	個別協定	1	】			
(3) 交付面積	762 ha	【対象農用地面積	1,132 ha	交付面積率	67%	】			
		【地目別面積内訳	田：663 ha	畑：21 ha					
			草地：0 ha	採草放牧地：79 ha					
(4) 交付金額	65,312 千円	【うち共同取組活動分：	34,815 千円	個人配分分：	29,849 千円	】			

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項		各地域の実情や特性に合った集落の将来像や目標を明確化した「集落マスタープラン」を定めることで、共同活動や保全活動の重要性に対する意識が醸成され、5カ年の取り組みにより、農道・水路等の管理や鳥獣被害対策などの共同活動が各地域に定着してきた。 なお、中間年評価において要指導・助言であった26集落については、各市町からの指導・助言を受け、集落で、目標や年度計画を再確認し、活動のあり方について話し合った結果、取組が改善されたため、今年度中に目標が達成される見込みである。
		要指導・助言協定数 26 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 26 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 0 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	第2期対策の交付面積は、760ha程度で推移している。定期的な農地法面の管理（130協定）や賃借権設定・農作業の委託（60協定）、電気柵等による鳥獣害対策（31協定）を通じて、適正に農業生産活動が継続され、耕作放棄地の発生が防止されている。 中間年評価のアンケート結果でも、96%の集落が本制度による耕作放棄地発生防止の効果を認めている。
		交付金交付面積 762 ha 農振農用地区域への編入面積 1 ha 既耕作放棄地の復旧面積 0 ha
	水路・農道等の管理活動	水路・農道等の草刈りや清掃等の定期的な実施、降雨時の農用地の巡回等によって、降雨等による農地法面や水路等の崩壊が防止され、農作業及び農業用機械の移動の利便性の維持などの効果があった。水路等の補修・改良も計画的に実施することができた。また、これらの作業を参加者が協力・連携して行うことにより、集落における農用地保全に対する意識の向上も図られた。 中間年評価のアンケート結果でも、83%の集落において、農地法面や水路・農道の管理に係る共同作業の回数が協定締結以前より多くなったと答えている。
		水路の管理延長 178 km 道路の管理延長 146 km
	多面的機能を増進する活動	周辺林地の下草刈り（90協定）や景観作物の作付（74協定）に取り組んでおり、農村景観の保全・美化、病虫害・鳥獣害の防止、山火事の防止等に効果があった。堆きゅう肥の施用に取り組む集落（18協定）では、農薬や化学肥料の低減が図られ、環境に配慮した農業生産活動が実施されている。
		周辺林地の下草刈り 22 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 0 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	集落で保全する農用地や補修・改良が必要な施設等を示したマップを作成することで、保全する農用地が明確になり、参加者全員が補修箇所等の情報を共有でき、作業に取り組みやすくなった。																							
	A要件	機械・農作業の共同化（３７協定）、農地の集積や農作業の委託（１４協定）等によりコストや労力の低減が図られ、より継続性のある生産体制が整備された集落も出てきている。 また、生協との連携による農作業体験交流活動などに取り組む事例も見受けられる。																							
		<table><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>増加分（</td><td>以外）</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>8.5</td><td>ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>5.1</td><td>ha</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>1</td><td>人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）</td><td>14</td><td>人</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連携</td><td>24</td><td>ha</td></tr><tr><td></td><td>38</td><td>戸</td></tr><tr><td></td><td>1</td><td>集落</td></tr></table>	機械・農作業の共同化	増加分（	以外）	高付加価値型農業の実践	8.5	ha	認定農業者の育成	5.1	ha	新規就農の確保	1	人	担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	14	人	非農家・他集落等との連携	24	ha		38	戸		1
	機械・農作業の共同化	増加分（	以外）																						
高付加価値型農業の実践	8.5	ha																							
認定農業者の育成	5.1	ha																							
新規就農の確保	1	人																							
担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	14	人																							
非農家・他集落等との連携	24	ha																							
	38	戸																							
	1	集落																							
B要件	本県でB要件に取り組んでいるのは１集落。当該集落においては、機械・農作業の共同化などの取り組みを通じて、営農組織組合の設立に向けての意欲が高まっている。																								
	<table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>増加分</td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>0</td><td>ha</td></tr><tr><td></td><td>0</td><td>ha</td></tr></table>	集落営農組織の育成	増加分	担い手集積化	0	ha		0	ha																
集落営農組織の育成	増加分																								
担い手集積化	0	ha																							
	0	ha																							
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	共同取組活動を通じて、集落における連帯感の醸成や人間関係の結びつきの強化が図られた。話し合いの回数が増加した集落や「そば打ち会」などのイベントが復活した集落、地区内外の消費者との交流イベントなど都市との交流を行う集落などの事例がある。 中間年評価のアンケート結果でも、「本制度が集落の活性化を促す効果がある」という回答は「非常に大きな効果」と「それなりの効果」を併せて９５％を占めている。																							
	その他	制度に取り組む集落においては、集落全体で農地を保全していこうという農業者個々の意識が強くなった。また、一部の集落ではホタルの数が増えるなど、環境の変化もみられるようになった。																							
		<table><tr><td>加算措置</td><td></td></tr><tr><td>・ 規模拡大</td><td>0</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 土地利用調整</td><td>0</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 耕作放棄復旧</td><td>0</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 法人設立（特定農業法人）</td><td>0</td><td>法人</td></tr><tr><td>（農業生産法人）</td><td>0</td><td>法人</td></tr></table>	加算措置		・ 規模拡大	0	ha	・ 土地利用調整	0	ha	・ 耕作放棄復旧	0	ha	・ 法人設立（特定農業法人）	0	法人	（農業生産法人）	0	法人						
加算措置																									
・ 規模拡大	0	ha																							
・ 土地利用調整	0	ha																							
・ 耕作放棄復旧	0	ha																							
・ 法人設立（特定農業法人）	0	法人																							
（農業生産法人）	0	法人																							

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	中山間地域は、過疎化や高齢化が進行し営農活動の継続が危ぶまれていることから、本制度を継続する必要がある。また、継続にあたっては、中山間地域を担う担い手が必要なことから、農家子弟や定年帰農者など新たな担い手の確保ができる又は作業委託ができるような交付単価に引き上げる必要がある。併せて、親の高齢化に伴い就農する農家子弟が多くみられることから、そうしたUターン者が定着できるよう、集落やJA等は農業用機械の操作指導や販売対策などの就農支援に、より積極的に取り組んでいく必要がある。
(2) 交付金交付の効果等	本県の協定締結率（対象農用地に対する協定締結面積の割合）は田が68%（都府県平均78%）、畑が26%（都府県平均63%）であり、水田に比べ雑草防除などに多くの手間を要することや、収益性のある作物が少ないことなどから畑における取り組みが低調である。しかし、県北中山間地域における畑の耕地面積が約4割に及ぶことを考慮すると、今後、耕作放棄地の拡大が懸念されることから、畑における本制度の取り組み拡大が重要である。このため、現在の作物価格を考慮し、畑作物の生産に要する経費を補完できる交付単価に見直すなど畑作を維持する対策が必要である。

4 事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		集落マスタープランの作成は、集落の将来像を協定参加者自らが考える機会となり、集落全体のモチベーションの向上や農地の保全に対する意欲の醸成などにつながっており、本事項は本制度の目的を達成するために有効な取り組みと考えられる。なお、中間年評価において「要指導・助言」の指摘を受けた9集落においては、各市町からの指導・助言を受け、集落で目標や年度計画を再確認し、活動のあり方について話し合った結果、取組が改善されたため、本事項に掲げる目標が達成される見込みである。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		「耕作放棄地の発生防止」「水路・農道等の管理」「多面的機能の増進」などの活動は、本事項は本制度の目的を達成するために有効な取り組みと考えられる。なお、中間年評価において「要指導・助言」の指摘を受けた9集落においては、各市町からの指導・助言を受け、集落内で取り組むべき事項を再確認し、話し合った結果、取組が改善されたため、本事項に掲げる目標が達成される見込みである。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		集落が取り組み始めた活動が一過性のもので終わらないようにするために、自律的・持続的な活動体制づくりは重要であり、本事項は有効な取り組みと考えられる。しかし、本県では、平成17年度当初65あった体制整備に取り組む協定は、平成20年度には50まで減少している。このような状況を踏まえ、今後、自律的・持続的な活動体制づくりを進めていくには、農家子弟や定年帰農者など新たな担い手の確保が容易になるように、交付単価を引き上げる等の対策が必要である。 なお、中間年評価において「要指導・助言」の指摘を受けた集落においては、各市町からの指導・助言を受け、集落内で取り組むべき事項等を再確認し、話し合いを行った結果、取組が改善されたため、本事項に掲げる目標が達成される見込みである。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	共同取組活動を進めていくにつれ、集落内の絆が深まり、一度なくなってしまう「そば打ち会」を復活させた集落や生協から持ちかけられた都市住民との交流イベントに応えられる集落が見られるようになった。
	その他	制度に取り組む集落においては、集落全体で農地を保全していこうという農業者個々の意欲が高まった。また、水路の管理活動により環境が改善され、ホタルが復活する集落も見られている。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
本制度の対象農用地では、「農道・水路の適正な管理」や「周辺林地の下草刈り」、「鳥獣害対策」など、個人の対策では負担の大きい活動を集落全体で取り組むことにより農業生産活動の継続が図られ、耕作放棄地の発生が効果的に防止されている。さらに、共同取組活動や集落での話し合い活動が活発となり、集落全体で農地を保全していこうという意識の高まりがみられる。一部の集落では集落外の都市住民との交流活動が行われていたり、集落内での非農家を交えたイベントが復活したりと、地域の活性化にも寄与しており、今後も本制度を継続する必要がある。 一方、平成17年度当初は65の協定が体制整備に取り組んでいたものの、高齢化の進行など生産環境の厳しさを増すなかで当該取り組みの継続が困難となり、平成20年度には50協定までに減少している。このため、厳しさを増す現在の生産環境を踏まえ、本制度により取り組み始めた活動を停滞させることがないように、制度を充実していくことが必要である。	B
(備考) 米価の低迷などから生産意欲の低下に拍車がかかっていることなどから、制度に取り組む集落や市町からは、農用地のまとまり要件や傾斜要件の緩和、取り組むべき活動の要件を厳しくしないこと、交付単価の引き上げなどの要望や、協定締結年度を選択制等の提案があった。	

6 その他(特徴的な取組事例)

市町村・協定名	茨城県高萩市秋山上・北方集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
21.4 ha	21.4			
交付金額	個人配分			50 %
171 万円	共同取組活動 50 %	役員報酬	5	%
		農道・水路管理費	35	%
		研修会等	8	%
		多面的機能増進活動費他	2	%
協定参加者	農業者44名			
取組内容	・生協と連携した親子農業体験による地域の活性化			
主な効果	・生協と連携した親子農業体験の実施や公民館での収穫祭の開催などにより、地域の活性化が図られている。 ・毎年10組以上の親子が田植えやサツマイモ植え付け等に参加。 ・地区の収穫祭では集落外非農家も多数訪れ、そば打ち等農村伝統文化に触れている。			

市町村・協定名	茨城県大子町中郷集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
3.3 ha	3.3			
交付金額	個人配分			50 %
55 万円	共同取組活動 50 %	役員報酬	3	%
		農道・水路管理費	41	%
		共同利用施設整備等費	6	%
				%
協定参加者	12名			
取組内容	・農地法面の草刈(年4回) ・電気柵の設置によるイノシシ被害の低減 ・無人ヘリによる水稻防除の省力化 ・水路の掘り払いや草刈の実施(年3回)			
主な効果	共同取組活動をととして、自分たちの集落の農地を自分たちで守っていこうという意識が高まった。また、堆肥の利用や定期的な草刈により、農薬や化学肥料の低減にも繋がっている。 結果として共同取組活動による集落内の結びつきの強化が、耕作放棄の防止になっている。			

栃木県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	11								
(2) 協定数	231	【うち集落協定	227			個別協定	4	】	
(3) 交付面積	2079.3	ha	【対象農用地面積	2,926	ha	交付面積率	71%	】	
			【地目別面積内訳	田:	1963.3	ha	畑:	2.4	ha
				草地:	113.6	ha	採草放牧地:	0	ha
(4) 交付金額	225,076	千円	【うち共同取組活動分:	161,429	千円	個人配分:	63,647	千円	】

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		・集落マスタープランを作成することにより話し合いが行われ、各地域の実情を踏まえた将来像が形成された。 ・この結果、実践活動として、機械・農作業の共同化や新規就農者の確保、都市住民との交流など、様々な取り組みが行われるようになった。
		要指導・助言協定数 1 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 1 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 0 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	・耕作放棄地の防止に関するアンケート調査結果では、協定集落の約9割から「効果あり」との評価を得た。 ・農振農用地区域への編入を行い、耕作放棄地の発生を防止した。
		交付金交付面積 2079.3 ha 農振農用地区域への編入面積 35 ha 既耕作放棄地の復旧面積 0.2 ha
	水路・農道等の管理活動	・個人では負担できず改修されなかった水路や農道の整備及び改修を行うことができ、農業生産活動の継続につながった。
		水路の管理延長 404.8 km 道路の管理延長 374.2 km
	多面的機能を増進する活動	・協定締結を契機に、「周辺林地の下草刈り」や棚田のオーナー制等を通じた「都市農村交流」が活発化した。
		周辺林地の下草刈り 60.8 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 3.8 ha

(3) 自律的かつ 継続的な農業生 産活動等の体 制整備として取 り組むべき事項	農用地等保全 マップ	・農用地等保全マップを作成することにより、集落協定者が農用地の状況を把握し、地域で話し合いながら水路・農道の補修、鳥獣害対策等が計画的に行われるようになった。
	A要件	・協定締結を契機に、機械・農作業の共同化や担い手への農地集積に積極的に取り組む集落が見られた。
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携 増加分（ 以外 ） 206 ha 8 ha 7 人 6 人 49 ha 286 戸 16 集落
	B要件	・本県では該当なし。
		集落営農組織の育成 担い手集積化 増加分 0 ha 0 ha
(4) その他協定 締結による活動	集落機能の活 性化	・集落機能の活性化に関するアンケート調査結果では、協定集落の約9割から「効果あり」との評価を得た。 ・多くの集落で、集落活性化や将来に向けた話し合いが活発に行われるようになり、集落活動に対する住民意識が高まった。
	その他	佐野市では、直接支払制度の加算単価を活用し、県内初となる耕作放棄地の復旧が行われた。
		加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人） 0 ha 0 ha 0.2 ha 0 法人 0 法人

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	・今後、協定参加者の高齢化の進行に伴い、共同活動の維持が困難となる集落やリーダーの育成・確保が難しい集落がある。 ・1haの団地要件により、集落内に該当しない小規模な農地が存在し、集落一体として取り組むことの障害となるケースがある。
(2) 交付金交付の効果等	・協定集落への調査結果では、市町内で資材購入等に支払われた交付金の割合が約9割となっており、地域内経済活性化に効果が見られた。 ・本県において、個別協定はすべて草地であるが、交付金は牧場の維持管理に大きな役割を果たしている。

4 事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		・集落マスタープランを作ることにより、各集落がそれぞれの目標を持ち、地域の様々な活動が展開されるようになった。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		・耕作放棄地対策については、中山間地域の経営耕地面積の約2割を本制度に取り組むことにより、鳥獣害を防ぎ、農地が維持保全された。 ・水路・農道等については、維持管理にとどまらず、集落の多様な人材を活用し、道路舗装や水路布設等も行われた。 ・多面的機能を増進する活動については、より集落の活性化を図るものとして効果があった。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		・機械・農作業の共同化のほか、担い手への農地集積等が進んだ。 ・県内の高校や県内外の大学等との連携により、都市住民との交流が促進した。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	・協定締結を契機に、多くの集落で地域住民による活発な話し合いがもたれ、集落機能の活性化が図られた。
	その他	

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
耕作放棄地の発生防止 本県では、2,088haの協定農用地において、農業生産活動が行われるとともに、水路・農道等の管理や鳥獣害対策などの交付金を活用した多様な取組が行われ、耕作放棄地の発生防止に効果を上げた。 多面的機能の増進 県内では本制度を活用し、周辺林地の管理のほか、棚田オーナー制、ほたるの里づくり、体験農園など、多面的機能を増進させる活動が積極的に行われた。 農業生産活動の維持 新たに農作業の共同化や担い手への農地集積が積極的に進められるなど、農業生産活動の維持に効果を発揮した。今後、高齢化・過疎化が進行する中、地域農業の核となる担い手の確保・育成を図っていく必要がある。 集落の活性化 集落内の話し合いが増え、集落の連帯意識が高まったほか、地場農産物の直売・加工・販売、さらには女性・高齢者の活動が活性化した。このように本制度は多くの効果を上げ、中山間地域の活性化に有用であることから、今後とも継続が必要である。	B

6 その他(特徴的な取組事例)

(茂木町竹原集落) 茂木町竹原集落では、竹原郷づくり協議会を設立し、竹林を利用した「かぐや姫の郷」というキャッチフレーズを掲げて、都市農村交流を開始した。竹林と棚田オーナー制度、ブルーベリーの植栽を実施。さらに、乾燥たけのこ、竹炭を製品化し、道の駅で販売するなど、地域資源を活かした取組を行っている。	(那須烏山市国見集落) 那須烏山市国見集落では、「とちぎ夢大地応援団ボランティア活動」の受け入れを行い、棚田周辺の遊休農地及び林地の環境美化に努めるとともに都市住民との交流活動を行っている。なお、本地区の棚田は「日本棚田百選」に認定されて以来、その存在が県内外に知られるようになった。
 販売している竹炭	 ボランティアとの協働活動による下草刈り

群馬県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	21								
(2) 協定数	274	【うち集落協定	270		個別協定	4	】		
(3) 交付面積	1,793	ha	【対象農用地面積	3,479	ha	交付面積率	51.5%	】	
			【地目別面積内訳	田:	1,412	ha	畑:	309	ha
				草地:	35	ha	採草放牧地:	37	ha
(4) 交付金額	200,445	千円	【うち共同取組活動分:	108,772	千円	個人配分:	91,673	千円	

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		集落マスタープランに集落における将来像、集落における現況と将来像を実現するための目標、各年度毎の活動計画を定めることにより集落の現状を把握し、将来への目標を明記することで課題等を認識し、その課題を解消するための活動を工程表で示すことで自分たちの活動段階をより認識することができる効果があったと思われる。 また、共同取組活動を行うことで協定参加者の集落活動に対する意識が高まり、協調性が生まれる効果があったと思われる。
		要指導・助言協定数 75協定 上記のうち ・ 21年度までの目標達成が見込まれる協定数 68協定 ・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数 7協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	制度の耕作放棄地の増加を防止する効果については、「非常に大きな効果がある（40.7%）」及び「それなりの効果がある（52.6%）」と概ね9割以上の協定で効果があると感じられている（中間年評価・集落協定アンケートより）。 また、制度に取り組んでいなければ、当該協定農用地について平成17年度～平成21年度の5年間でどれくらいの農用地が耕作放棄されるかと思うかについては、「3割程度（21.5%）」、「2割程度（22.2%）」、「1割程度（30.0%）」と約9割以上の協定で耕作放棄地の発生防止に制度が必要と感じられている（中間年評価・集落協定アンケートより）ことから、耕作放棄地発生防止に効果があったと思われる。
		交付金交付面積 1,793(79)ha 農振農用地区域への編入面積 19ha 既耕作放棄地の復旧面積 3ha
	水路・農道等の管理活動	水路・農道等の管理活動については、協定締結以前（平成16年度以前）と比べ、「協定締結前から行っていたが、協定締結を契機に活発に行われるようになった（54.4%）」、「協定締結前はあまり行われていなかったが、協定締結を契機に活発に行われるようになった（29.6%）」と8割以上の協定で協定締結を契機に共同作業が行われるようになった（中間年評価・集落協定アンケートより）。 また、共同作業の年間回数も協定締結前（平成16年度以前）と比べ「4～6回増えた（22.2%）」、「1～3回増えた（60.4%）」と8割以上の協定で協定締結を契機に共同作業の回数が増えた（中間年評価・集落協定アンケートより）ことから、水路・農道等の管理活動の活発化に効果があったと思われる。
		水路の管理延長 564(0.2)km 道路の管理延長 461(2)km

	多面的機能を増進する活動	国土保全や保健休養機能等の多面的機能の発揮の役割を維持保全する効果については、「非常に大きな効果がある（24.1%）」、「それなりの効果がある（65.2%）」と約9割の協定で効果があると感じられている（中間年評価・集落協定アンケートより）。 また、効果があるとしている協定において、多面的機能の増進または発揮の取り組みを通じて、「自然生態系の保全（20.7%）」、「災害の抑制（20.7%）」、「景観の保全（31.0%）」について効果があったと感じられている（中間年評価・集落協定アンケートより）ことから、これらについて特に多面的機能を増進する効果があったと思われる。																	
		周辺林地の下草刈り <table><tr><td>58(0.1)</td><td>ha</td></tr></table> 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） <table><tr><td>2</td><td>ha</td></tr></table>	58(0.1)	ha	2	ha													
58(0.1)	ha																		
2	ha																		
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	農用地等保全マップにおいて、水路、農道等の補修・改良が必要となる位置や鳥獣害防止対策が必要となる位置等が明確化されることにより、計画的かつ円滑に農用地等保全活動が実施される効果があったと思われる。																	
	A要件	協定締結を契機に目標を数値としてより具体的に位置づけることで、活動が計画的に行われ、今後の農業生産活動等を維持していくための基盤ができ、自立的かつ継続的な農業生産活動体制が整備されつつある等の効果があったと思われる。																	
		機械・農作業の共同化 <table><tr><td>増加分（</td><td>以外）</td></tr><tr><td>29</td><td>ha</td></tr></table> 高付加価値型農業の実践 <table><tr><td>10</td><td>ha</td></tr></table> 認定農業者の育成 <table><tr><td>56</td><td>人</td></tr></table> 新規就農の確保 <table><tr><td>29</td><td>人</td></tr></table> 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） <table><tr><td>11</td><td>ha</td></tr></table> 非農家・他集落等との連携 <table><tr><td>236</td><td>戸</td></tr><tr><td>54</td><td>集落</td></tr></table> ・ 非農家 ・ 集落数	増加分（	以外）	29	ha	10	ha	56	人	29	人	11	ha	236	戸	54	集落	
		増加分（	以外）																
		29	ha																
10	ha																		
56	人																		
29	人																		
11	ha																		
236	戸																		
54	集落																		
B要件	集落営農組織を立ち上げることで耕作放棄地発生防止につながる効果があった。																		
	集落営農組織の育成 <table><tr><td>増加分</td><td></td></tr><tr><td>7</td><td>ha</td></tr><tr><td>0</td><td>ha</td></tr></table> 担い手集積化	増加分		7	ha	0	ha												
増加分																			
7	ha																		
0	ha																		
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	集落や地域の活動の維持・活性化について、「非常に大きな効果がある（29.3%）」、「それなりの効果がある（63.0%）」と9割以上の協定で効果があると感じている（中間年評価・集落協定アンケートより）。 また、集落の活性化や将来に向けた話し合いについて、協定締結前（平成16年以前）と比較し、8割近くの協定で協定締結を契機に活発に行われている（中間年評価・集落協定アンケートより）とのことから、集落機能の活性化に効果があったと思われる。 また、制度を導入したことで話し合う機会が増え、集落内の連携が向上する等の効果もあった。																	
	その他	農用地等の保全や耕作放棄地復旧を行うことで、自分たちの農地は自分達で守っていこうという意識が生まれ、農業への意欲が向上した。協定活動以外の活動に対する意欲向上もみられた。 交付金使途が自由度が高く、集落の創意工夫により様々な取り組みが行える等の効果もあった。																	
		加算措置 - 規模拡大 - 土地利用調整 - 耕作放棄復旧 - 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）	<table><tr><td>0</td><td>ha</td></tr><tr><td>0</td><td>ha</td></tr><tr><td>3</td><td>ha</td></tr><tr><td>0</td><td>法人</td></tr><tr><td>0</td><td>法人</td></tr></table>	0	ha	0	ha	3	ha	0	法人	0	法人						
0	ha																		
0	ha																		
3	ha																		
0	法人																		
0	法人																		

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	【対象農用地要件の緩和】 制度の仕組みが複雑で、対象農用地の適否判定がわかりづらく、また、他施策との関連要件も多く、高齢化が進む集落とそれをフォローする市町村において、非常に負担が大きいところがある。 中山間地域はもともと条件不利地域であるので、面積要件(1団の農用地1ha以上)及び畑地の勾配要件の緩和を要望する。 【活動要件の現状維持】 今期対策では農業生産活動の維持等に一定の効果があったと思われるが、仮に次期対策で対象となる活動要件がより厳しくなると、高齢化が進む集落において協定締結が難しくなることが懸念される。 そのため、活動要件(基礎活動及び体制整備活動)が現状より厳しくならないよう要望する。 【交付金返還基準の緩和】 協定違反の遡及集落全返還について、一人の過失等で集落全体が影響を受けると、集落内の秩序が保つことが難しくなる。集落代表者の責任も大きくなり、引き受け手がなくなる可能性がある。 集落全体が責めを負わないよう柔軟な対応ができるよう不耕作地発生の場合の全協定農用地での全額遡及返還基準の緩和・廃止を要望する。
(2) 交付金交付の効果等	農用地及び水路・農道等の維持管理費に充てられる経費が確保できることは、農業生産活動の維持に役立っている。 また、交付金交付額の概ね1/2以上を共同取組活動に充てることで、集落内の連携が高まり、農業者の意欲向上が図られる効果あった。 協定締結及び交付金交付で、今後、集落の自主的な自立に向けた活動につなげていけるかどうか課題と思われる。

4 事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		おおむね評価できる。(B) (なお、指導・助言を要する協定のある市町村に対し、中間年評価の結果を踏まえ集落協定等が目標達成できるようにフォローアップするよう中間指導を行った。)
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		おおむね評価できる。(B) (なお、指導・助言を要する協定のある市町村に対し、中間年評価の結果を踏まえ集落協定等が目標達成できるようにフォローアップするよう中間指導を行った。)
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		おおむね評価できる。(B) (なお、指導・助言を要する協定のある市町村に対し、中間年評価の結果を踏まえ集落協定等が目標達成できるようにフォローアップするよう中間指導を行った。)
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	おおむね評価できる。(B)
	その他	おおむね評価できる。(B)

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
耕作放棄地発生防止、担い手の育成等による農業生産の維持及び多面的機能の確保について一定の効果があつた。 特に集落の活性化や将来に向けた話し合いが協定締結を契機に活発に行われるようになったことから、中山間地域の活性化に対して非常に有益な制度と考えられる。 しかし、制度が非常に複雑な部分があり、一部の集落段階において混乱を招いている。同制度に対し理解を求めるよう指導はしているものの対応に苦慮している市町村が見受けられることから、次期対策については実情に合わせた柔軟な対応ができるよう、制度の見直し(対象農用地要件及び、交付金返還基準の緩和・廃止)について要望する。	B
(参考) (市町村評価) A・・・2、B・・・19、計・・・21	

6 その他(特徴的な取組事例)

市町村名	渋川市				
協定名	伊久保程久保集落協定				
協定締結面積	4 ha	田	畑	草地	採草放牧地
		4			
交付金額	62 万円	共同取組活動	52 %		
			役員報酬		9 %
			研修会等費		8 %
			道・水路管理費		35 %
					%
	個人配分		48 %		
協定参加者数	18 人				
取組内容	耕作放棄地の発生を防止するため、水稻の病虫害防除作業や除草作業、水路・農道の保全管理、周辺林地の下草刈り、農地法面の崩壊防止ための定期的な点検を実施している。				
主な効果	農地の法面や水路・農道等の管理について、共同で取り組むことで協定参加者の集落活動に対する意識が高まった。 ・水路の管理(H20実績1.5km) ・農道の管理(H20実績1 km) ・周辺林地の下草刈り(H20実績0.3ha)				

市町村名	南牧村				
協定名	渡戸集落協定				
協定締結面積	4 ha	田	畑	草地	採草放牧地
			4		
交付金額	42 万円	共同取組活動	65 %		
			景観形成	23 %	
			農道等維持管理	22 %	
			その他	20 %	
			%		
	個人配分	35 %			
協定参加者数	22 人				
取組内容	協定地内の林道沿いに景観作物の蠟梅、梅、花もも等を植栽し、協定農地には次世代に向けて柿、栗等を植え、農地を保全していく活動を行っている。				
主な効果	「渡戸百笑村」にしていこうという共通認識により、高齢ではあるが、農家の耕作意欲、生産性の向上に繋がっている。また、美しい景観を守っていこうという意識も高まってきた。				

市町村名	群馬県甘楽町				
協定名	舟沢集落協定				
協定締結面積	4 ha	田	畑	草地	採草放牧地
		4			
交付金額	43 万円	共同取組活動	51 %		
			集落の各担当者の活動に対する経費		4 %
			農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動		14 %
			鳥獣害防止対策及び水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動		14 %
			集落協定に基づき農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費		19 %
		個人配分	49 %		
協定参加者数	20 人				
取組内容	当集落は、ちいじがきと呼ばれる石段と段々畑であり、昔より蕎麦栽培が盛んに行われてきたが、高齢化や過疎化が進み、地域の活性化を検討。結果、平成8年に蕎麦オーナー制度を発足させ、一部の耕作放棄地の解消が出来たものの、さらに周辺の耕作放棄地を解消するため、本制度を利用し蕎麦オーナーの増加を図った。現在、農村景観保全に努めるべき、農地・農道等の保全、景観作物の作付け、多面的機能の発揮として都市との農村交流、生産性・収益性向上として地場産農産物の加工・販売等に取り組んでいる。				
主な効果	耕作放棄地の解消により景観保全が図られ、蕎麦オーナー制度との連携により都市農村交流が図られた。また、那須庵(蕎麦処)運営との相乗効果も手伝って、舟沢集落農業者のやる気により地域の活性化に繋がった。				

市町村名	群馬県高山村				
協定名	原・本宿集落協定				
協定締結面積	32 ha	田	畑	草地	採草放牧地
		32			
交付金額	282 万円	共同取組活動	66 %		
			水路・農道点検、補修工事		
			34 %		
			センチピードグラス育苗・植付作業		
			46 %		
		20 %			
			%		
		個人配分			34 %
協定参加者数	121 人				
取組内容	畦畔保護植物(センチピードグラス)普及推進活動。畦畔保護植物の導入により、法面除草作業の軽減化の実現に積極的に取り組む。				
主な効果	畦畔保護植物を畦畔に植え付け、除草作業の軽減(農業者の高齢化)を図るとともに、賃貸借のしやすい農地を目指し取り組む。高齢化や後継者不足という諸問題の中、耕作放棄の防止につながればと集落全体で力を入れている。今後は他集落との連携を図り、村全体に広まることで本村の農業の軸である米の生産活動が継続されることに期待しながら実施していく。(推進面積(3年間)1.2ha)、毎年0.4haを実施。				

市町村名	群馬県東吾妻町				
協定名	大谷集落協定				
協定締結面積	5 ha	田	畑	草地	採草放牧地
		5			
交付金額	41 万円	共同取組活動	50 %		
			多面的機能増進活動費		19 %
			水路・農道等管理費		12 %
			鳥獣被害防止対策費		12 %
			役員報酬		7 %
		個人配分	50 %		
協定参加者数	21 人				
取組内容	調整ため池による水生生物の保護や育成に努めるとともに、ハナショウブやブルーベリー等の景観作物の植生などを行い、多面的機能を増進する活動の充実を図っている。また、農地と山林が近接しているため、イノシシによる被害が増加し、電気牧柵の設置による鳥獣害防止対策を行っている。				
主な効果	・ ため池によるビオトープには、ホタルをはじめとした水生生物の増加が見られ、自然環境の改善に着実に結びついている。 ・ 畦畔、水路、農道の適正管理による農地保全と良好な景観の形成により、農村環境の向上が図られた。 ・ 電気柵の設置により、イノシシ等による農作物被害を効率的かつ効果的に防止できた。 ・ 高齢化が深刻化する中、利用権の設定や農作業の委託により耕作放棄が防止できた。				

市町村名	群馬県沼田市				
協定名	今井集落				
協定締結面積	4 ha	田	畑	草地	採草放牧地
		4			
交付金額	92 万円	共同取組活動	50 %		
			集落の各担当者の活動に対する経費		5 %
			農業生産活動等に対する経費		11 %
			鳥獣害被害防止対策・農道・水路管理費		22 %
			農用地の維持管理費		12 %
		個人配分	50 %		
協定参加者数	28 人				
取組内容	将来にわたって農用地の保全を行っていくために、農道や水路の清掃、草刈りを非農業者の協力を得て行っている。鳥獣害対策として、周辺林地の下草刈りや電気柵・囲い罫の設置などを行っている。集落内の高齢化が進む中で、後継者等の担い手不足にならないよう認定農業者の育成にも力を入れている。また、景観美化のために休耕田や道路わきにコスモス等の植え付けを行っている。				
主な効果	・景観作物作付け等の作業による非農家との連携により、景観が保全され、集落内の共同意識が向上した。 ・周辺隣地の下草刈りや電気柵の設置等により、鳥獣被害が激減した。				

市町村名	群馬県みどり市				
協定名	大町・中野・中沢・唐沢集落協定				
協定締結面積	3 ha	田	畑	草地	採草放牧地
		3			
交付金額	58 万円	共同取組活動	48 %		
			農地の耕作・管理	5 %	
			水路・作業道の管理	34 %	
			集落会合費	1 %	
			景観作物の作付け	8 %	
		個人配分		52 %	
協定参加者数	12 人				
取組内容	集落の話し合いを契機に農用地の保全を考え、基本的には農地の耕作・管理を始め、水路・作業道の管理や農地法面の定期的点検を行い、良好な営農環境の状態を保っている。あわせて、景観作物の作付けを行い、周辺と環境との調和に配慮している。				
主な効果	集落での話し合いの機会が増え、集落内の農用地をどのよう に活用し、保全していくかを議論する良い契機になったと同時に、農業者の営農に対する意識が変わった。今後は、いかに魅力ある農業・農村環境を後世に継承していくかが課題である。				

埼玉県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	15						
(2) 協定数	66	【うち集落協定	62		個別協定	4	】
(3) 交付面積	269	ha	【対象農用地面積	678	ha	交付面積率	40%
			【地目別面積内訳	田:	72	ha	畑:
				草地:	0	ha	採草放牧地:
							0
(4) 交付金額	24448	千円	【うち共同取組活動分:	14202	千円	個人配分分:	10246
							千円】

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項		活動計画に沿って着実に取組が実施されている集落が多く、協定締結地の農業生産活動の推進や維持管理が図られている。
		要指導・助言協定数 20 協定 上記のうち ・ 21年度までの目標達成が見込まれる協定数 13 協定 ・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数 7 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	協定締結者間での互助の点検・管理や、草刈り、植栽などの活動のほか、鳥獣害対策として防護柵の設置等が行われた。 また、耕作放棄地の復旧が行われた地域もあった。
		交付金交付面積 269 ha 農振農用地区域への編入面積 0 ha 既耕作放棄地の復旧面積 0.7 ha
	水路・農道等の管理活動	協定締結により、多くの集落で水路・農道等の補修などの共同作業の回数が増加し、草刈り・清掃等が行われた。 また、隣接集落と連携した管理作業が行われるようになった集落も見受けられた。
		水路の管理延長 29.3 km 道路の管理延長 52.1 km
	多面的機能を増進する活動	草刈り等により、農地の荒廃に歯止めがかかり、景観の保全が図られている。 草刈り後は、果樹、花木等の新規作物や、景観形成作物を植栽している。 また、特産品のオーナー制度や体験農園の開設により都市農村交流も活発化している。
		周辺林地の下草刈り 12.9 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 19.9 ha

(3) 自律的かつ 継続的な農業生 産活動等の体制 整備として取り 組むべき事項	農用地等保全 マップ	将来にわたって適正に保全すべき農用地等保全マップの作成により、保全すべ き農用地の明確化が図られるとともに、農用地の保全活動に共同維持管理意識 の向上がみられた。 さらに、このマップが鳥獣害防止用の柵の設置箇所選定にも役立っている。 また、守るべき農用地を明確にすることで、農地法面、水路・農道等の補修や 改良が計画的に行われた。														
	A要件	高付加価値型農業の実践を目指し、新品種の導入や減農薬栽培に取り組み、生 産性や収益の向上が図られた。 非農家や他集落との連携により集落の多面的機能の増進を図っている集落があ る。 また、新規就農の確保や認定農業者の育成を行っている集落も見受けられた。														
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携	増加分（ 以外 ） <table border="1"> <tr><td>6</td><td>ha</td></tr> <tr><td>2</td><td>ha</td></tr> <tr><td>3</td><td>人</td></tr> <tr><td>4</td><td>人</td></tr> <tr><td>0</td><td>ha</td></tr> <tr><td>10</td><td>戸</td></tr> <tr><td>11</td><td>集落</td></tr> </table>	6	ha	2	ha	3	人	4	人	0	ha	10	戸	11
	6	ha														
2	ha															
3	人															
4	人															
0	ha															
10	戸															
11	集落															
B要件	防除、コンバイン作業、米、麦の共同施設乾燥作業、用水施設全農給水を共同 で実施するようになった。															
	集落営農組織の育成 担い手集積化	増加分 <table border="1"> <tr><td>0</td><td>ha</td></tr> <tr><td>0</td><td>ha</td></tr> </table>	0	ha	0	ha										
0	ha															
0	ha															
(4) その他協定 締結による活動	集落機能の活性 化	共同作業によりコミュニケーションの場が増え、集落に一体感が生まれた。認 定農業者の確保により農作業のリーダー格ができたことで、作業調整やノウ ハウの伝授など地域への情報伝達が盛んになった集落もある。														
	その他	耕作放棄復旧の取組により、耕作放棄地が解消され、病虫害や獣害の発生源の 解消及び農地の有効利用などの効果があった。														
		加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）	<table border="1"> <tr><td></td><td>ha</td></tr> <tr><td></td><td>ha</td></tr> <tr><td>1.7</td><td>ha</td></tr> <tr><td></td><td>法人</td></tr> <tr><td></td><td>法人</td></tr> </table>		ha		ha	1.7	ha		法人		法人			
	ha															
	ha															
1.7	ha															
	法人															
	法人															

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	どの集落も高齢化が進行しており、協定を5年間継続させることに心理的不安を感じているところも多い。 引き続き、担い手育成や新規就農者の確保を図る必要がある。
(2) 交付金交付の効果等	交付金は平地農業との生産条件に関する不利の補正に大きく寄与しており、作業意欲の向上につながっている。 ただし、高齢化などにより目標達成に苦勞している集落も少なくないことから、集落が無理なく取り組める制度が求められる。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	集落マスタープランの策定により将来像が明確にされ、目標の達成に向けた集落
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	農業生産活動の基本的事項である草刈りや農道補修に集落全体で取り組むことで、農業生産活動の維持・発展につながっている。 また、共同作業を通じて、非農家を含む集落全体の連携を強める効果をあげている例もあり、本制度が、耕作放棄地の発生防止、水路・農道等農業用施設の適切な管理、多面的機能の増進に大きな効果があったと評価される。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農業機械利用や農作業の共同化により、個々の作業負担の軽減や生産性・収益性の向上が図られた。 特に、新作物の導入と定着が高齢者や女性の生産活動への参入の導引となったり、地域住民との関わりが、農業生産意欲の向上につながったりと、多方面にわたり大きな効果があると認められる。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 多くの集落において活発な話し合いが行われるようになり、集落活動に対する住民意識が高まっている。 このような住民意識の高まりにより、集落内の連帯感の向上、高齢者や女性の積極的な活動参加、新たな作物への挑戦、地域外との交流増加等、多くの効果が生み出されている。
	その他

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
○本制度の導入により、集落における話し合いが活発化し、集落活動に対する高齢者の参加が多くみられるなど、地域の活性化が図られている。 ○この結果、耕作放棄地の解消や、農地の保全・管理が進んだほか、特産づくりなどに向けて、農業者の生産意欲の向上もみられている。 ○また、こうした地域活動を通じて、中山間地域農業の有する多面的機能が健全に維持されるなど、本制度の効果は大きなものがある。 ○しかしながら、中山間地域の集落では依然として高齢化、過疎化が進行しており、担い手の確保も難しいことから、本制度の存続なしには、集落活動や営農活動の維持は困難であり、市町村、集落からは制度の継続を要望する声が多く寄せられている。 ○そこで、現在の課題を踏まえた上で、より多くの集落において当事業が実施できるよう、中山間地域直接支払制度の継続と一層の拡充が望まれる。	B

6 その他(特徴的な取組事例)

市町村・協定名	埼玉県越生町龍ヶ谷集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
8.7 ha	米・山菜	ゆず・デコボン・野菜		
交付金額	個人配分			
106 万円	共同取組活動 56.1 %	役員報酬		43.9 %
		道・水路管理費		11.3 %
		農地管理費		8.5 %
		その他		7.5 %
				28.8 %
協定参加者	農業者 38人			
取組内容	【「見て・触れて・食す」農を楽しむ、活力のある集落への実現】 新規取組作物(デコボン・山菜等)の導入 農林産物販売方法の確立(山菜狩りツアー等都市住民との交流・直売会の定期実施) 学童キノコ栽培体験			
主な効果	デコボンの植栽 およそ500本 (平成20年度まで) 直売会の定期実施 年5回(梅フェアール・ゆずフェアール・産業祭・ゆうパーク収穫祭・東武七福神めぐり) キノコ収穫体験 梅園小学校6年生 27人 キノコ植菌体験 梅園小学校5年生 26人			

千葉県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	13								
(2) 協定数	175	【うち集落協定	172			個別協定	3	】	
(3) 交付面積	1,135 ha	【対象農用地面積	2,636 ha			交付面積率	43%	】	
		【地目別面積内訳	田：987 ha			畑：148 ha			
			草地：0.7 ha			採草放牧地：0 ha			
(4) 交付金額	143,915 千円	【うち共同取組活動分：	82,829 千円			個人配分分：61,086 千円			
						(うち個別協定分	136 千円)		

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		172 協定中、指導・助言を要する協定は133 協定あるが、すべて21年度までに目標達成は見込まれる。 マスタープランに活動計画を明記することにより、集落に目的意識が芽生え、着実な実施が図られたほか、農地や水路の保全管理を行うことにより、動植物の生態系の保持が図られた。 また、高齢化による担い手不足等に対しても集落の課題として、将来に向けた話し合いが行われるようになった。
		要指導・助言協定数 133 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 133 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	協定農地内で所有者が耕作できない農地が発生した際には、協定に参加している若手農業者に利用権設定が行われたり、協定農用地外でも、協定農用地に隣接する耕作放棄地の保全管理が実施されるなど、耕作放棄の防止が着実に図られている。 僅かな面積ではあるが農振農用地への編入も行われた協定もみられた。 鳥獣害対策では61 協定が取り組んでおり、耕作放棄の発生防止に役立っている。 (個別協定) 個別協定により営農が継続できることで、耕作放棄の防止に大きな効果を得ていると思われる。
		交付金交付面積 1135 (2) ha 農振農用地区域への編入面積 2 (0) ha 既耕作放棄地の復旧面積 ha
	水路・農道等の管理活動	ほとんどの集落で管理活動が活発に行われるようになり、協定参加者を中心に管理体制も確立してきた。 また、維持管理や修繕等も交付金を活用することによって積極的に行うようになり、生産性の向上や農作業の安全性も高められた。 (個別協定) これまで同様に維持管理を行っている。
		水路の管理延長 183 (0) km 道路の管理延長 891 (0) km
	多面的機能を増進する活動	周辺林地の草刈り等共同作業の回数が増加したことにより、景観の保全を始め有害鳥獣の被害防止や病害虫の発生防止にもつながった。 市民農園、棚田オーナー制度について、全集落を対象に推進した市では計画を超えた取組が行われ、受け入れた集落の活性化が図られただけでなく、周辺の集落でも検討を始めるなどその波及効果が見込まれる。 (個別協定) 生態系の保全、災害の抑制、景観の保全などが図られた。
		周辺林地の下草刈り 43 (0) ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 2 (0) ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	水路・農道の整備補修箇所を明確にしたことにより、集落内での話し合いも活発になり、問題点の共有化や計画的・効率的な取り組みを行うことができた。													
	A要件	機械利用・農作業を共同で実施することにより、集落内の連携が一層強化され、農作業の受委託等も進み、農業経営の効率化とともに集落内で栽培品種の統一が行われるなど、中山間における集落営農の素地が出来上がりつつある。 また、共同作業を通じて集落の問題点の共有化が図られ、高齢化が進展していく中での耕作放棄地の発生を防ぐ体制づくりもできた。 高付加価値型農業の実践では、ちばエコ農産物の生産に取組み、ブランド化を推進している集落もある。 認定農業者の育成や農地の利用集積が行われたことにより、地域が活性化した集落もみられた。また、新規就農者の確保が図られた集落でも同様の効果がみられた。 多面的機能の維持的発揮に向けた取組では、小学校と連携した農業体験等が実施された。													
	機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携	増加分（ 以外 ） <table border="1"> <tr><td>31.5</td><td>ha</td></tr> <tr><td>4.6</td><td>ha</td></tr> <tr><td>10</td><td>人</td></tr> <tr><td>3</td><td>人</td></tr> <tr><td>11</td><td>ha</td></tr> <tr><td>13</td><td>戸（学校3）</td></tr> <tr><td></td><td>集落</td></tr> </table> ・非農家等 ・集落数	31.5	ha	4.6	ha	10	人	3	人	11	ha	13	戸（学校3）	
31.5	ha														
4.6	ha														
10	人														
3	人														
11	ha														
13	戸（学校3）														
	集落														
B要件	該当なし														
	集落営農組織の育成 担い手集積化	<table border="1"> <tr><td></td><td>ha</td></tr> <tr><td></td><td>ha</td></tr> </table>		ha		ha									
	ha														
	ha														
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	共同作業についての話し合いや作業自体が積極的に行われることによって、集落内の住民の結びつきが深まるとともに、他集落との繋がりもでき、地域が活性化してきた。 特に、棚田オーナー制度は市の都市農村交流事業の一つとして機能し、集落内では女性グループや老人会を中心に花の植栽なども行われ、地域に潤いが生まれつつある。													
	その他	農地の利用集積や都市住民との交流等により地域が活性化し、積極的な活動を目指す集落も出てきた。 また、集落が活性化した結果、協定農用地以外にも景観形成活動の広がりをみせる集落や、伝統行事などの保全につながった。 （個別協定） 耕作放棄地の発生防止につながり、田園風景の保全に寄与している。													
	加算措置 - 規模拡大 - 土地利用調整 - 耕作放棄地復旧 - 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）	<table border="1"> <tr><td></td><td>ha</td></tr> <tr><td></td><td>ha</td></tr> <tr><td></td><td>ha</td></tr> <tr><td></td><td>法人</td></tr> <tr><td></td><td>法人</td></tr> </table>		ha		ha		ha		法人		法人			
	ha														
	ha														
	ha														
	法人														
	法人														

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	高齢化や後継者不足が懸念されていることから、5年の協定期間を集落の実情に応じた期間設定ができるようにしてもらいたい。特に未整備の農用地が主となる集落では、これまでの活動期間に高齢化が進展し、新たな取り組みへの意欲が損なわれつつある。 集落内の農用地の傾斜によって交付対象・対象外の農地が混在するため、集落全体の活性化につながりにくい。 中山間は農振農用地ではない谷津田が多く、このような地域こそ耕作放棄地が発生しやすいので、耕作放棄地解消のためにも対象農用地にしてほしい。 集落内の年齢構成や農用地の状況によって、体制整備単価への移行ができない集落もあった。 (個別協定) 特になし
(2) 交付金交付の効果等	共同作業の実施回数の増加や景観形成への積極的な取り組みが行われるようになるなど、交付金を活用することによって地域の活性化が図られた。 有害獣防護柵や共同利用施設の維持管理費用については交付金を活用しているが、制度が終了した場合の対応が難しい。 交付対象となる土地とならない土地があり、個々の配分に格差が生じて取りまとめに苦労した集落もあった。 (個別協定) 耕作不利な農用地についても、制度の活用によって営農が継続されている。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	年度ごとの活動計画を明記することによって、自ら進捗状況を把握できるため、計画に沿って着実に取り組まれている。 また、集落マスタープランで取り組むべき事項が明確になったことにより、市町村も活動に対する指導・助言が行いやすくなった。 中間年評価で「要指導・助言」とされた集落については、活動計画によって課題の把握も容易であり、市町村の指導・助言や周辺集落との連携等によって目標達成が見込まれる。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	交付金の活用により集落内の共同取組が活発化し、農用地の適切な管理が行われており、耕作放棄の発生にも歯止めがかかっている。 周辺林地の下草刈りや景観作物の作付け等を行うことにより、農村環境の整備や地域文化の保全が図られ、都市部からの観光増加にもつながった。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップにより課題が明確となり、適切な管理活動が行われるなど耕作放棄の防止にも役立っている。 機械・農作業の共同化や、ちばエコ農業に取り組むことによって集落内の話し合いも活発化し、作業受委託による農業経営の効率化も図られつつある。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 集落活動に対する住民の意識が高まり、住民同士のつながりが深まった。 集落内での話し合いが活発に行われたことによって集落機能が活性化し、特に、都市住民との交流を行う集落ではより効果が現れている。
	その他 集落機能が活性化した結果、集落内の景観が良好になるとともに、伝統行事の保全などにもつながった。 (個別協定) 耕作放棄地の発生防止につながったことで、田園風景の保全などに寄与した。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
高齢化の進展や後継者不足が懸念される中、この制度に取り組むことによって耕作放棄地の発生防止や農業生産活動の維持が確保されるとともに、住民同士のつながりがより深くなり、集落の活性化につながった。 中間年評価で、約7割の市町村がマスタープランの作成について、将来に対する意識向上を効果として挙げているが、内容は農家中心の現状対策に留まっているものが多い。今後は、専門家や学生等を交えた話し合いを重ね、集落の活性化のための総合的な将来ビジョンを作ることが必要であり、行政の支援が不可欠である。 一方、制度に対する要望として、県が独自に集落代表者に対して行ったアンケート調査の結果では、実施状況に記載されたものと同様の意見が出されている。本制度が、農業生産条件の不利を補正し、多面的機能の確保を目的とするのであれば、交付要件を緩和するとともに恒常的な制度とすることが必要である。	B
(備考)	

6. その他(特徴的な取組事例)

市町村・協定名	千葉県鴨川市・豆木集落			
協定面積 20 ha	田	畑	草地	採草放牧地
	20	0		
交付金額 419 万円	個人配分			48 %
	共同取組活動 52 %	道路水路管理		24 %
		電気柵設置・農道舗装・共同機械		7 %
		鳥獣被害防止対策・会議費		21 %
				%
協定参加者	農業者22名			
取組内容	【有害鳥獣対策と共同利用機械を導入した集団防除の取組み】 有害獣による被害防止を再優先課題とし、既存の電気柵の敷設替え(更新)と新規敷設(設置)を行い、総延長約2kmの電気柵を集落全体に設置した。これにより有害獣の被害を皆無としている。また、機械・農作業の共同化においては、動力噴霧器による共同防除を行い、集落全体を1日かけて行っている、その相乗効果により、集落内の担い手への作業受委託も浸透し、集落内での作業受委託も着実に進展している。			
主な効果	○ 防除機械の共同利用(目標2ha、H20実績13ha) ○ 担い手への農作業の委託(目標3ha、H20実績5ha)			

市町村・協定名	千葉県富津市・寺原集落			
協定面積 4 ha	田	畑	草地	採草放牧地
	4			
交付金額 86 万円	個人配分			
				15 %
	共同取組活動 85 %	積立(施設、災害、耕作継続)		50 %
		農道・水路・農地の整備管理活動費		30 %
鳥獣害防止対策費		30 %		
	農道、水路等の草刈、点検活動参加者に対する		5 %	
協定参加者	農業者(21人)、水利組合(1組合)、農業体験塾(H20塾生14人、講師等12人)			
取組内容	H13年度より実施している農業体験塾の運営の充実を図り、都市部非農業者に農業・農村生活の体験を通じて交流を深め、集落の活性化を図りつつ、農業に興味を持った体験者の中から、将来の担い手として活躍してくれる人材を発掘する。			
主な効果	○ 農業体験塾運営を通じた都市住民との交流 (農業体験塾運営規模 当初 0ha 目標2,100㎡ H20年実績17,104㎡) ○ 機械・農作業の共同化 (機械・農作業共同化面積 当初 0ha 目標5,000㎡ H20年実績17,104㎡)			

市町村・協定名	千葉県いすみ市・増田			
協定面積 11 ha	田	畑	草地	採草放牧地
	11			
交付金額 91.8 万円	個人配分			0 %
	共同取組活動 100 %	役員手当		4 %
		農道・水路管理費		33 %
		共同利用機械購入等費		53 %
		その他		10 %
協定参加者	農業者 17人、 その他(参加住民) 1人			
取組内容	【高付加価値型農業の実践】 耕作放棄地の発生を防止し、将来にわたって持続的な農業生産活動を可能とすることにより、本集落の持つ他面的機能の確保を図る。水路・農道・農地法面の管理や、農用地保全マップの活用し高付加価値型農業(エコ米の作付け)に取り組んだ。認定農業者の育成については、21年度までに達成される予定である。			
主な効果	○高付加価値型農業の実践 エコ米 達成目標 6,000㎡ 20年度 6,194㎡			

東京都最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	2								
(2) 協定数	3	【うち集落協定	3			個別協定	0	】	
(3) 協定締結面積	32.5	ha	【対象農用地面積	32.5	ha	交付面積率	100%	】	
			【地目別面積内訳	田:	0	ha	畑:	32.5	ha
				草地:	0	ha	採草放牧地:	0	ha
(4) 交付金額	2,093	千円	【うち共同取組活動分:	1048	千円	個人配分分:	1045	千円	】

2 交付金交付の効果等

検証項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		マスタープラン、活動計画に描かれた5年後の姿が概ね現実のものとなっている。
		要指導・助言協定数 1 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 1 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 0 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	電気柵の活用による獣害対策や、周辺林地等の管理等が定期的に行われることにより、耕作放棄が防止されている。これにより、生産意欲の向上や販売活動の活性化がみられるようになった。
		交付金交付面積 32.5 ha 農振農用地区域への編入面積 0 ha 既耕作放棄地の復旧面 0 ha
	水路・農道等の管理活動	草刈りや農道補修等の定期的な管理活動を行っている。これにより、営農意欲が高まった。
		水路の管理延長 - km 道路の管理延長 4.89 km
	多面的機能を増進する活動	ボランティア団体による周辺林地の下草刈りなどの手入れが定期的に行われたり、NPO団体による都市住民との交流事業が行われたりし、多面的機能の理解が深められた。
		周辺林地の下草刈り 1.75 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） - ha

(3) 自律的かつ 継続的な農業生 産活動等の体 制整備として取 り組むべき事項	農用地等保全 マップ	電気柵の管理により、マップ内の農地への野生生物侵入が防がれ、耕作が行われている。協定対象者が自主的に話し合いを持つようになり、相続が発生しても耕作放棄にならない体制が取れるようになった。
	A要件	効果的に電気柵が活用され、柵周辺の草刈りが共同で行われている。ボランティア団体との連携による周辺林地の整備や耕作を行う団体、都市住民と交流イベントをコーディネートする団体が活動している。
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携 増加分（ 以外 ） 1 ha - ha - 人 - 人 - ha - 1 団体 - 集落
	B要件	
集落営農組織の育成 担い手集積化 増加分 - ha - ha		
(4) その他協定 締結による活動	集落機能の活 性化	農道管理などの共同作業や協定対象メンバーが集まることにより、集落内のコミュニケーションが活発化している。また、女性が農産物を利用した料理を持ち寄って、イベントや視察等に集落外から来た人に提供している。
	その他	電気柵による獣害の減少により、農産物の収穫が可能となり、開設された直売所の環境と相まって営農意欲が増加した。
		加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人） - ha - ha - ha - 法人 - 法人

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	取り組みの内容を協定として書類にする作業が複雑であり、その後の各調査も煩雑な感が否めない。 協定集落と同様な傾斜地でありながら、小規模で分散しているなどで交付対象とならない農家から不公平であるとの声が上がることがある。
(2) 交付金交付の効果等	交付金を受けることで集落でさまざまなアイデアを出し合った他、情報の収集に努め、新たな取り組みを検討していく良いきっかけとなった。また、交付金を受けることで、農業だけでなく周辺環境まで含めた多面的機能の保全など義務感が生まれ、農地の維持に効果があった。

4 評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	マスタープランに描かれた集落の姿がほぼ現実のものとなり、概ね評価できる。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	電気柵や機械の共同利用、農道の定期的な管理がなされ、耕作放棄の防止に役立っている。また、ボランティアなどの受入により、周辺林地の整備等も進められ評価できる。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	新たに農用地として認定を受けるまでは至らなかったものの、保全マップに基づく協定内農地の維持はほぼ確保されており評価できる。また、都市住民との交流や学校との連携が活発化していることから評価できる。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 話し合いの場が増え、集落内のコミュニケーションが活発化した。
	その他 獣害防止により、収穫が確保され、直売所の開設と相まって営農意欲が高まった。

5 総合評価

評価内容	区分
対象区域の農地を維持することができた。地域活動として農道の管理や電気柵等の管理を行う気風が生まれ、地域の活性化が図れた。また、都市住民や学校との連携も図れ、協定内容はほぼ確保できた。しかし、高齢化に伴い担い手不足については完全に解決できず、現在の農地の維持に止まっており、新たな農用地の指定等が行われるまでには至らなかった。	B

6 その他(特徴的な取組事例)

【ぼんぼり柚の活用】 傾斜地に植栽され放置されていた柚を、ボランティアや地元小学校との連携により、剪定など管理を行い、ジュースやジャム等の加工品として出荷した。また、都市部の公衆浴場の柚子風呂用として活用されている。 加工用柚子出荷量: 1t(20年度実績) 浴場組合出荷量: 80kg(20年度実績)

神奈川県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	4								
(2) 協定数	19		【うち集落協定	19			個別協定	0	】
(3) 交付面積	171	ha	【対象農用地面積	281	ha		交付面積率	61%	】
			【地目別面積内訳	田:	13	ha	畑:	158	ha]
				草地:	0	ha	採草放牧地:	0	ha]
(4) 交付金額	10185	千円	【うち共同取組活動分:	10185	千円		個人配分:	0	千円]

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		全ての集落において集落マスタープランに従って取組が行われ、耕作放棄地発生防止等の目的が達成された。 集落で取り組むことと、耕作放棄地がない集落の状況を目にすることで、自分たちの集落を荒さないという意識が醸成され、かつ共通認識となった効果は非常に大きい。
		要指導・助言協定数 0 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	全ての協定締結農地で耕作放棄地の発生防止・解消が達成された。
		交付金交付面積 171 ha 農振農用地区域への編入面積 0 ha 既耕作放棄地の復旧面積 0 ha
	水路・農道等の管理活動	共同取組活動を中心に水路・農道の維持管理は十分に実施された上、簡易な補修や大雨後の堆砂排土等が積極的に行われ、土砂流出防止等の効果があった。
		水路の管理延長 1.5 km 道路の管理延長 17.6 km
	多面的機能を増進する活動	
		周辺林地の下草刈り 5.1 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 0 ha

(3) 自律的かつ 継続的な農業生 産活動等の体 制整備として取 り組むべき事項	農用地等保全 マップ	体制整備に取り組むのは1集落協定で、水路・農道補修の他、大きな課題である鳥獣被害の防止対策を盛り込み、被害対策に集落で取り組んでいる。														
	A要件	漬物等の地場産農産物の加工販売を行い、女性を中心に地域の新たな取り組みや人のつながりが生まれ、販路の拡大と合わせて活性化につながった。														
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携	<table border="1"> <tr><td></td><td>ha</td></tr> <tr><td></td><td>ha</td></tr> <tr><td></td><td>人</td></tr> <tr><td></td><td>人</td></tr> <tr><td></td><td>ha</td></tr> <tr><td></td><td>戸</td></tr> <tr><td></td><td>集落</td></tr> </table>		ha		ha		人		人		ha		戸	
		ha														
	ha															
	人															
	人															
	ha															
	戸															
	集落															
B要件	該当なし															
	集落営農組織の育成 担い手集積化	<table border="1"> <tr><td></td><td>ha</td></tr> <tr><td></td><td>ha</td></tr> </table>		ha		ha										
	ha															
	ha															
(4) その他協定 締結による活動	集落機能の活 性化	集落内で話し合いの回数が増え、人のつながりが強まり協定参加者の意識の向上につながった。														
	その他															
		加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）	<table border="1"> <tr><td></td><td>ha</td></tr> <tr><td></td><td>ha</td></tr> <tr><td></td><td>ha</td></tr> <tr><td></td><td>法人</td></tr> <tr><td></td><td>法人</td></tr> </table>		ha		ha		ha		法人		法人			
	ha															
	ha															
	ha															
	法人															
	法人															

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	別紙のとおり
(2) 交付金交付の効果等	別紙のとおり

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	集落全体で耕作放棄地の発生防止に取り組み、最終年度の達成は確実である。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	水路、農道、法面の管理や景観作物の植栽等が行われ、最終年度までに達成できる。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	体制整備に取り組む集落協定は1協定であるが、既に目標を達成しており、最終年度まで継続できる。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 共同取組活動は最終年度まで確実に実施される見込みであり、集落機能は維持される。
	その他 共同取組活動は集落内の絆を深め、集落を良くしようという共通認識が生まれる点でも評価できる。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
協定の締結により、耕作放棄地の発生が防止され、協定参加者の意識が向上し、集落機能が維持された効果は評価できる。また、本制度をきっかけとして耕作放棄地の発生防止が地域の主体的な取組で達成された点も評価できる。 しかしながら、中山間地域の現状は非常に厳しく、今後高齢化等は一層進行するので、現状維持を目的としてより柔軟な制度に改善して継続することが望まれる。 なお、現状以上の活性化を図ることは条件不利分を補填するという考え方の本制度では難しいので、現状維持を超える取組項目は全て選択制とすべきである。	B

6 その他(特徴的な取組事例)

協定数の少ない当県にあっては、他と異なるという意味での特徴的な取組事例は少ない。
しかし、耕作放棄地の発生防止や水路・農道の維持管理といった農業に関する効果以外に、集落機能の維持に効果があったことが大きい。それは、共同取組活動が、一緒に活動をしたり話し合いを重ねる機会を増加させ、「合意形成」、「共同取組」、「相互扶助」、「役割分担」、「人のつながり」等で集落内の結びつきが強まり、生活と農業が継続され集落が維持されたことである。

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事 項	課 題
実施状況	<u>1 交付金の交付時期</u> 現在の制度では、9月末までの現地確認を受けて行われる国の交付決定が第3四半期のため、集落に交付金が支払われるのが第4四半期になっている。集落が交付金を支出に充てることのできる時間が非常に短く、経理上大きな問題を抱えている。集落は、共同取組活動の草刈りや水路清掃等で最も支出が多い春から秋にかけて交付金が入らないので、当面の活動費を立て替えるか、年度末に集中して支出している。このことが原因で、平成17年度に現行制度へ移行しなかった集落があり、現在実施中の集落でも第3期対策があったとしても実施をためらう集落も発生している。 このため、交付金の交付事務については協定締結集落の運営が円滑に進むように抜本的な改善が必要である。 交付決定並びに交付金の交付は、通常の補助金や交付金と同様に、年度当初に事業計画等を提出し、その書類審査を以て行うこととする。審査に問題がなければ速やかに交付し、年度当初から集落が交付金を使用できるようにする必要がある。この場合、現地確認は実績報告と併せて年度末に行う。 現行制度では、現地確認をした後に交付されることになっているが、対象農用地が耕作放棄地になった場合は初年度に遡って交付金の全額を返還する規定があるので、二重の縛りになっている。 現地確認後でなければ交付しないのであれば、現地確認の期日を早めてでも集落に交付される時期を早めることが必要であり、できれば第1四半期内に交付できることが望まれる。 <u>2 調査、書類等の簡素化</u> 交付金の交付事務の他に、年2回の所要額調査、実施状況見込み調査、実施状況調査があり、中間年評価等が加わると市町村担当者や集落役員の事務的な負担は大きい。調査を円滑に進めるために、できるだけ調査等の作業量を減らすと共に、調査の実施後はどのように結果が利用されたのかを市町村や集落へ提供し、理解を求めていくことが望まれる。

交付金交付の効果等

1 交付金制度

交付金の最大の効果は耕作放棄地の発生防止とそれにより発揮される多面的機能の維持にあることから、対象農用地の多くが協定締結に至ることが望ましい。しかし、実際に協定が締結されているのは県内対象農用地の約2割にとどまっている。また、現行制度が継続されたとしても協定締結をしないという集落が増えている。

この背景には、高齢化や後継者難などの問題が一層深刻化していることがあるが、耕作放棄地の発生を防止していくには一律の基準では難しく、地域の実情に配慮して制度を改善した上で継続していかなければならない。

中山間の集落は現状維持で精一杯のところがほとんどであるので、現状維持を基本目標として制度を組み立てるのが適当である。必須事項は、農地と道水路を適切に管理することのみとし、これが達成された場合に交付する。体力のある集落が耕作放棄地の解消、集落活性化、多面的機能の発揮に寄与する追加の項目に取り組んだ場合は、それらの項目を点数化し、その点数に応じて交付金を上積みする方法を検討することを要望したい。

2 交付金の返還

現行制度では、農地が管理されなくなった場合等で、死亡等を除き全額遡及返還となっているが、高齢化の進んだ集落では5年間耕作を続けることへの不安から、このことが協定締結に至らない大きな理由と考えられる。農地の管理が難しくなったときには他の協定参加者が代わって管理することになっているが、実際には他者へお願いすることの引け目があり、協定参加に踏み切れない集落もある。

このことから、返還要件を緩和するとともに、管理の受委託の事例などを広報し、円滑に管理の受委託が進むようにすることが望まれる。

3 樹園地に適した制度の変更

畑作は水田と比べて水管理や水路管理が少ないため、集落組織がしっかりしておらず、とりわけ樹園地はその傾向が強いので、樹園地の多い当県にとっては制度がなじみにくい。必須事項は農地の適切な管理の他に、豪雨後の共同見回り、鳥獣の共同追い払い、鳥獣捕獲ワナの共同設置と見回り等とするなど、水路・農道の管理とは別に選択肢を設け、畑作或いは樹園地が取り組みやすい制度への改善が望まれる。

中山間地域に特に多い鳥獣被害は、果樹園や茶園では普通畑や田に比べてワナや柵の設置と管理が難しい。このように樹園地でも栽培以外の維持管理の負担は大きいので、樹園地の交付単価を引き上げることが望まれる。

4 アドバイザー制度

今後一層の高齢化が見込まれるなかで、集落の住民のみで集落を維持活性化するには限界がある。集落の維持活性化について地域にアドバイスする人材を県等が派遣するアドバイザー制度の創設が望まれる。アドバイザーとしては、集落機能の維持に重点を置く場合には地域に精通した行政・団体職員 OB 等、地域作りに重点を置く場合には専門家等の第三者が考えられる等、集落の状況と課題に応じた柔軟な対応ができる制度が望ましい。

5 名称

「中山間」はある程度定着しているが、それは行政用語、当事者間の用語としてであり、一般には浸透・理解されていない。制度を地域の主体性と国民理解に基づいて維持していく上では、名称を公募するあるいは愛称を設ける等の創意工夫により国民に親しまれ支持される用語に変えることが望ましい。

6 女性の参画

女性のアイデアや意見は重要であり、新鮮な意見が出ることが多い。しかしながら、集落の役員や話し合い参加者の女性の割合は低い。意識改革が必要であるが、初めは制度で女性の参画を義務付け、目標値を設定して推進していくことが望まれる。

7 市町村の評価

市町村からは、事務手続きに比べて交付単価が低いことや、体制整備に取り組める集落はほとんど無く、本制度で集落の活性化を図ることはできないとの意見が出ている。このため、環境支払や災害防止支払等更なる補助の増額の要望が評価書に記載されている。

山梨県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	23								
(2) 協定数	394	【うち集落協定	385			個別協定	9	】	
(3) 交付面積	4,275 ha	【対象農用地面積	6,190 ha			交付面積率	69%	】	
		【地目別面積内訳	田:	3,181 ha		畑:	1,094 ha		
			草地:	0 ha		採草放牧地:	0 ha		
(4) 交付金額	514,725 千円	【うち共同取組活動分:	256,297 千円			個人配分:	258,428 千円		

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項		県内の395協定のうち145協定は集落マスタープランの「集落の5年間の活動工程表」に即して協定活動を実施することにより、計画的なステップアップや集落における認識の共有化による効率的な目標達成を図ることができた。また、要指導・助言とされた県内の395協定のうち145協定は集落マスタープランの「集落の5年間の活動工程表」に即して協定活動を実施することにより、計画的なステップアップや集落における認識の共有化による効率的な目標達成を図ることができた。 また、要指導・助言とされた249協定についても市町村の積極的な関与により、21年度までに目標の達成が見込まれることとなった。 しかし、一方では1協定について死亡・病気等不可抗力により交付金停止の措置をとることとなった。249協定についても市町村の積極的な関与により、21年度までに目標の達成が見込まれることとなった。しかし、一方では1協定について死亡・病気等不可抗力により交付金停止の措置をとることとなった。
		要指導・助言協定数 249 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 249 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 0 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	県内の395協定のうち1協定を除く、すべての協定が協定活動を継続したことにより、協定農用地の耕作や保全管理が実施され耕作放棄の発生防止に効果を上げた。また、協定代表者へのアンケート結果においても本制度に取り組まなかったと想定した場合、協定締結面積のうち1,018ha(24.1%)程度が耕作放棄される恐れがあったと回答していることから、本制度の実施が耕作放棄地発生の未然防止に効果があった。さらに、耕作放棄地の発生要因の一つである鳥獣害について、216協定、1,930ha(45.1%)で防護柵の設置・維持管理に取り組んでおり、約6割の集落協定で協定以前より被害が減少したと回答していることから、農業生産活動の維持に効果があった。
		交付金交付面積 4275(34) ha 農振農用地区域への編入面積 11 ha 既耕作放棄地の復旧面積 0 ha
	水路・農道等の管理活動	協定代表者へのアンケート結果では、約8割の集落協定で協定締結を契機に水路・農道等の清掃、草刈りなどの管理作業回数が増え、活動が活発に行われるようになったとしており、本制度が集落での共同活動に対する意識高揚に役立った。
		水路の管理延長 685 km 道路の管理延長 718 km
	多面的機能を増進する活動	協定活動の取り組みでは、「周辺林地の草刈り」、「景観作物の作付け」を行っている集落協定が多く、約9割が本制度の多面的機能の維持効果を認識していた。また、約半数の集落協定代表者が「景観の保全」、「自然生態系の保全」、「災害の抑制」に効果があったと感じていた。
		周辺林地の下草刈り 199 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 4 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	「農用地保全マップ」に即して、21年度までに計画的に取り組むことによって、保全する農用地等の明確化や効率的な活動実施に効果があった。	
	A要件	集落協定386協定のうち233協定（60.4％）で自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた取り組みが実施された。「生産性・収益性の向上」に関する取り組みでは、水田地帯において機械・農作業の共同化で田植機やコンバインの共同利用や高付加価値型農業の実践として水稻の減農薬・減化学肥料の取り組みが推進された。また、果樹地帯ではブドウの大房系品種への品種更新による高付加価値型農業への取り組みが多く為された。「担い手の育成」では、水田地帯において認定農業者の育成等と併せて、担い手への利用権設定による農地集積や水稻の稲刈等の農作業委託の取り組みが進んだ。「多面的機能の発揮」では、水路の清掃や協定農地周辺の草刈り作業等を非農家・他集落と連携して活動する取り組みが多く行われ、地域の繋がりが強まった。また、協定地内で生産された農産物を加工して販売する取り組みや小学校と連携した体験農園の取り組みも多く行われ、地産地消が推進された。さらに、山間部では棚田オーナー制などの取り組みも行われた。	
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携	増加分（以外） 105 ha 60 ha 69 人 17 人 173 ha 182 戸 29 集落
		B要件	B要件に取り組む協定はなかった。
	集落営農組織の育成 担い手集積化		0 ha 0 ha
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	集落協定の締結を契機に、水路・農道等の清掃、草刈り等の共同作業が活発に行われるようになり、集落としての一体感が深まっている。これに伴い、農作業以外にも地域活動が活発化し、集落内の高齢者の健康状態に関心を持つ等の互助精神も芽生えてきている。さらに、地場農産物の加工・販売の取り組みを通じた女性グループの加工技術研究も活発に行われるようになった。	
	その他	協定取組活動の実施により、集落内の共通話題が増えたことが地域のコミュニティづくりに繋がった。また、規模拡大による担い手への農地集積が地域のブランド米の生産拡大に貢献した。	
		加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）	2 ha 0 ha 0 ha 0 法人 0 法人

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	○制度の基本的な枠組み運用上の課題 ・今後、ますます集落の自主的な取り組み機運を高めるためには、集落内で役員となる高齢者が取り組みやすい、シンプルな制度にしていく必要がある。・高齢化で年々、集落の代表になる人が少なくなっている。・畑の単価が田の単価より低いことから果樹地帯に不公平感がある。・交付金の交付時期を早くして欲しいという要望が多くある。・高齢化により5年間の活動に不安をもっている。 ○地域の意見や提案・協定参加者の高齢化は避けられないことから、将来的な対策として担い手の育成野の内の流動化促進、また協定の統合・連携を進める必要がある。
(2) 交付金交付の効果等	集落協定の取り組みによる鳥獣害防止対策等は耕作放棄地の発生を抑制するために大きな効果を上げている。また、高齢者、零細農家が多い中山間地域において、農業生産意欲の向上や地域景観の保全に有効な手段となっている。他に、農作業の共同化や非農家を含めた集落全体での道水路管理が行われていることから、高齢化が進む地域農業者の負担軽減に役立っている。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	現行対策から導入された「集落マスタープラン」は5年間の活動行程表であり対象を明確化するという点で、効果的な手段であったと考える。 また、中間年評価で指導、助言が必要とされた249協定については、市町村が積極的に集落活動に関与することで取り組みがスムーズに実施され、21年度での目標達成を見込むことができたことから、市町村の積極的な関与が目標達成に有効であったと考える。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	「5年間の協定活動の継続」が必須ということで、耕作者の病気等でできなくなった農用地も必ず誰かが代わりに耕作することから、耕作放棄地の発生防止に対して大変有効な手段であると言える。 しかし、高齢化が進展する中で担い手の育成ができない集落では、今後、集落内での農用地の維持が危惧される。 また、協定活動は、地域の景観や自然生態系の保全、また災害抑制など多面的機能の増進に有効であったと考える
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	機械・農作業の共同化や認定農業者の育成、担い手への農地集積は集落の農業生産活動を継続していく体制づくりに一定の効果を発揮したと考える。 しかし、山間部で耕地が狭い地域や果樹地帯では、比較的傾斜の条件が緩やかな水田地帯に比べ体制整備を進める上で難しい面がある。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 集落協定活動が集落の一体感や互助の精神を生み出し、集落の活性化に繋がったという点で有効であったと考える。
	その他 制度の目的としている耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保以外に共同活動が地域コミュニティづくりにも有効であったと考える。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
本制度第2期対策では、機械・農作業の共同化や担い手の育成が図られ、農業生産活動等の継続に向けた体制整備について一定の成果を上げた。 しかしながら、中山間地域の農業生産活動等の条件不利は変わらず、農業集落の高齢化等による絶対的な人手不足から、農業生産活動等の継続の危機は未だに存在する。 また、集落へのアンケート結果においても、約8割の集落協定で制度継続を望んでいる一方で、交付要件の遵守や5年間の継続を課題として捉えている集落協定も多くある。 このため、現行制度の継続と下限面積等の要件見直しを要望する。 また、全国に比べ中山間地域に多くの樹園地を抱える本県において、制度の取り組みを拡大するためには樹園地の協定面積を拡大する必要があるが、現行制度では樹園地に対する支援が少ない。そこで、地域性を考慮した特別加算措置等の検討をお願いしたい。	B

備考)

経営耕地面積の中山間地域（振興山村・過疎・特定農山村）に占める樹園地 ・本県は中山間地域に占める樹園地の割合が全国に比べ高く、また、全国では樹園地面積が畑面積の約 1 / 6 であるのに対し、本県は約 2 倍となっている。

山梨県 4,854ha うち田 1,737ha(35.8%) うち畑 988ha(20.4%) うち樹園地 2,128ha(43.8%) 全国 919,139ha うち田 448,140ha(48.8%) うち畑 400,780ha(43.6%) うち樹園地 70,220ha(7.6%)

モモ園の傾斜地と平坦地との生産性格差（ 1 0 a 当たり ）

傾斜地	平坦地	格差	格差の 8 割
労働時間	5 4 8 時間	3 7 7 時間	1 7 1 時間
生産費	1,017千円	956千円	61千円
			49千円

H 1 6 経営体育成支援調査報告書（山梨県）

出典 2000年(平成12年)世界農林業センサス > 第10巻 農業集落類型別報告書 > 第1集（基礎・法制上の地域指定別類型編）、畑面積に樹園地面積は含まれない

6 その他(特徴的な取組事例)

別添参照 ・北杜市・清里集落協定 ・甲州市・松里第2集落協定 ・増穂町・上手集落協定 ・都留市・朝日曽雌集落協定

集落ぐるみの多面的機能維持発揮と自然生態系保全活動の推進

～ 清里集落協定（北杜市高根町）～

1 地域の概要

当集落は、八ヶ岳高原の南麓に位置し、大門川を中心とした水系の中で水稻栽培が行われてきたが、標高約1,000メートルの高冷地であり、米づくりに適さないため、ほとんどの農家が、そば、大豆等へ転作している。また、地元そばの消費拡大を図るため、そば処「清里北甲斐亭」が整備され、生産組合が中心となった作業受委託を集落協定全体で取り組み、そば、大豆の計画的な生産に取り組んでいる。さらに、平成18年度に受託組織が中心となり、法人を設立し、安定した担い手の確保が図られた。

- 一戸当たり経営耕地面積 50a
- 認定農業者数 29人
- 農業生産法人数 2法人
- 農家数 171戸
- 主要農産物 そば、大豆

2 協定の概要

協 定 面 積 80.2ha	田80.2ha(100%)	畑	草地	採草放牧地
	そば、大豆、水稻等			
交 付 金 額 1,674万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	役員報酬		10%
		農道・水路維持管理費		30%
		共同取組経費		60%
協定参加者	農業者121人、非農業者19人、水利組合18、法人2			

3 活動内容

農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理(田80.2ha) 個別対応	周辺林地の下草刈り (20ha、年3回) 共同取組管理	機械・農作業の共同化 (耕起機械の共同利用を28ha実施、目標8ha) 共同取組活動
水路・作業道の管理 ・水路30km、年3回 清掃、草刈り ・道路15km、年3回 簡易補修、草刈り 共同取組活動	景観作物の作付け (景観作物として赤そば を約0.2ha作付け、農道等 への花壇苗植栽) 共同取組活動	自然生態系の保全に関する学 校教育等との連携 (地元の小学校、育成会、保育 園と連携し、自然観察会、体験 農業を実施) 共同取組活動
鳥獣害防止対策 電気防護柵の設置 個別対応・共同取組活動	自然生態系の保全 (ホタル水路100mを整備) 共同取組活動	

4 主な取組内容

- 多面的機能維持発揮と自然生態系保全活動の推進

昔は多く見られたホタルがほとんど見られなくなったことを危惧し、用水路を活用した「ホタル水路」の整備管理を行い、ホタルの里づくり事業を推進している。地元の小学校、育成会、保育園と連携を図り、子供たちに自然生態系の保全と必要性を認識させるよう進めている。また、夏期のそばの花畑と併せ、協定参加者全員によりマリーゴールド等の花壇苗を集落の主要道路沿線及び農道に植栽することで、自然生態系の保全と集落の景観形成も推進している。その他、地元ペンションを中心とする体験農業の協力会と提携し、都市小学生等を受け入れ、自然を取り入れた幅広い体験学習を実施している。



～ ホタル自然観察会 ～



～ 農道の景観形成 ～

5 取組による成果

- 持続的な農業生産活動へ向けた鳥獣害対策

高齢化による耕作放棄地の発生の防止と保全管理をしていくため、機械の共同化を図り、農業生産活動及び保全管理の効率化を進めるとともに、水利組合と集落とが一体となった用水路保全管理、農道の整備及び維持補修が行われるようになった。

また、当集落は農地が山林に接しているため、イノシシやシカ等による農作物への被害も多く、このことが耕作に対する意欲の低下を招く大きな要因となっていた。耕作者が設置した電気柵等の有害獣防除施設にかかる経費の一部に交付金を使用することにより、集落全体で鳥獣被害防止に対する意識が芽生え、鳥獣害の発生要因となる農用地や法面、山裾の雑草についても個人個人が率先して草刈り等の管理を行うようになった。

6 今後の課題

- 担い手組織を中心とした耕作放棄地の活用

専業農家が減少し、大部分が兼業農家となり、高齢者による農地の保全管理が行われているのが現状である。担い手の育成にも力を入れていき、集落営農組織等を強化するとともに、都市住民からの新規就農者の受け入れ態勢を整備し、足腰の強い持続的な農業生産活動等を可能にする。併せて都市農村交流を通じ、多面的機能を発揮した幅広いアイデアを着実に実行できる体制を構築していく。

獣害防止柵設置による農業生産活動の継続

～ 松里第2集落協定（甲州市）～

1 地域の概要

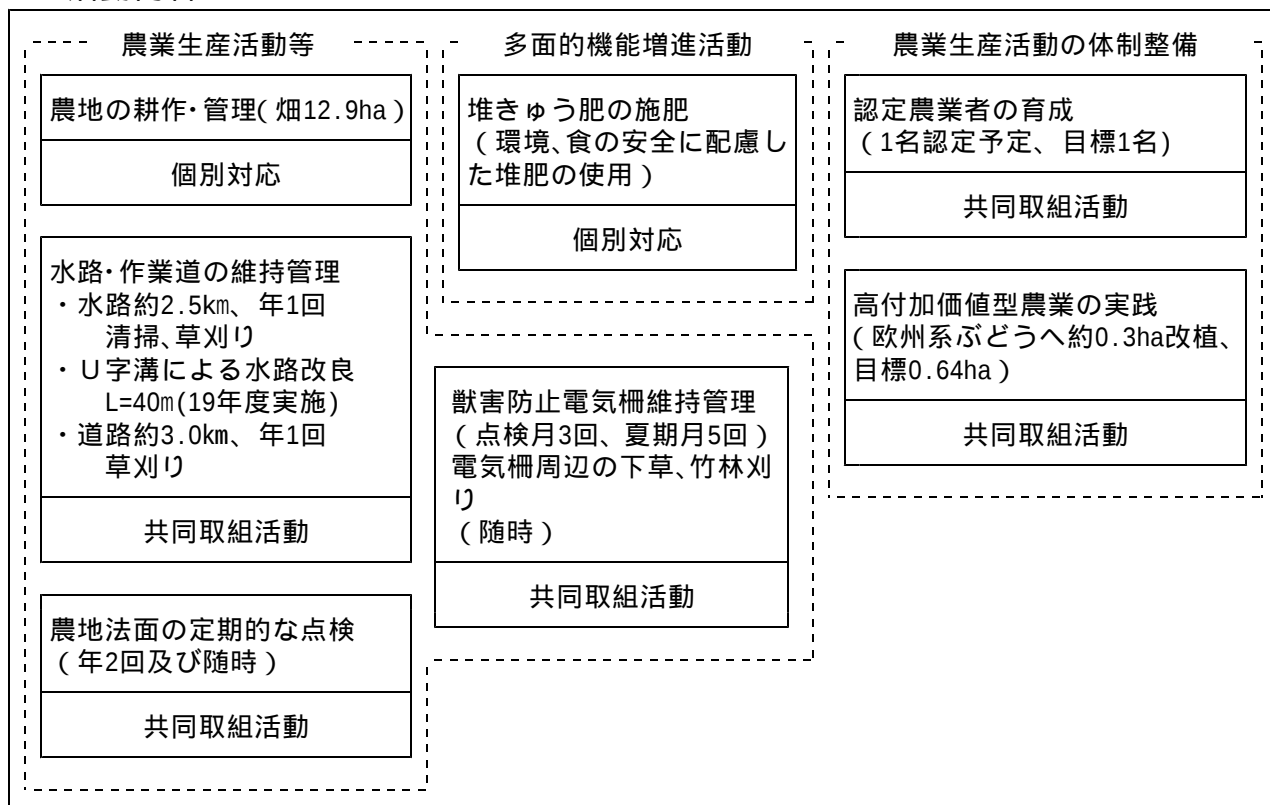
松里第2集落は、甲州市塩山の北部に位置し、笛吹川左岸から東側の山林にかけての傾斜地で果樹を中心に農業を営む集落である。

- 一戸当たり経営耕地面積 38a
- 認定農業者数 2人
- 農業生産法人数 0法人
- 農家数 33戸
- 主要農産物 もも・ぶどう・かき

2 協定の概要

協 定 面 積 12.9ha	田	畑12.9ha (100%)	草地	採草放牧地
		もも・ぶどう・かき・すもも		
交 付 金 額 67万円	個人配分 70%			
	共同取組活動 (30%)	役員 (委員 4 名分) 報酬		16%
		獣害防止柵維持補修管理・水路補修費		74%
		一般事務費 (総会経費等)		10%
協定参加者	農業者 3 3 人			

3 活動内容



4 主な取組内容

- 獣被害には集落の団結策（柵）で！

当集落内の協定農用地は水路のない農地が多く、水不足と獣害による農作物被害は近年増加傾向にあり、耕作意欲の低下にも繋がりがねない課題となっていた。

そのため前期対策から獣害防止電気柵設置事業に取り組み、総延長2kmを関係者の一致協力により設置した。構成員で役割分担する中、新対策でも継続して柵の整備を行い、月3回、夏場は月5回程度定期点検を実施する等、集落で団結して野生獣被害の防止に取り組んでいる。

またその他、農道・水路等の管理補修による多面的機能増進活動にも力を入れており、集落内の環境整備を通じて農業生産活動が継続的に行われるようになったが、今後は水不足解消を図るため、農業用水を確保するためのため池等設置についても検討している。



～ 獣害フェンスの維持・管理 ～



～ 水路機能の回復・向上 ～



5 取組による成果

- 集落の力で困難を解消

水不足を解消するため、水路の補修改良を行い、平成19年度には、砕石を敷いてU字溝を布設する困難な作業に集落をあげて取り組み、水路40mの区間を整備し、水路機能が回復向上した。また、農道の補修作業も2か所実施し、農作業の効率化を図った。

6 今後の課題

- 共同作業で集落の意識向上

引き続き地域の一致協力により獣害防止柵の維持管理を行い、農業生産活動の継続を図っていく。整備活動としては、引き続き水路・農道等の不良か所について補修・改良整備を行っていく予定である。

また、体制整備活動として認定農業者の育成と果樹の改植等高付加価値型農業の実践についても推進し、地域の基幹産業である農業振興に取り組んでいく。

地場産農産物を活かし地域活性化を目指す

～ 上手集落協定（増穂町）～

1 地域の概要

増穂町は、県の南西部で甲府盆地の南端に位置し、特産品としては、香り豊かな「ゆず」の産地として知られている。

- 一戸当たり経営耕地面積 30a
- 認定農業者数 0人
- 農業生産法人数 0法人
- 農家数 45戸
- 主要農産物 水稻、ゆず

2 協定の概要

協 定 面 積 16.7ha	田4.6ha (28%)	畑12.1h a(72%)	草地	採草放牧地
	水稻	ゆず、野菜		
交 付 金 額 196万円	個人配分 0%			
	共同取組活動 (100%)	水路農道管理費	36%	
		農地管理費	64%	
協定参加者	農業者 5 4 人			

3 活動内容

農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理（田4.6ha、畑12.1ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り（約0.4ha、年1回） 個別対応	保健休養機能を活かした都市住民等との交流（観光ゆず園、ゆずの木オーナーを1.0ha実施、目標0.8ha） 共同取組活動
水路・作業道の管理 ・水路2.4km、年1回 清掃、草刈り ・道路3.3km、年2回 草刈り 鳥獣害防止柵設置及び管理 ・集落内2kmを新設及び1.5kmの既設の管理 共同取組活動	景観作物の作付け（景観作物としてあじさいの花を約0.1ha作付け） 共同取組活動	地場産農産物等の加工・販売（集落に加工直売所が完成し、ゆず味噌、ゆずばん酢等ゆず加工品の生産及び販売） 共同取組活動
農地法面の定期的な点検（年1回及び随時） 共同取組活動		

4 主な取組内容

- 加工施設の完成による新たな取り組み

集落に交付されている交付金は全額共同取り組みの経費として活用している。主に農道・水路の維持管理や鳥獣害対策として設置している電気柵の維持管理を行っている。

また、平成19年11月に「旬のやまなし・地産地消支援事業」により農産物加工・直売施設が完成し、新たに地域の特産品である「ゆず」の加工販売の取り組みを開始、「観光ゆず園」や「ゆずの木オーナー」を募るなど都市住民との交流にも力を入れている。



～ 今後の活動拠点となる加工直売施設 ～



～ 共同取組による農地管理作業 ～

5 取組による成果

- 耕作放棄地の発生防止、住民の意識の変化

集落の過疎化や高齢化による耕作放棄地が年々増加してきたが、住民一人一人の取り組みでは限度がある。この制度を取り入れたことにより、地域全体で取り組み、みんなで話し合いや活動をするようになった。また、耕作放棄地の復旧効果も期待できる。

また、特産品であるゆずの加工施設が完成したことにより、生産意欲が増すなどの波及効果をもたらした。

6 今後の課題

- 後継者と猿被害対策

一番の問題として取り組まなければならないのは、特産のゆず栽培を続けていくための後継者づくりである。

また、鳥獣害対策として、電気柵によりイノシシの被害は大幅に減ってきているが、山林やゆずの木などが多いため、サルの被害対策はさらに進めていく必要がある。

「曾雌にんにく」の生産・販売

～ 朝日曾雌集落協定（都留市）～

1 地域の概要

都留市は県東部に位置し、水と緑に囲まれた「織物と学園のまち」である。また、リニアモーターカー実験線の拠点でもあり、「新・花の百名山」にも選ばれた名山の多い地域である。朝日曾雌は山間地域であるが、限られた耕地面積を有効に活用しての特産品づくりなど意欲的に農業に取り組んでいる。

- 一戸当たり経営耕地面積 33a
- 認定農業者数 5人
- 農業生産法人数 1法人
- 農家数 1,149戸
- 主要農産物 水稻

2 協定の概要

協 定 面 積 1.7ha	田1.4ha（82％）	畑0.3ha(18％）	草地	採草放牧地
	水稻	野菜		
交 付 金 額 27万円	個人配分 50％			
	共同取組活動 （50％）	一般事務費（総会資料等）		2％
		高付加価値型農業実践活動費(にんにく種子購入)		34％
		農道・水路等管理経費		16％
		積立（消毒機・乾燥機等購入）		48％
協定参加者	農業者 9 人			

3 活動内容

農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理（田1.4ha、畑0.3ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り（0.3ha、必要に応じ随時） 個別対応	高付加価値型農業の実践（にんにくの栽培を0.5ha実施、目標0.1ha） 共同取組活動
水路・作業道の管理 ・水路1.4km、随時清掃 ・道路1.8km、随時清掃、草刈り 共同取組活動		自然生態系の保全に関する学校教育等との連携（地元小学校の児童を対象にサツマイモの収穫体験を実施） 共同取組活動
農地法面の定期的な点検（必要に応じ随時） 共同取組活動		

4 主な取組内容

- にんにく生産・販売による地域の活性化

「にんにく生産研究会」を設立し、地域の特産物としてにんにくを生産・販売することにより、地域の活性化に取り組むこととした。

活動当初は、植えた種にんにくがすべて枯れてしまったが、先進地視察や研究を重ね、生産技術も向上し、今では約7割が収穫できるほどとなった。秋に約8,000個(約40,000粒)の種を植え付け、春には約28,000個が収穫できる見通しである。

平成18年度は「曽雌にんにく」として、試験的ではあるが市内直売所、近隣の駅、ゴルフ場やスーパーなどで販売を開始した。「おいしい」との評判を得ている。

また、平成19年1月に「水田農業構造改革対策事業」を取り入れ、作業場と保冷庫を整備(平成19年3月完成)。この作業場と保冷庫の導入により年間を通じて安定的な出荷体制の確保を目指している。

その他の活動として、農業に触れる機会の少ない地元小学校の児童を対象に、総合学習の一環として、サツマイモの収穫体験学習を行い、体験を通じて知識と喜びを感じてもらうための活動を行っている。



～ 種づくり共同作業 ～



～ サツマイモ収穫体験 ～

5 取組による成果

- 栽培技術の向上と耕作放棄地の有効活用

協定者が生産した「曽雌にんにく」を販売するために、育成方法・出荷方法等の課題について話し合い、改良を加えてきた。この取り組みにより耕作放棄地の活用と共同活動が活発になった。

6 今後の課題

- 病虫害等対策と生産拡大、販路の確保

「曽雌にんにく」の栽培において、栽培技術の向上、病虫害対策、連作障害への対応と生産量を増やしていった場合の販路拡大などの課題に取り組んでいく。

長野県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	76								
(2) 協定数	1,276	【うち集落協定	1,257	個別協定	19	】			
(3) 交付面積	10,116 ha	【対象農用地面積	12,188 ha	交付面積率	83%	】			
		【地目別面積内訳	田：9,175 ha	畑：460 ha					
			草地：1 ha	採草放牧地：481 ha					
(4) 交付金額	1,692,079 千円	【うち共同取組活動分：	1,003,933 千円	個人配分分：	681,361 千円	】			

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた 取り組むべき事項		集落マスタープランの作成により、集落における課題が明らかとなり、取組の方向性が明確化され、計画的な取組を進めることができるようになった。
		要指導・助言協定数 156 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 121 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 35 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	協定農用地では耕作放棄地が発生していないことから、この制度が耕作放棄の防止に大きな効果を上げているといえる。
		交付金交付面積 10,116 【441】 ha 農振農用地区域への編入面積 45 【0】 ha 既耕作放棄地の復旧面積 8 【0】 ha
	水路・農道等の管理活動	水路や農道の定期的な維持管理を行うようになったため、その機能が維持されている。 協定参加者が共同して実施することにより、効率的な維持管理が行われている。
		水路の管理延長 2,301 【0】 km 道路の管理延長 2,137 【0】 km
	多面的機能を増進する活動	周辺林地の管理や景観作物の栽培により、災害や有害鳥獣被害の防止につながり、耕作放棄地の発生を抑止しており、また、都市農村交流の促進や学童教育にも役立っている。
		周辺林地の下草刈り 105 【0】 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 68 【2】 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	農用地保全マップを作成している協定のうち、農地法面、水路・農道等補修改良のためのマップを作成している協定が8割を超え、有害鳥獣対策のためのマップを作成している協定も3割を超えている。 マップの作成により、保全する農用地の明確化が図られ、計画的に農地法面、水路、農道や防護柵等の整備・維持管理が実施されている。	
	A要件	コンバインやトラクター等の農業用機械の共同化は、効率的な農作業を可能にしている。 認定農業者の育成、農作業の受委託の推進や非農家、学校等と連携は、担い手不足をカバーしている。 景観美化及び学童の体験教育にも役立っている。	
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携	増加分（以外） 180 ha 151 ha 137 人 48 人 143 ha ・ 非農家等及び学校等 1,736戸、89団体 ・ 集落数 28 集落
	B要件	地域営農組織の育成や担い手の集積化が図られた集落では、個人労力の軽減や作業の効率化が図られている。 維持管理が難しい農地の保全が図られている。	
集落営農組織の育成 担い手集積化		増加分 0 ha 55 ha	
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	集落における話し合いの機会が増えたことから、地域が一体となった取組を進めることができるようになった。 農地や農山村の風景を景観資源としてとらえる意識が芽生え、それらを活用したイベントも開かれている。	
	その他(特別加算)	規模拡大加算及び土地利用調整加算による活動により、管理されていない農地の担い手への集積が進んだ結果、耕作放棄地の発生を防止している。 農地の流動化や集落による共同管理を促進する効果もみられる。 農業生産法人の設立により持続的な農業経営が安定的に営まれている。	
		加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）	211 ha 68 ha 2 ha 1 法人 5 法人

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	まとまった耕地面積を確保することが困難な集落も制度に参加できるよう、対象農用地の面積要件を緩和する必要がある。 転作による米の生産調整が定着し、畑地化した耕作地が交付対象から外れることのないよう、水田と混在する畑の傾斜要件を水田と同基準に緩和する必要がある。 有害鳥獣による農作物被害が深刻化しており、耕作放棄地の発生要因ともなっていることから、有害鳥獣対策に積極的に取り組めるよう、新たな加算制度を設ける必要がある。 担い手の高齢化が進む中、地域の実情に合った営農組織の育成の更なる推進が必要である。
(2) 交付金交付の効果等	協定参加者には非常に好評で効果も実感されていることから、交付金の給付水準を維持した上で、今後も継続していく必要がある。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	集落マスタープランの作成により、集落における課題が明らかとなり、計画的な取組を進めることができるようになったことにより、今回、必須事項としたことは評価される。新規参加者には引き続き必須条件とすることが望ましい。 計画の達成見込の状況は、中間評価時は81協定が、要指導・助言であったが、今回は、要指導・助言協定は8協定となっている。今後、これらの協定については、きめ細かい支援を実施することにより21年度中の目標達成は可能であると判断される。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止活動及び水路・農道の管理活動は、いずれも高い効果を上げており、今回必須事項として実施したことは評価できる。 多面的機能を増進する活動については、周辺林地の管理は、災害及び有害鳥獣対策に関し一定の効果が実感され、また、美しい景観の保全と創出に一定の効果があったと考えられる。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	○農用地保全マップの作成 保全する農用地の明確化が図られ、計画的な農地法面、水路、農道や防護柵等の整備・維持管理において、高い効果を上げている。 要指導・助言協定数は中間評価時の12協定から2協定まで減ってきているので、今後の支援により目標の達成は可能と考えられる。 ○A要件 農業用機械の共同化については、効率的な農作業に貢献している。 後継者の育成については、新規就農者の確保が目標に対し8割程度達成されているが、地域の高齢化等から実施することが厳しく、取り組んでいる協定は60程度に留まっている。 認定農業者の育成は、目標人数の9割以上が達成されているが、取り組んでいる協定数は120程度である。 担い手の育成は、農業の継続のためには非常に重要であるので、取組に対する支援は有効である。 担い手への農地の集積は、農地の個人所有意識が強いことなどから取り組んでいる協定は少ない。 多面的機能の発揮に取り組んでいる協定においては、景観美化、都市農村交流などにおいて、一定の効果を上げている。 A要件の要指導・助言協定数は、中間評価時の30協定から今回8協定まで減少しているが、うち担い手の育成に関するものが7協定となっており、達成に向けた支援が必要となっている。 ○B要件 集落を基礎とした営農組織の育成及び担い手への集積化は、高齢化等による担い手不足を克服する手段としては有効であるが、農地の個人所有意識強いことなどから、取り組んでいる協定集落は少ない。 B要件の要指導・助言協定数は、中間評価時と同じ2協定となっており、引き続き積極的な支援が必要となっている。

(4) その他協定 締結による活動	集落機能の活 性化	集落における会合等話し合う機会が増加したことにより、集落活動に対する住民意識が向上している。 集落における様々な取組がなされるようになり、地域の活性化に繋がっている事例もある。 以上の事例からも協定締結による活動は有効である。
	その他(加算措 置)	規模拡大加算及び土地利用調整加算では、管理されていない農地の担い手への集積が進み、また、農地の流動化や農地の集落による共同管理を促進する効果もみられ、安定した農業生産活動が行われることにつながっていることから制度として有効である。 農業生産法人の設立については、実施している集落においては、設立により持続的な農業経営が計画的かつ安定的に営まれている。 一方で、規模の小さな集落協定などは、法人化のメリットが受けられないことから、法人設立の動きは見られない。 担い手が高齢化する中、営農の組織化は必要であると考えられるので、加算措置を法人設立に限定するのではなく、法人設立に至らない地域の実情に合った営農組織の設立にも加算措置を講じることにより、営農の組織化を促す必要がある。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
○ 耕作放棄の発生防止・解消 集落協定代表者に対するアンケートによれば、耕作放棄の発生防止について97%の集落代表者がその効果を実感している。 第2期対策において協定に参加している農用地において、現在、耕作放棄地は発生していないが、第1期対策に参加していた集落で第1期対策から第2期対策に移行した際、協定の参加を見送った集落の8割でH17～H19の3年間に新たな耕作放棄地が発生しているという調査結果がある。 耕作放棄を防止するために重要な取組である集落全体で農地の法面や水路・農道等の管理に係る共同作業の状況については、協定を契機に活発化した集落が80%を越えている。 耕作放棄発生の主要因である鳥獣害を防止する取組の状況は、1協定当たり平均4.9haとなっており、第2期対策前（平成16年度）と比較すると被害が減ったと考える集落は6割を超えている。 以上のことから、本制度の中山間地域における耕作放棄発生防止に果たす効果は大きいものといえる。 ○ 集落機能の活性化 集落の話し合いの回数が83%の集落で第2期対策以前より増加している結果などからも、本制度が集落機能の活性化に果たす効果は大きいものといえる。 ○ 多面的機能の維持 本事業が多面的機能を維持する効果があると考えられる割合は、協定集落及び市町村ともに90%を超えている。 集落協定及び市町村ともに効果として最も多くあげているのは、景観の保全となっている。 これらのことから、本制度の多面的機能の維持に果たす効果は大きいものといえる。 ○ その他 第1期対策から第2期対策への移行に伴い参加をとりやめた協定の未継続の理由は、半数を超える集落が担い手不足により、今後5年間事業を継続できる見通しが立たないことを上げている。 第2期対策終了後、本制度の継続を望まない集落が10%程度存在するが、同様の理由によるものと推測される。 事業実施期間を短縮すべきという意見もあるが、耕作放棄地の発生防止の観点から、適当な長期間、事業を実施することを条件に交付金を交付することはやむを得ないものと考えられる。 ○ まとめ 本制度は、耕作放棄の発生防止・解消、集落機能の活性化及び多面的機能の維持に大きな効果があるものと考えられるので、諸課題に対応できるよう制度の内容を充実させた上、第2期対策の給付水準を維持することを前提に、平成22年度以降も継続して実施することが適当である。	B

6 その他(特徴的な取組事例)

高沢集落（信濃町） （1）協定面積 3ha （2）交付金額 53万円 （3）取組内容 水田経営のほか、集落で運営する農事組合法人が経営するそば店にそばや野菜を納入するため、そばや野菜などを生産している。そば店の経営が好調なことから、そばの生産が盛んとなり、遊休農地の解消のほか、米の生産調整にも貢献している。 城原集落協定（喬木村） （1）協定面積 3ha （2）交付金額 44万円 （3）取組内容 耕作放棄の主な原因の一つとなっている有害鳥獣対策のため、協定農地全体に電気柵を設置した。また、協定農地は畦畔が高くモグラ被害が多かったため、モグラが嫌がる彼岸花を景観作物として植栽し、獣害対策と景観対策に効果を上げている。電気柵の設置は、周辺集落の獣害対策の手本となったことから高い評価を受けている。 北割・南割集落協定（宮田村） （1）協定面積 20ha （2）交付金額 421万円 （3）取組内容 計画的・安定的な営農を実現するため、村一本の営農組合を設立し、さらに各地区ごとに営農組織を設けることにより農地の利用調整や作業受委託を進めている。
--

静岡県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	20				
(2) 協定数	466	【うち集落協定	463	個別協定	3
(3) 協定締結面積	4,156	【対象農用地面積	5044	交付面積率	82%
	ha	【地目別面積内訳	田:	303	ha
			草地:	0	ha
(4) 交付金額	401,533	千円	【うち共同取組活動分:	284,889	千円
				個人配分:	116,644
					千円)

2 交付金交付の効果等

検証項目		効果等								
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		各集落が目指すべき将来像（10～15年の目標）を明記した「集落マスタープラン」については、中間年評価において活動回数などに遅れが見られた129集落のうち、125集落で21年までに目標達成が見込まれるまでに改善された。市町等による指導・助言により、共同活動等が活発になるなどの効果が見られたと言える。また、引き続き指導・助言が必要な協定については、県・市が連携を取りながら、重点的に指導し、改善を図っていく。なお、個別協定については、面積の増加はないが、農地等の維持が継続的に行われている。								
		<table><tr><td>要指導・助言協定数 上記のうち</td><td>129</td><td>協定</td></tr><tr><td>・21年度までの目標達成が見込まれる協定数</td><td>125</td><td>協定</td></tr><tr><td>・引き続き、指導・助言が必要な協定数</td><td>4</td><td>協定</td></tr></table>	要指導・助言協定数 上記のうち	129	協定	・21年度までの目標達成が見込まれる協定数	125	協定	・引き続き、指導・助言が必要な協定数	4
要指導・助言協定数 上記のうち	129	協定								
・21年度までの目標達成が見込まれる協定数	125	協定								
・引き続き、指導・助言が必要な協定数	4	協定								
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	適正な農業生産活動や、農地法面保護・改修、鳥獣被害の防止などの共同取組活動により、4,156haの農地で耕作放棄の防止等が図られた。また、当事業の実施のための対象農用地を増やすため、農振農用地区域内に編入した市町も見られた。さらに、耕作放棄地の復旧に取り組む積極的な市町も一部にみられた。当事業が、耕作放棄の発生防止に寄与していると言える。また、個別協定については、面積の増加はないが、農地維持が継続的に行われている。								
		<table><tr><td>交付金交付面積</td><td>4156</td><td>ha</td></tr><tr><td>農振農用地区域への編入面積</td><td>93</td><td>ha</td></tr><tr><td>既耕作放棄地の復旧面積</td><td>0</td><td>ha</td></tr></table>	交付金交付面積	4156	ha	農振農用地区域への編入面積	93	ha	既耕作放棄地の復旧面積	0
	交付金交付面積	4156	ha							
	農振農用地区域への編入面積	93	ha							
	既耕作放棄地の復旧面積	0	ha							
	水路・農道等の管理活動	泥上げや草刈りなど水路約690km、農道約1600kmで管理活動が行われている。協定締結前から行われていた管理活動が、交付基金の活用により、出役意識が高まり、管理作業の増加につながっていると考えられる。また、集落内の連帯意識や活力向上にもつながったほか、地元住民の協力を得ながら作業を行う集落も見られるなど、活動に広がりが見られている。また、個別協定についても、農道等の管理が継続的に行われている。								
<table><tr><td>水路の管理延長</td><td>693</td><td>km</td></tr><tr><td>道路の管理延長</td><td>1608</td><td>km</td></tr></table>		水路の管理延長	693	km	道路の管理延長	1608	km			
水路の管理延長	693	km								
道路の管理延長	1608	km								
多面的機能を増進する活動	国土保全機能を高める取組として周辺林地の管理等が約150ha、保健休養機能を高める取組として都市農村交流が約5haで実施されている。協定農地周辺の林地の下草刈りを定期的に行うことにより、鳥獣被害の防止、農作業の軽減等により、耕作放棄の発生を防止している。また、個別協定についても、鳥獣から農地を守るため、周辺林地の下草刈りを継続的に実施している。しかし、スイセンなどの景観作物を作付けし、農道等の景観美化に努める集落は多いが、棚田のオーナー制や市民農園・観光農園の開設は少数の市町にとどまっている。									
	<table><tr><td>周辺林地の下草刈り</td><td>148</td><td>ha</td></tr><tr><td>都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）</td><td>5</td><td>ha</td></tr></table>	周辺林地の下草刈り	148	ha	都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	5	ha			
周辺林地の下草刈り	148	ha								
都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	5	ha								

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために、農用地等保全マップを作成するが、農地内の法面保全や水路・農道等の管理に役立てている。作成のメリットとして、具体的な修繕、農用地の保全区域が明確化され、農用地に対する保全、修繕の意識の高揚が図られている。また、鳥獣害対策における戦略等にも役立っており、作成することに大きな意義があると言える。																
	A要件	本県では、農業生産活動等の体制整備として取り組む130協定のうち、129協定がA要件を選択し実施している。中でも、約82haの農地で機械・農作業の共同化が行われ、約13haの農地で高付加価値型農業が行われている。高齢者の多い農家個人の作業負担が軽減し、より収益率の高い農産物が生産され、中には地域の特産化を目指している地区もある。また、認定農業者の育成、新規就農者の確保により、意欲ある担い手が増加、地域の活性化に寄与している。さらに、非農家との連携として、地元小学校等と協定を結び、農作業体験などを行うことにより、子どもたちが農業に関心を持つようになり、交流を通じた集落機能の強化に寄与している。 <table><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>増加分 (以外)</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>19 ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>14 ha</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>88 人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積 (農作業の受委託を含む)</td><td>17 人</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連携</td><td>1 ha</td></tr><tr><td></td><td>99 戸</td></tr><tr><td></td><td>6 集落</td></tr></table>	機械・農作業の共同化	増加分 (以外)	高付加価値型農業の実践	19 ha	認定農業者の育成	14 ha	新規就農の確保	88 人	担い手への農地集積 (農作業の受委託を含む)	17 人	非農家・他集落等との連携	1 ha		99 戸		6 集落
	機械・農作業の共同化	増加分 (以外)																
	高付加価値型農業の実践	19 ha																
認定農業者の育成	14 ha																	
新規就農の確保	88 人																	
担い手への農地集積 (農作業の受委託を含む)	17 人																	
非農家・他集落等との連携	1 ha																	
	99 戸																	
	6 集落																	
B要件	本県では、B要件を選択し、実施している協定は1集落のみにとどまっている。当該集落では、協定参加者を中心とした共同機械管理組合により農作業の受託を実施している。今後、県及び市町等が連携し、集落を基礎とした営農組織の育成や担い手の集積化の推進を図る必要があると考える。 <table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>増加分</td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td> ha</td></tr><tr><td></td><td> ha</td></tr></table>	集落営農組織の育成	増加分	担い手集積化	ha		ha											
集落営農組織の育成	増加分																	
担い手集積化	ha																	
	ha																	
集落機能の活性化	共同作業への意識が高まり、地域営農により横のつながりが強化されたり、都市住民との交流活動による地域住民の意識の変化が見られた。県が発行した「中山間地域等直接支払事例集」などを参考に、積極的な取り組みを行うことにより、交付金を有効活用するための集落内での話し合いの場が増え、集落機能が強化されている。また、話し合いの回数が以前よりも増え、集落の将来像を考えるきっかけにもなっている。さらに、若い世代が農作業や地域活動に参加する機会が増え、世代間交流が活発になるなどの成果も見られている。																	
(4) その他協定締結による活動	その他	地域の特産品の開発やPR活動により、生産意欲が向上したり、集落の意識として共同取組活動が当たり前との雰囲気が芽生えたというプラスの意見があるいっぽうで、中山間地域特有の情報発信力不足もあり、都市との交流手段が見つからないとの意見もある。全体的には、集落の意識変化により機能が強化され、農業生産活動において生産性・収益の向上につながっている観点から見れば、制度による成果があるといえる。 <table><tr><td>加算措置</td><td></td></tr><tr><td>・ 規模拡大</td><td> ha</td></tr><tr><td>・ 土地利用調整</td><td>1 ha</td></tr><tr><td>・ 耕作放棄復旧</td><td> ha</td></tr><tr><td>・ 法人設立 (特定農業法人)</td><td> 法人</td></tr><tr><td>(農業生産法人)</td><td> 法人</td></tr></table>	加算措置		・ 規模拡大	ha	・ 土地利用調整	1 ha	・ 耕作放棄復旧	ha	・ 法人設立 (特定農業法人)	法人	(農業生産法人)	法人				
	加算措置																	
・ 規模拡大	ha																	
・ 土地利用調整	1 ha																	
・ 耕作放棄復旧	ha																	
・ 法人設立 (特定農業法人)	法人																	
(農業生産法人)	法人																	

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	高齢化による耕作者の減少が見られるが、共同作業による集落の結束力の強化により、耕作放棄の発生を防いでいる。しかし、5年間の活動に対して不安を感じている農業者も少なくない。長期的に見れば、担い手不足が解消されず、農業者以外の応援を求めていく必要があると感じている市町がある。一方、協定を結んだ集落では、話し合いが以前より多くなり、集落の将来について真剣に考えるようになってきている。集落活動に対する意識も高まり、農道・水路の管理、草刈等も計画的に実施されている前向きな市町もある。また、地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動（選択必須要件）の要件緩和、事務的に煩雑な面があり、事務の簡素化等が必要である、交付金の交付時期が遅いため、立替等で事業に支障をきたしている市町の意見もある。さらに、5年間の継続要件も含めた活動要件の緩和が必要であるとの意見もある。実施主体である市町の意見の中から、改善可能な内容については、第三期に反映させる必要があると考える。なお、個別協定については、共同茶工場に参画するメンバーとの相互支援が成り立っている。
(2) 交付金交付の効果等	鳥獣被害防止のための電気柵の設置、新規作物導入等に取り組む姿勢の芽生え、棚田のオーナー制などのグリーンツーリズム活動が積極的に行われている。農地を単なる農業生産の場としてでなく、多面的機能を維持する面からも交付金の効果は大きい。また、交付金のおかげで、協定内において耕作を続けようという意識が強まった等の効果が見られた。なお、個別協定については、共同茶工場に参画するメンバーとの相互支援が成り立っており、協定締結面積以上の波及効果が確認されている。

4 評価結果

事項	課題
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	集落マスタープランにより、活動内容が明確化され、計画に即し着実に取組が実施されている。マスタープランの有効性としては、集落の目指す将来像とそのための活動内容が明確化されることにより、協定参加者の意識の統一が挙げられる。それが、共同で耕作放棄の発生を防止し、鳥獣被害を防止しようとする意識へとつながっていると考えられる。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	ほとんどの協定で着実に実施され、平成21年度までの活動の維持が見込まれる。水路、農道等の管理活動、鳥獣害対策、耕作放棄地の防止などが図られた。中には、耕作放棄寸前の園地について、集落内の賃借により管理を行うなど積極的な市町も見られた。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	選択的必須要件のメニュー（機械・農作業の共同化、新規就農者の確保、認定農業者の育成、直売所による販売等）平成21年度までの達成がほぼ見込まれる。中間年評価において、市町の指導・助言が必要であった集落については、市町が達成条件などの認識不足を説明会等で改善したため、達成が可能となった集落もある。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 個人では対応が難しいことも、交付金を活用し集落での対応が可能になった。そのための集落内での話し合いの場が増える結果につながっている。当該制度の交付金が、集落機能の活性化に寄与していることを示す結果となっている。さらに、協定締結がされている地域では、都市住民や世代間交流が盛んになるなど、今後の一層の集落の発展が期待できる面もある。
	その他 協定参加者による、水路や農道の整備など基盤整備の推進、耕作放棄の防止に対する意識の高まりは勿論であるが、世代間交流等を通じて、若者達へ継承されていくことに大きな意義があると考えられる。

5 総合評価

評価内容	区分
県内では、20市町で本制度を実施している。総合評価の結果として、「おおいに評価できる」(A)5市町、「おおむね評価できる」(B)が14市町、「やや評価できる」(C)が1市町となっている。各市町において、本制度の目指す、条件が不利な農地の維持につながっているかどうかの観点からの評価に着目すれば、集落マスタープランに定めた事項を確実に実施し、耕作放棄地が発生せず農地が適正に管理されている点、高齢化が進む中であっても、共同で協定農地を維持する意識が芽生え、農地の維持が図られた点などから、本制度は概ね評価できるといえる。 また、交付金の使途を集落で検討することによる、集落の自立心の促進、他集落との交流を通じた集落間の競争を促すメリットも持ち合わせていると考えられる。 さらに、農業生産活動等の体制整備としての取り組みとして、棚田のオーナー制度を導入した都市住民との積極的な交流、高付加価値型農業の実践による特産品の開発など、1次産業のみならず他の産業へ波及し、地域の活性化に寄与している点も評価できる。	B

6 その他(特徴的な取組事例)

【事例1】

市町村・協定名	静岡県松崎町石部集落協定
協定面積	田 3.9ha
交付金額	84万円(共同取組活動100%)
協定参加者	4
取組内容	【棚田の復元と棚田オーナー制による地域の活性化】 ・耕作放棄されていた棚田を復元し、棚田オーナー制により都市住民との交流を行っている。 ・一社一村しずおか運動にも積極的に取り組み、大学・企業との協働により棚田の保全活動を行っている。
主な効果	・棚田オーナー制による交流人口の増(目標1,000人 H20実績800人) ・棚田米の出荷(目標900kg H20実績950kg) ・棚田保全、大学・企業との協働(目標3ha H20実績1ha)

【事例2】

市町村・協定名	静岡県掛川市東山集落協定
協定面積	畑 71.9ha
交付金額	826.97万円(共同取組活動50%)
協定参加者	農業者97人
取組内容	【直売施設からの情報発信で東山茶のPRを目指す】 ・農産物直売施設「東山いっぶく処」を利用したの地場産農産物の加工・販売 ・地域住民が一体となった農地等の保全活動の実施 ・地元小学校との連携による農作業体験、農産物加工施設の見学等
主な効果	・猪等獣害からの被害防止が図られた。…箱罟設置10箇所(71.9ha) ・非農家を含めた集落全戸と連携し、集落協定参加者全員の出役により農道・水路等の管理を実施した。…地元小学校との連携により、農作業体験や農産物加工施設の見学等が実施されている。 ・直売・加工施設は茶産地のPR拠点としてブランドイメージの確立に役立っている。また、地域交流の場としても利用が図られている。

新潟県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	22								
(2) 協定数	1,006		【うち集落協定	996		個別協定	10	】	
(3) 交付面積	16,319 ha		【対象農用地面積	20,672 ha		交付面積率	79%	】	
			【地目別面積内訳	田：16,217 ha		畑：102 ha			
				草地：0 ha		採草放牧地：0 ha			
(4) 交付金額	2,890,669 千円	【うち共同取組活動分：	1,539,179 千円			個人配分分：	1,351,490 千円	】	

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		・集落マスタープランの作成により、集落の将来像が明確化が図られ、計画的な活動により営農体制の整備等が進んだ。 ・すべての協定で平成21年度末までの目標達成が見込まれる。
		要指導・助言協定数 139 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 139 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 0 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	・協定締結により急傾斜田など耕作放棄が特に懸念される農地が維持保全された。また、生産組織や担い手への農作業・農地の集積が進んだ。
		交付金交付面積 16,319 【73】 ha 農振農用地区域への編入面積 76 ha 既耕作放棄地の復旧面積 5 ha
	水路・農道等の管理活動	・個別対応では困難な農道・水路の維持管理を共同活動で行うことにより、維持管理に係る個々の労力・経費の負担軽減が図られ、営農の継続につながっている。
		水路の管理延長 3736 【3】 km 道路の管理延長 3889 【3】 km
	多面的機能を増進する活動	・対象農用地周辺林地の下草刈り等の実施によって、景観の保全が図られた。また、集落内の非農家や集落外の住民との交流及び連携活動の実施によって、集落の活性化が図られた。
		周辺林地の下草刈り 1,090 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 13 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	・農用地保全マップの作成により、保全すべき区域及び修繕・整備箇所が明確化され、計画的な農用地等の保全及び管理が行われた。 ・農用地等保全マップの取組については、すべての協定で平成21年度末までの目標達成が見込まれる。	
	A要件	・稲作生産組織が470組織(H21.1現在、対策期間中に231組織が新規設立)に増加し、継続的な営農体制の構築が進んだ。 ・認定農業者424名、新規就農者28名の確保・育成が見込まれ、担い手への農地集積も進んでいる。 ・減農薬減化学肥料栽培等の高付加価値型農業の取組やグリーン・ツーリズム等地域資源を活用したビジネス化の取組も広がってきている。 ・非農家や他集落等との連携も拡大してきている。	
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携	増分（以外） 2064ha 81ha 424人 28人 316ha 1659戸 234集落
	B要件	・既存生産組織の法人化による経営体質強化や生産組織・法人への作業委託・利用権設定が進み、営農体制の整備に効果があった。	
		集落営農組織の育成 担い手集積化	増分 193ha 274ha
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	・協定活動を通じて、農産物の直売・加工等に係る女性・高齢者の参画や非農家・都市住民等との交流が促進された。	
	その他	< 加算措置の活用 > ・法人設立による担い手育成や担い手に対する農地集積を通じて、営農体制の整備が促進された。	
		加算措置 ・規模拡大 ・土地利用調整 ・耕作放棄復旧 ・法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）	154【2】ha 42ha 2ha 3法人 17法人

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	・組織化等の担い手育成や農地集積等が進んできているが、担い手不足等が原因で取り組みが遅れている集落も存在する。 ・特産品開発や都市農村交流等ビジネス化の取り組みが新たに行われているが、まだ定着していない取り組みについては継続的な支援が必要である。 ・高齢化による農家減少に歯止めがかからない中で、若い担い手の確保や都市住民など外部からの多様な人材の参画が必要となっている。
(2) 交付金交付の効果等	・対策期間が5年間で、対策終期ごとに継続の可否を含めて見直し検討され、地域では制度の継続に不安があることから、将来にわたり安心して営農ができるよう、継続的・安定的な制度の構築が必要である。 ・小規模や高齢化の進んだ集落協定など体制整備単価に取り組めない協定では交付金の実質的に減額となっており、集落間の格差を広げている。交付単価を条件不利補正という制度趣旨に立ち返った単価水準とし、8割単価を撤廃する必要がある。

4 事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		・マスタープランの策定は、集落の目指す将来像及び活動計画の明確化と目的意識の共有化等に有効であることから、すべての協定で作成するべきである。 ・マスタープランの策定にあたっては、情勢変化への対応や自律的發展を促すとともに、多様な集落の実情に即したものとなるようにする必要がある。 ・中間評価で要指導・助言と評価された協定については、集落との話し合いを進めた結果目標達成が見込まれる。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		・協定締結により耕作放棄防止の活動、水路・農道等の管理活動、多面的機能を増進する活動が適切に行われており、農業生産活動の継続に有効である。 ・高齢化に歯止めがかからない状況であることから、取組継続のための担い手確保の仕組みづくりが必要である。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		・農用地等の維持保全は制度の根幹であり、その目的を達成するためには農用地等保全マップは有効である。 ・体制整備に向けた取組事項と目標を設定したことにより、持続可能な営農体制づくり等多様な取組の実践開始に効果があった。 ・今後は、若い担い手の確保による法人化や多角化等による生産組織の経営発展、地域の新たなビジネスとしての定着化が必要。 ・集落連携や協定広域化等により、単独では継続が困難な小規模・高齢化集落への対応が必要。 ・都市住民の農村への理解や興味を深めるために、都市に向けた交流を促進する制度の仕組みが必要である。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	・協定締結に向けた話し合いや協定活動の実施を通じて、集落コミュニティ機能の向上、多様な者の参画による活動の活発化などに効果がある。 ・集落の活性化を図るためには、集落内外の多様な者の参画が重要なことから、NPO等の団体や都市住民等の集落活動への参画促進や活動をサポートする仕組みが必要。
	その他	・営農体制整備の促進へ一定の効果はあったが、より加算措置を有効に活用するためには都市農村交流やビジネス化等の取組についてもメニュー化する必要がある。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
・本制度の実施は、農業生産活動による耕作放棄の発生防止のみならず、生産組織の設立等による営農体制整備や都市交流による集落の活性化など、持続可能な中山間地域農業の体制整備に効果があった。 ・制度の継続については、多くの集落協定及び市町村から制度継続の要望が上がっており、施策として地域に定着している。 ・高齢化による農家減少に歯止めがかからない中で、若い担い手の確保や都市住民など外部からの多様な人材の参画が必要となっている。そのため、集落を支援するNPOやボランティア団体等の活動をサポートする仕組みが必要である。	B

6 その他(特徴的な取組事例)

市町村・協定名	新潟県上越市 清里区中山間地域等直接支払集落協定			
協定面積 193 ha	田 193	畑 0	草地 0	採草放牧地 0
交付金額 4,093 万円	個人配分 共同取組活動 49.4 %			50.6 %
	組織運営等経費			11.9 %
	農道・水路の維持管理経費			12.3 %
	共同機械・施設維持管理経費、積立金			21.2 %
	多面的機能増進活動			4.0 %
協定参加者	173名			
取組内容	・12集落が連携し、広域として協定を締結。(12集落で1集落協定を締結) ・実行機関として平成18年に櫛池地区農業振興会を設立し、平成19年には事務所として「櫛池会館」を開設して職員を配置した。 ・広域活動は、集落推薦者を役員とし、交付金の広域活動に充てられる額は10a当たり2千円である。 ・育成段階ではあるが、専門部会を設置し自らの活動意識の醸成を図っている。			

市町村・協定名	新潟県糸魚川市 上根知集落協定			
協定面積 526 ha	田 526	畑	草地	採草放牧地
交付金額 1,109 万円	個人配分 共同取組活動 53 %			47 %
	役員報酬			3 %
	農道、用水管理出役費及び農道補修費			23 %
	畦畔草刈日当			16 %
	農産物加工販売助成、多面的機能増進活動			11 %
協定参加者	農業者 70人、特定法人 1社			
取組内容	○耕作放棄地の拡大防止・・・協定農地で耕作できなくなった農家の受け皿として、特定法人による利用権設定で耕作放棄地の拡大を防止する ○地場産農産物等の加工・販売・・・加工施設等で農産物等を加工し付加価値を高めた特産品づくりと高収入を目指す。(特産品:笹寿司、漬物、惣菜、歩荷そば)			

市町村・協定名	新潟県佐渡市 月布施集落協定			
協定面積 4.9 ha	田 4.9	畑	草地	採草放牧地
交付金額 101 万円	個人配分 共同取組活動 50 %			50 %
	水路・農道の管理及び補修費			25 %
	共同機械利用及び設備費			10 %
	多目的機能増進活動費			10 %
	役員手当・事務費			5 %
協定参加者	農業者15人、非農業者4人			
取組内容	・「NPO法人棚田ネットワーク」や「NPOトキの島」との連携のもと、首都圏大学生など島内外のボランティアを受け入れ、年6回、耕作放棄地の復旧やビオトープづくりなどを実施している。整備したビオトープは、管理担当者を設置して維持管理を行っており、農地保全だけでなく、平成20年秋に放鳥されたトキのえさ場確保に貢献している。この活動を通じ、ボランティアとの継続的な交流も生まれ、集落の活性化につながっている。			

富山県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	12								
(2) 協定数	332	〔うち集落協定	332	個別協定	0	〕			
(3) 交付面積	4,611 ha	〔対象農用地面積	5,111 ha	交付面積率	90%	〕			
		〔地目別面積内訳	田：4,573 ha	畑：38 ha					
			草地：0 ha	採草放牧地：0 ha					
(4) 交付金額	725,756 千円	〔うち共同取組活動分：	500,725 千円	個人配分分：	225,031 千円	〕			

2 交付金交付の効果等

項目		効果等	
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項		・平成20年度までに332協定(384集落)が締結され、そのすべての集落が目指す将来像とその実現に向けた活動計画である「集落マスタープラン」の作成を行っている。 ・集落マスタープランの作成より、集落の目指す目標が明確化し、着実に活動を実施することで、水路・道路の維持管理及び耕作放棄地の発生防止、多面的機能の増進、農業生産活動の向上が図られている。 ・農業者・非農業者が一体となり共同作業を行うなど集落内での連携強化により、集落の活動力が向上し集落維持や集落の活性化につながっている。 ・中間年評価(平成19年度まで)において活動の取り組みに課題のあった27集落については、市町および関係機関の連携による指導・助言を行ったことにより、平成20年度末までに19集落は改善が図られている。 ・残りの8集落について、引き続き、活動が達成されるよう市町等の関係機関と連携し、推進指導を行うこととしており、平成21年度末までに達成を目指してしる。	
		要指導・助言協定数(H19中間年評価時点)	27協定
		上記のうち	
		・ 2 1 年度までの目標達成が見込まれる協定数	27協定
		・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	0協定
(2) 農業生産活動等として取り組みべき事項	耕作放棄の防止等の活動	・平成20年度までの交付面積は、4,611haとなっており、耕作放棄地は発生していない。なお、農振農用地区域への編入が3ha、既耕作放棄地の復旧を1ha実施している。 ・農地の法面管理、既耕作放棄地の復旧等を着実に実施することにより、その他協定に含まれていない耕作放棄地においても自主的に管理され、集落全体の管理レベルが向上し、協定集落周辺の耕作放棄地発生の抑制、農作業環境の保全が図られている。 ・高齢化等に伴い耕作放棄が危惧される農用地においては、各集落内で参加者による協議を行い利用権の設定や農作業受委託を行うことにより耕作放棄地発生の抑制が図られている。 ・集落の意向調査では、本制度の実施により耕作放棄地の増加を防止する効果について、「非常に大きな効果がある」は51.2%、「それなりの効果がある」は47.9%となっている。 また、制度に取り組みない場合は、「耕作放棄される農地が1割以上増加する」が90%以上となっており、制度により耕作放棄の増加が防止されている。 (: H19中間年評価アンケートより)	
		交付金交付面積	4,611ha
		農振農用地区域への編入面積	3ha
		既耕作放棄地の復旧面積 (H20年度実績)	1ha

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	水路・農道等の管理活動	・全332協定において、水路・道路の管理活動が集落協定に義務付けられており、全集落で話し合いが活発になるなど着実に取り組みが実施されている。協定参加者による草刈りや江ざらい等の活動により、水路の管理延長2,474km、道路の管理延長1,068kmが適切に管理されている。 ・集落全体での水路・道路の管理に係る年間の作業回数は、協定締結前と比べて、80%近い集落で増えており、平均1～3回/年増えている。 ・145集落協定で交付金を水路・道路の補修費等に使用されており、農業施設管理が適切に行われることにより、農作業環境の改善が図られ、良好な営農活動が行われている。 ・非農家の協力を得て実施している集落もあり、管理活動が交流の場となり、施設管理意識が高まるとともに、農業に対する誇りも醸成され、生産意欲の維持・増進が図られている。	<table><tr><td>水路の管理延長</td><td>1,374</td><td>km</td></tr><tr><td>道路の管理延長</td><td>1,068</td><td>km</td></tr></table>	水路の管理延長	1,374	km	道路の管理延長	1,068	km
	水路の管理延長	1,374	km						
	道路の管理延長	1,068	km						
	多面的機能を増進する活動	・全332協定において、周辺林地の下草刈り、景観作物の作付など、多面的機能を増進する活動が集落協定に義務付けられており、周辺林地の下草刈りが112ha、景観作物の作付けが38.4ha、都市農村交流活動として市民農園の開設(1.6ha)、棚田オーナー制度(1.7ha)など実施されている。 ・周辺林地の下草刈りをはじめ棚田オーナー制度、市民農園の開設、景観作物の作付等を実施することにより、非農家との交流を通じて生産者としての「誇り」や「やりがい」が醸成されるとともに、農地および周辺林地等の農村景観の保全および形成、また土壌浸食等による土砂災害の抑制が図られている。 (集落意向調査では、「景観の保全」26.1%、「災害の抑制」24.1% : H19中間年評価アンケートより) ・また、鳥類等の餌場の確保として50集落協定で実施され、冬期間の鳥類の餌場が確保されたことにより自然生態系の保全が図られている。(集落意向調査では、「自然生態系の保全」24.1% : H19中間年評価アンケートより)	<table><tr><td>周辺林地の下草刈り</td><td>112</td><td>ha</td></tr><tr><td>都市農村交流(市民農園の開設、棚田オーナー制等)</td><td>3</td><td>ha</td></tr></table>	周辺林地の下草刈り	112	ha	都市農村交流(市民農園の開設、棚田オーナー制等)	3	ha
周辺林地の下草刈り	112	ha							
都市農村交流(市民農園の開設、棚田オーナー制等)	3	ha							

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	・「自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備」の取り組みについては、222協定（289集落）が締結されており、その全ての協定において、農用地等の保全マップが作成されている。 ・農用地等保全マップの作成により、保全すべき農用地、農業施設が明確化されたことにより、協定参加者全員が把握でき、活動に対する意識統一や意欲の向上が図られ、計画的に活動が取り組まれている。																				
	A要件	機械・農作業の共同化においては、99集落協定415ha(協定認定時に比べて263ha)において取り組まれており、共同作業を通じ、推進意識の向上やコスト・農作業労力の軽減が図られている。 高付加価値型農業の実践として、4集落協定において「合鴨による除草を活用した有機栽培」(2ha)などで取り組まれており、有機栽培等の拡大が図られている。 認定農業者については、8集落協定において12人が育成されたほか、新規就農者が13集落協定において5人確保されたことにより、地域農業の担い手確保が図られている。 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）は、22集落協定70ha(協定認定時に比べて17ha)で実施され規模の拡大が図られている。 87集落協定において非農家384戸、他集落3集落と連携して取り組みしており、草刈りや水路補修などの共同活動を通し農業活動の継続的な維持のための体制づくりが図られている。また、地域においての農用地等の保全や景観に対する意識の向上により、集落活動の活性化が図られている。																				
		<table><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>263</td><td>ha（増分）</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>2</td><td>ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>12</td><td>人</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>5</td><td>人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）</td><td>17</td><td>ha（増分）</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連:</td><td>384</td><td>戸</td></tr><tr><td>・集落数</td><td>3</td><td>集落</td></tr></table>	機械・農作業の共同化	263	ha（増分）	高付加価値型農業の実践	2	ha	認定農業者の育成	12	人	新規就農の確保	5	人	担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	17	ha（増分）	非農家・他集落等との連:	384	戸	・集落数	3
	機械・農作業の共同化	263	ha（増分）																			
高付加価値型農業の実践	2	ha																				
認定農業者の育成	12	人																				
新規就農の確保	5	人																				
担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	17	ha（増分）																				
非農家・他集落等との連:	384	戸																				
・集落数	3	集落																				
B要件	・62集落協定において集落営農組織の育成754ha(協定認定時に比べて315ha)に取り組んでおり、で共同化の推進や農業生産活動の体制整備が図られている。また、3組織が法人化するなど、農業の低コスト化へ向けた効率化や農作業労力の軽減が図られている。 ・担い手集積については37集落協定472ha(協定認定時に比べて116ha)で集積化に取り組んでおり、効率的な農作業の推進や生産性の向上が図られている。																					
		<table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>315</td><td>ha（増分）</td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>116</td><td>ha（増分）</td></tr></table>	集落営農組織の育成	315	ha（増分）	担い手集積化	116	ha（増分）														
集落営農組織の育成	315	ha（増分）																				
担い手集積化	116	ha（増分）																				
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	・参加者同士で、将来を見据えた地域農業の話し合いの場が持たれ、集落活動の維持・活性化が図られている。 また、話し合いの回数の増加にともない、集落（地域）の一体感・連帯感が醸成され、女性・高齢者活動の活性化の契機となり、その他の地域活動への参加・展開にもつながっている。 ・集落への意向調査では、集落や地域の活動維持・活性化を促す効果があると回答しているのが、96.7%にのぼっており、協定締結後に話し合い活動が活性化したと答えているのが、83.8%ある。具体的に、話し合いの回数についても、協定締結前と比べて話し合いの年間回数は、「1～3回増えた」集落が57.8%と最も多く、次いで「4～6回増えた」が20.5%となっており、84.6%の集落で増加している。 （：H19中間評価アンケートより） ・14集落協定においては棚田オーナー制度や市民農園の開設など取り組まれており、都市住民と連携した農業活動により地域間交流が深まり、都市住民の農業への関心が高まっている。																				
	その他	・7集落協定で規模拡大加算面積が64ha、13集落協定で土地利用調整加算面積137haで拡大が図られている。 ・規模拡大や土地利用調整加算に取り組むことで農作業の受委託等が推進され、安定した農業生産活動が維持されている。 また、3法人設立され、営農活動の中心として地域農業へ貢献している。																				
		<table><tr><td>加算措置</td><td></td></tr><tr><td>・ 規模拡大</td><td>64</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 土地利用調整</td><td>137</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 耕作放棄復旧</td><td>0</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 法人設立（特定農業法人）</td><td>2</td><td>法人</td></tr><tr><td>（農業生産法人）</td><td>1</td><td>法人</td></tr></table>	加算措置		・ 規模拡大	64	ha	・ 土地利用調整	137	ha	・ 耕作放棄復旧	0	ha	・ 法人設立（特定農業法人）	2	法人	（農業生産法人）	1	法人			
加算措置																						
・ 規模拡大	64	ha																				
・ 土地利用調整	137	ha																				
・ 耕作放棄復旧	0	ha																				
・ 法人設立（特定農業法人）	2	法人																				
（農業生産法人）	1	法人																				

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	・集落維持や定住促進の観点から、ＵＩターンなど農業者以外の新規定住者の住宅用地の転用に関して、交付金の返還対象を当該転用農地に限定するなど、運用の改善が必要と考える。 ・協定未締結の集落については、「高齢化等による継続が困難」などの理由から本制度を活用することが困難な状況にあり、改善が必要である。 ・小規模、高齢化集落は、農業生産活動のコスト・労力の負担増となり、農業生産活動や集落機能の維持が困難となっていることから、特に本制度への取組みが困難になっている。
(2) 交付金交付の効果等	・集落協定に基づく共同取組活動により、耕作放棄地の発生防止や集落及び地域の活性化に効果を上げているが、農業生産活動の維持や担い手不足、農業者の高齢化などに対応した農業生産活動および集落機能の維持や耕作放棄地の発生防止には支援が必要不可欠であり、継続の要望が強い。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	・集落マスタープランの作成により、集落の目指す目標が明確化されるとともに、農業者・非農業者が一体となり共同作業により集落内での連携強化、体制が確立したこと、また、目標の達成状況を確認できることからマスタープランの作成効果が認められ、有用であった。 ・中間評価において要指導・助言とされた集落協定については、達成に向けて話し合いの充実や活動内容の再検討を行い、改善されており、有用であった。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	・耕作放棄の防止活動として、農地の法面管理に取り組むなど、耕作放棄地の抑制や農作業環境の保全が図られており、有用であった。 ・水路・道路等の管理活動として、管理にかかる年間の作業回数が平均1～3回/年増加し、農業施設管理が適切に行われているとともに、良好な営農活動が推進されており、有用であった。 ・多面的機能の発揮の活動として、非農家・他集落との連携などに取り組み、共同活動を通して農用地の保全・形成や集落活動の活性化が図られており、有用であった。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	・生産性・収益向上活動として、機械・農作業の共同化に取り組むなど、生産コストや農作業の労力の軽減が図られており、有用であった。 ・担い手確保の活動として、新規就農者の確保や担い手への農地集積・農作業の受委託に取り組むなど、担い手の確保や集積化が促進されており、有用であった。 ・その他、担い手集積化に取り組むことで、効率的な農作業の推進が図られており、有用であった。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 ・集落内での話し合いの場が多く持たれ、集落（地域）の一体感や連帯感が醸成され、その他の地域活動の参加者が増えるなど、集落活動の維持・活性化が図られており、有用であった。 ・都市住民と連携した農業活動を行い、地域間交流が深まり、農地保全などに対する都市住民の関心が高まっており、有用であった。
	その他 ・農業生産法人等が3法人設立されるなど、協定集落を含めた地域全体で、法人化の機運が高まるとともに、集積面積の増加により、安定した農業生産活動が維持され営農活動の中心となっている事から有用であった。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
・県内12市町において集落協定に基づく活動により、耕作放棄地の発生防止、集落機能の維持、景観の保全、都市農村交流による地域の活性化、地域や集落の連帯感の向上といった様々な効果を発揮している。特に、耕作放棄地については、協定面積内において発生していない。 ・中間年評価時に実施したアンケート調査においても、回答者の99%が「耕作放棄地の増加を防止する効果がある」、また、市町村及び集落の代表者の90%が「集落協定がない場合は、耕作放棄地が増加する」と指摘しているように、集落等から高い評価を得ている。 ・このように、中山間地域において農業生産活動を維持するためには本制度は必要不可欠となっていることを踏まえると、本制度は大いに評価できるものであり、継続して実施すべきである。 ・しかしながら、中山間地域においては、制度創設時と比べて、過疎化・高齢化が更に進行し、農産物価格の低迷など農業を取り巻く情勢も一層厳しくなっているため、これらの実情を考慮し、地域が取り組みやすい制度設計とする必要がある。 ・本制度の実施により、中山間地域が活性化しているものの、次期対策において「農業の生産条件に関する不利を補正する」ことを目的としている限りでは、活動要件のハードルを上げざるを得ない可能性が高い。しかしながら、中山間地域の実情を鑑みると、単純にハードルを上げることは困難な状況にあり、現行の制度では、限界にきている感がある。 ・このため、次期対策の制度設計にあたり、現在、活動中の集落が引き続き取り組みが可能であり、かつ、協定未締結集落においても取り組みが可能な枠組みとすることを念頭に置き、農業生産コストのみならず、中山間地域における定住の促進などの別の観点も取り入れて、本制度がどうあるべきか検討・拡充すべきである。 【具体的に検討すべき項目】 協定農用地の転用における運用の改善 現行制度では、新規就農者の住宅用地を除き、新規定住者への住宅用地にかかる農地転用は集落協定違反となり、協定農用地のすべてに係る交付金の返還が求められるが、集落維持や定住促進の観点から、農業者以外の新規定住者についても新規就農者と同様に当該農用地に限定する。 集落協定に基づく活動要件の緩和 協定に記載されている活動において、一部の面積でも達成できなかった場合は、集落協定面積全体の交付金を遡及返還することとなっているが、集落の過疎化・高齢化が更に進行している状況を踏まえ、未達成面積の割合が協定全体面積に対して小さい場合は、当該面積のみを交付金返還の対象とする。 小規模・高齢化集落支援に対する加算単価要件の拡充 小規模・高齢化集落の支援のために、「小規模・高齢化集落支援モデル事業」があるが、集落連携促進協議会の設立や個別協定の締結などの条件整備のハードルが高く、適用が困難であるため、中山間地域等直接支払い制度の中で、協定締結集落の加算単価要件に小規模・高齢化集落への出張支援に対する活動を新たに拡充する。	A
(備考)	

6 その他(特徴的な取組事例) 別添のとおり

<都市住民との交流に取り組んでいる事例>

地区の活力を高めて明日の村作り

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	高岡市 ^{にしひろたに} 西広谷集落協定			
協 定 面 積 10.1ha	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
	水稲			
交 付 金 額 212万円	個人配分			25%
	共同取組活動 (75%)	農業生産活動費		36%
		水路・農道等維持管理費		28%
		多面的機能増進活動費		11%
協定参加者	農業者36人、非農業者6人			

2. 取組に至る経緯

当集落においては、農業者の高齢化、核家族化の進行による若者の農業離れが年々増加の一途をたどっていることから、農家人口の減少が予想されている。今後、10年～15年先を見据えた場合、限界集落化も考えざるを得ないこともあり、早急な対策が必要ということでは、集落全体の共通認識となっていた。

そこで、今後の農業を継続していくに当り、農業技術、炭焼きや獅子舞等の集落の伝統文化について親から子、子から孫の枠を超えて集落全体で次世代に引き継いでいくなど、協働の意識を高めることを目指し、集落協定を締結することとした。

3. 取組の内容

若者を地域に定着させるには、遊び心を取り入れた活動やものづくりを通しての都市農村交流などが有効であることから、炭焼き、獅子舞、郷土料理等の伝統的産業や文化を継承する活動を行っている。この中で、新たな風を呼び込む契機とするため、市広報誌等により情報発信し、広く一般市民の参加を得て炭焼き体験等のイベントを行っている。

また、地元の小学生と一緒に炭焼き体験や地元の食材や炭を使っの食育を重視し、毎回趣向を凝らした料理を作ったり、里山散策などの自然観察、山野草を使っのリース作り等を行っている。



都市住民との炭焼き体験



地元小学生とのリース作り

【集落の将来像】

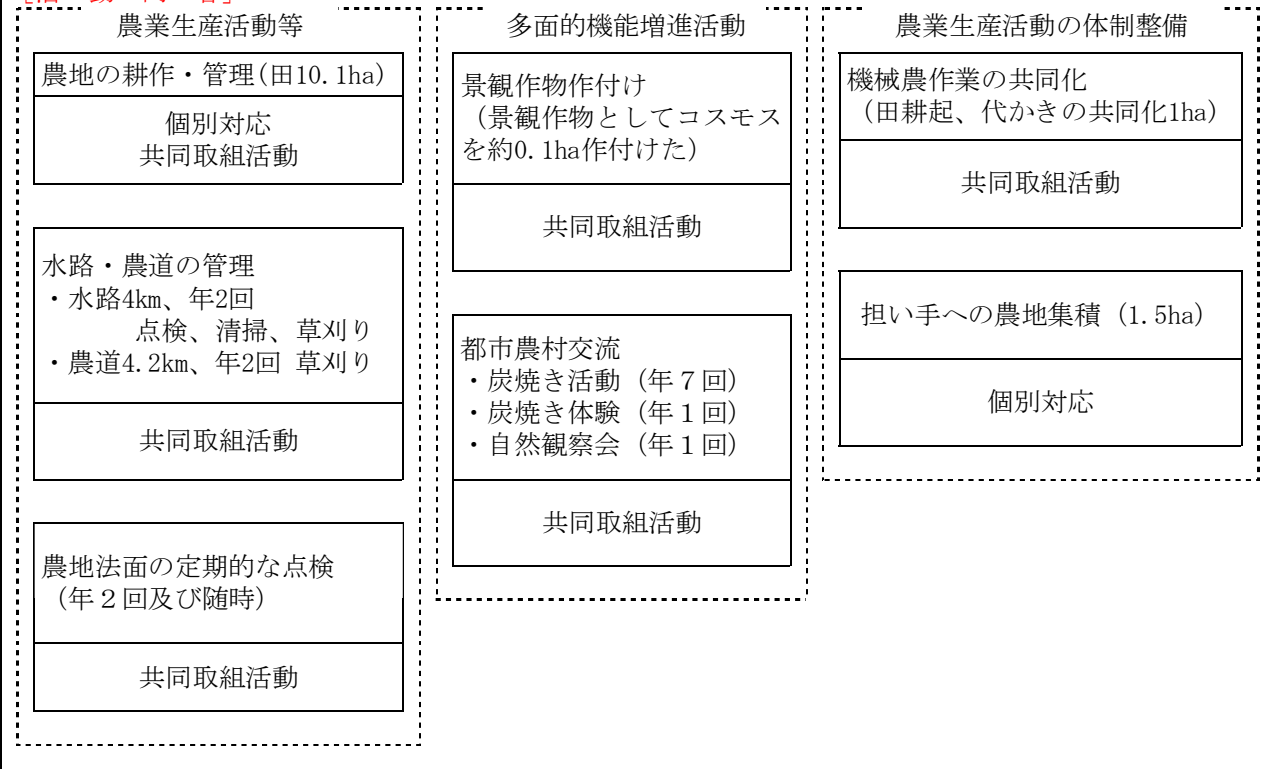
集落全体の総意の下、集落が一体となり、老若男女が活動に参画し、知恵とやる気で集落全体の意気を高め、集落が活気づく“ひろたん”を目指し、若者の定着を図る。

※ “ひろたん”とは、当西広谷地区の愛称であり、地区住民は自らの地区をこのように呼んでいる。

【将来像を実現するための活動目標】

農業従事者が減少してきているため、集落の再編を目指して農業機械の共同利用の促進、担い手への農地集積、地域の特産品作り、さらには、一般市民や学校生との都市農村交流活動などの実践を通じて地域の活性化を図る。

【活動内容】



4. 取組による変化と今後の課題等

集落の農業従事者が減少しているにもかかわらず、集落が結束して活動を行うことにより、地域の農業が守られている。また、都市住民との交流を通じ地域の魅力を再発見できたことにより、若い人たちの中にも自分たちの集落は自分たちで守るという意識が育ってきており、共同作業やイベント等への参加者が増えている。

しかしながら、米価の下落や肥料の高騰という農業を取り巻く環境が悪化していく中では、農用地を維持・管理して耕作放棄地の発生防止に努めるのはますます難しくなることが予想されるため、より強い農業生産体制を整備していくことが課題となっている。

【平成20年度までの主な成果】

○機械農作業の共同化の推進	田耕起、代かきの共同化(0ha→2.5ha)
○担い手への農地集積	0.8ha→2.2ha
○学校教育等の連携	自然観察会及び炭焼き体験等の交流
○地域間を越えた交流	炭焼き体験
○景観作物の作付け	コスモス作付け(0.12ha)

<耕作放棄地の復旧に取り組んでいる事例>

集落ぐるみで実施した災害対策及び耕作放棄地の解消

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	砺波市 ^{せりだに} 芹谷集落協定			
協 定 面 積 5.4ha	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
	水稻・蕎麦	—	—	—
交 付 金 額 113万円	個人配分			3 0 %
	共同取組活動 （ 7 0 %）	集落各担当者活動経費（役員報酬）		5 %
		農業生産活動費		5 %
		農業施設維持管理費		1 9 %
		多面的機能増進活動経費		3 3 %
		体制整備活動経費		8 %
協 定 参 加 者	農業者 24人、非農業者8人			

2. 取組に至る経緯

芹谷集落は、砺波市の中心部から東へ約7km、梅檀野地区南西に位置している。

集落内には、傾斜が大きく作業効率の悪い農地が多く、本事業取組前にあった集落内の耕作放棄地は、その原因のほとんどが高齢化による離農が原因であった。

今後、農業者の高齢化、離農によるさらなる耕作放棄地の増加が懸念されていたことから、集落協定を締結、交付金制度を活用し、集落内の農業者・非農業者が連携し、共同活動による農道・水路の保全・改修、耕作放棄地の解消に取り組むこととなった。

3. 取組の内容

- ・地域マップを作成し、農道・用排水路・傾斜面の計画的な保全・改修活動を実施して災害発生防止に努めている。
- ・集落内の農業者・非農業者が連携して、耕作放棄地を水田へ復旧するとともに、集落で管理することを集落常会等において周知徹底を図り、耕作放棄地の解消を実施している。



耕作放棄地の復旧作業（代掻き）



用排水路の改修工事

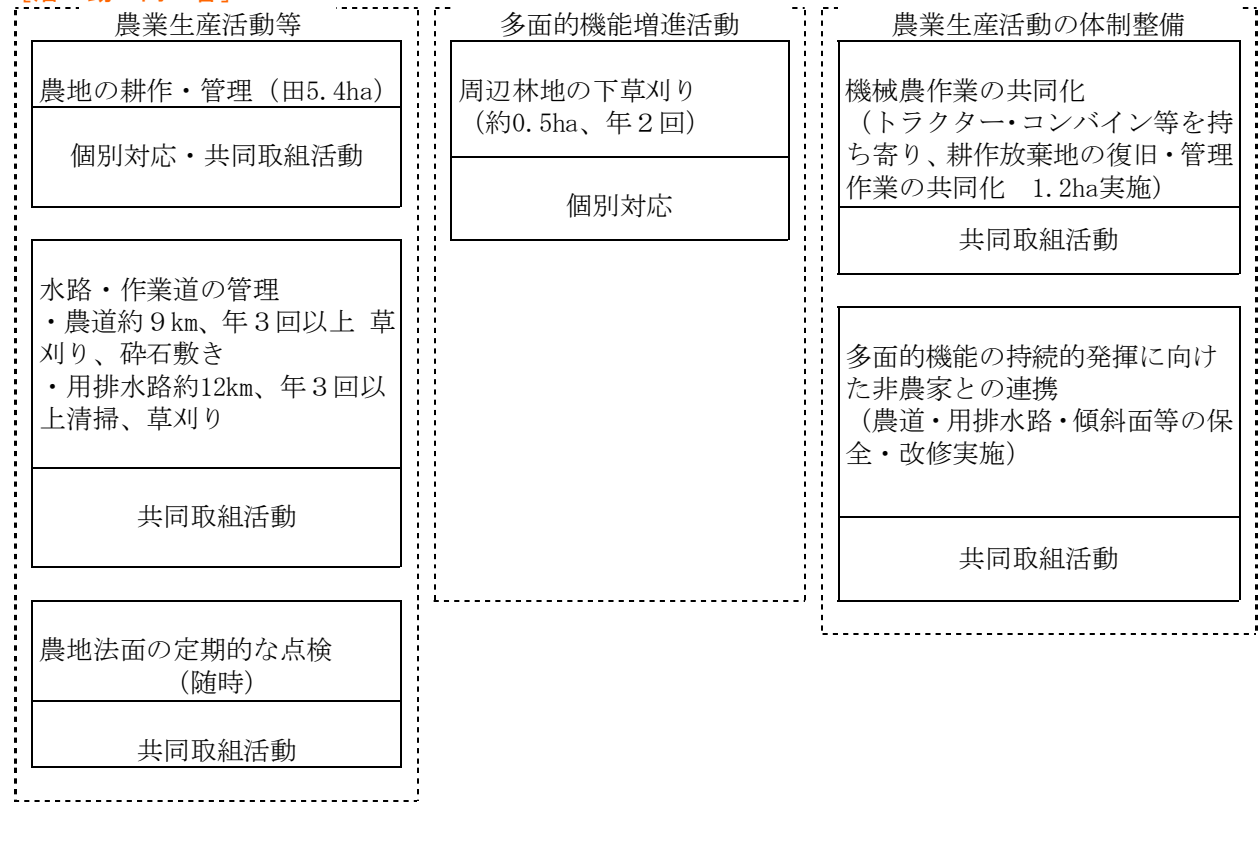
[集落の将来像]

- 集落内農業者の高齢化・離農に対応するため、農道・用排水路の改修・保全等を、非農業者を含めた集落住民の共同取組活動により実施、耕作放棄地の防止に努める。

[将来像を実現するための活動目標]

- 農道・林地・法面の一体的な改修・保全の実施。
- 集落協定参加者の共同取組活動による耕作放棄地の発生防止。

[活 動 内 容]



4. 取組による変化と今後の課題等

- ・農道・用排水路・傾斜面等の保全・改修の取組みの実施にあたり、常会等でそのメリットを説明することにより、非農業者をはじめ、多くの集落住民に参加してもらうことができた。
- ・集落内の耕作放棄地を、水田・転作田・自家菜園へ復帰させることができた。
- ・台風・大雨等災害時に、農道・用排水路・傾斜面等の巡回が行われるようになった。

[平成20年度までの主な成果]

- 集落常会等での話し合いの活発化
- 地域マップの作成による、農道・用排水路・傾斜面の計画的な保全・改修活動実施、災害発生防止
- 非農業者を含めた、集落住民による一体的活動 農業施設の維持・管理
 - ・非農業者8名と連携して、耕作放棄地の復旧や水路の清掃、農道の草刈りを実施（農道約9km、用排水路約12km）
- 耕作放棄地の解消
 - ・トラクター・コンバイン等を持ち寄り、水田・転作田・自家菜園等へ復旧（H20実績1.2ha）

石川県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	16								
(2) 協定数	420		【うち集落協定	415			個別協定	5	】
(3) 交付面積	3458	ha	【対象農用地面積	5147	ha		交付面積率	67%	】
			【地目別面積内訳	田:	3392	ha	畑:	62	ha】
				草地:	5	ha	採草放牧地:	0	ha】
(4) 交付金額	512619	千円	【うち共同取組活動分:	312715	千円		個人配分:	199904	千円】

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた 取り組むべき事項		集落の将来像を実現するための5年間の具体的な工程と目標を立てることで、目前の課題を集落全体が共有化し、継続的な生産基盤の維持管理や集落活動の活性化が図られる等、計画的にステップアップが図られている。
		要指導・助言協定数 49 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 37 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 12 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	賃借権の設定や農作業の委託の促進、草刈り等による法面管理、鳥獣害防止等に取り組んだ結果、農振農用地区域への編入面積及び耕作放棄地の復旧面積が増加しており、耕作放棄地発生の抑制、農用地としての維持、災害の未然発生防止等の効果が図られるだけでなく、農地管理及び営農に対する集落の意識が向上している。
		交付金交付面積 3458 ha 農振農用地区域への編入面積 75 ha 既耕作放棄地の復旧面積 0 ha
	水路・農道等の管理活動	水路や道路を管理する上で、締結前に比べて管理作業回数が増加しており、生産基盤の維持管理、施設の常時管理による延命化等の効果が現れている。
		水路の管理延長 933 km 道路の管理延長 802 km
	多面的機能を増進する活動	周辺林地の下草刈りや棚田オーナー制度の実施、女性の活躍による景観形成作物の作付け等多面的機能の増進活動を行ったことにより、良好な景観が形成され、これらの活動が集落を活性化させる契機となっている。
		周辺林地の下草刈り 46 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 1 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	保全する農用地や維持する農道・水路等が明確化されることにより、集落全体が共同活動を行っていくための契機となっており、管理意識の向上に繋がっている。															
	A要件	機械・農作業の共同化等を実施してきたことにより、作業の効率化が図られている。 担い手への集積が促進された結果、生産効率が向上している。 非農家等と連携して地域ぐるみで多面的機能の増進活動を行った結果、集落内の結束が高まっている。															
		<table><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>増加分 (以外)</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>276 ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>3 ha</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>24 人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積 (農作業の受委託を含む)</td><td>6 人</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連携</td><td>77 ha</td></tr><tr><td></td><td>301 戸</td></tr><tr><td></td><td>2 集落</td></tr></table>	機械・農作業の共同化	増加分 (以外)	高付加価値型農業の実践	276 ha	認定農業者の育成	3 ha	新規就農の確保	24 人	担い手への農地集積 (農作業の受委託を含む)	6 人	非農家・他集落等との連携	77 ha		301 戸	
	機械・農作業の共同化	増加分 (以外)															
高付加価値型農業の実践	276 ha																
認定農業者の育成	3 ha																
新規就農の確保	24 人																
担い手への農地集積 (農作業の受委託を含む)	6 人																
非農家・他集落等との連携	77 ha																
	301 戸																
	2 集落																
B要件	集落営農組織の育成及び担い手への農地集積に取り組むことにより、機械の共同利用の受益面積が増加して作業効率が向上した。さらに、利用権設定が促進され、担い手が農地利用に対して積極的となり、農用地を維持保全する意識が高まっている。																
	<table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>増加分</td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>86 ha</td></tr><tr><td></td><td>84 ha</td></tr></table>	集落営農組織の育成	増加分	担い手集積化	86 ha		84 ha										
集落営農組織の育成	増加分																
担い手集積化	86 ha																
	84 ha																
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	協定を締結している集落からは、集落活動の維持・活性化を促す効果があると答えたのが94%、また集落の将来や共同作業、機械等の共同利用、作業の受委託等の話し合いが活発化していると答えたのが78%となっている。特に話し合いをきっかけに、集落内の団結が高まり、祭り等の伝統行事の復活、または景観作物の作付けや地場産農産物の加工販売への取り組みに対する女性や高齢者の意欲向上等の効果も現れている。															
	その他	規模拡大や土地利用調整等の加算措置の要件に取り組んでいる協定においては、集落全体の農用地の管理意識や耕作意欲が向上している。															
		<table><tr><td>加算措置</td><td></td></tr><tr><td>・ 規模拡大</td><td>7 ha</td></tr><tr><td>・ 土地利用調整</td><td>11 ha</td></tr><tr><td>・ 耕作放棄復旧</td><td>0 ha</td></tr><tr><td>・ 法人設立 (特定農業法人)</td><td>0 法人</td></tr><tr><td>(農業生産法人)</td><td>0 法人</td></tr></table>	加算措置		・ 規模拡大	7 ha	・ 土地利用調整	11 ha	・ 耕作放棄復旧	0 ha	・ 法人設立 (特定農業法人)	0 法人	(農業生産法人)	0 法人			
加算措置																	
・ 規模拡大	7 ha																
・ 土地利用調整	11 ha																
・ 耕作放棄復旧	0 ha																
・ 法人設立 (特定農業法人)	0 法人																
(農業生産法人)	0 法人																

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	高齢化が進む集落では、病気や体力の衰えの不安等により、農業生産活動を5年間継続することに確信が持てない状況にある。このため、5年間の継続が不可能となった場合等の遡及返還条件の緩和が必要である。 集落では、農地の傾斜の緩急に関係なく、集落内全農地を一体として管理し、営農活動に取り組んでいることをふまえ、対象農用地要件の拡充が必要である。 農地転用の制限がUターンの転入の障害となっており、将来の担い手を確保するためにも要件緩和が必要である。 直接支払の対象となりながら、過疎・高齢化等により取り組むことができない集落に対し、周辺集落や企業、NPO等が支援する活動を促進させるため、これらの仲介、斡旋を行う活動に対する支援が必要である。
(2) 交付金交付の効果等	交付金の交付単価については、経済的、社会的条件の時代変化から、平地との生産条件格差の拡大を感じている集落が多くある。また、対象農用地から水源であるため池等までの水路等については、平地に比べ維持管理する延長が長く、集落の負担が大きくなっている。このため、中山間地域の多面的機能維持の経済価値を評価したうえで、単価設定の妥当性について検討する必要がある。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	集落マスタープランを作成することによって、将来のビジョンを定め、具体的かつ計画的に5年間の活動を段階的に実施していることは、継続的な生産基盤の維持管理や集落活動の活性化、または耕作放棄地の未然防止に繋がっており、有効である。 また、要指導の協定については、市・町による現地指導の周知徹底が図られたことにより、徐々にではあるが、目標達成見込みの集落が増えてきている。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	農業生産のための基礎活動においては、農用地や施設の維持保全、管理意識や営農意欲の向上等の効果が現れており、有効である。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	体制整備活動については、機械・作業の共同化や担い手へ農地集積等生産効率を上げる活動により、生産性や農業所得は向上し、また、集落内の非農家との連携活動にも取り組まれていて、集落内の結束が高まっており、有効である。しかし、中山間地域をさらに活性化させていくためにも、地場産農産物等の加工販売や集落営農組織の育成、都市住民や子供達との新たな交流を求める活動等、積極的に農地を利活用していくための活動が重要である。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 集落機能の活性化という点では、協定を締結することによって、集落内の話し合いがこれまでより活発となって営農や管理に対する意識が向上していることから、有効である。
	その他 加算措置の規模拡大や土地利用調整等にて、積極的に取り組む集落では、管理意識や営農意欲向上等の効果が現れているが、県全体で取り組むことができる状況の集落が少ないことから見ても、より取り組みやすい内容とする必要があると思われる。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
中山間地域等直接支払制度に取り組む集落では、集落機能が活性化し、農地や水路等が良好に維持管理されていることや、セミナー、フォーラムやホームページを通じ、県民の理解も深まっていると考えられることから、同制度は、中山間地域の農業振興に寄与するだけでなく、多面的機能の維持にも非常に効果的であり、今後とも、制度を継続することが重要である。 しかし、交付対象となりながら、制度に取り組めない集落もある実情をふまえ、より取り組みやすい制度となるよう対象要件を緩和する等の改善を要望する。	A

6 その他(特徴的な取組事例)

本県では、下記のように地域ブランドを活用し、地域の教育機関や都市住民との交流を通じて、中山間地域の活性化につなげており、今後このような活動を進展させていきたいと考えている。

事例 【学童農園を通じ集落と地域の繋がりを持つ】

交付金を集落だけでなく、地域の子供達のためにも使いたいと考え、地元小学校と連携を図り、学童農園を設置する事に決定した。交付金を活用(子供達の保険料等)して、小学生40人と種まき、ナス、ピーマン等の苗の定植、及びサツマイモの収穫祭を行い、地域住民との交流を図った。

事例 【地域ブランドを利用して都市住民と交流を図る】

地域ブランドを利用して都市住民との交流を図るため、ごぼう祭の開催、ボランティアによる種植え・収穫体験、ごぼう券の配布、空き家を利用した学生との交流会、農家レストランでのごぼう料理の提供等の活動を通じて地域の活性化につなげている。さらには、ごぼうの葉を利用したうどん、クッキー、アイス、まんじゅう、焼き麩、そうめん、真空パックの七日炊きごぼう等を加工食品会社と連携し一年中ごぼうが楽しめる商品を開発し農業所得の向上につなげている。

事例 【地域ブランドと担い手の育成】

神子原木と担い手の育成に向けた農業生産基盤の整備

- ・農地法面、水路、農道などの補修、改良。農地と一体となった周辺隣地の草刈り、灌木の抜根。
- ・地場産農産物等の加工・販売、ブランドづくりに向けた棚田オーナー制度の実施。
- ・認定農業者の育成・確保。

福井県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	17								
(2) 協定数	303	【うち集落協定	300	個別協定	3	】			
(3) 交付面積	2290 ha	【対象農用地面積	2781 ha	交付面積率	82%	】			
		【地目別面積内訳	田：2205 ha	畑：84 ha					
			草地：0 ha	採草放牧地：0 ha					
(4) 交付金額	374092 千円	【うち共同取組活動分：	232934 千円	個人配分分：	141158 千円				

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた 取り組むべき事項		5年間の活動計画により、集落の将来像を協定参加者で共有化することができた。これは計画的に目標に向かって活動することにも繋がっている。しかし、一方で、高齢化や鳥獣被害の増加などにより、協定締結時に描いた集落マスタープランと状況が大きく変化し、当初計画の実施が困難な集落も存在する。
		要指導・助言協定数 72 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 52 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 20 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	多くの集落で、法面管理や鳥獣被害防止対策の活動に交付金が活用されている。これらの活動に共同で取り組むようになったことによって、耕作放棄の防止に大きく効果があった。 また、耕作できなくなった農用地を集落で管理するようになるなど、耕作放棄の発生防止に努めている。
		交付金交付面積 2290 ha 農振農用地区域への編入面積 7 ha 既耕作放棄地の復旧面積 1 ha
	水路・農道等の管理活動	水路・農道等の管理は、集落協定に基づいて活動することでより活発に実施されるようになった。また、個別に実施していたものが集落ぐるみで行われるようになり、集落で守るという連帯感が生まれた。 集落の中には、協定農用地内だけでなく、集落全体の水路・農道等の管理が活発になったという例もある。
		水路の管理延長 812 km 道路の管理延長 621 km
	多面的機能を増進する活動	多くの集落が周辺林地の下草刈りに取り組んでおり、この活動は景観向上だけでなく、山ぎわの見通しをよくすることで鳥獣被害の防止に効果が見られている。 また、都市住民との交流など、中山間地域の持つさまざまな多面的機能が発揮されている。
		周辺林地の下草刈り 77 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 10 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	集落協定に位置づけた共同取組活動について情報を共有化できるようになり、計画的に作業できるようになった。 また、市町の方では、集落の活動状況把握や指導に活用できる。	
	A要件	主に機械・農作業の共同化に取り組まれており、農業生産活動の共同意識が高まっているほか、効率化・低コスト化にも繋がっている。また、農道や水路の管理や鳥獣被害防止対策などに非農家や他集落と連携して取り組まれており、農地が農業者だけの者ではなく、集落で守るという意識も芽生えてきている。 その他の活動としては、集落内の女性や子どもが参加できるイベントの実施や、都市住民との交流にも繋がっている。	
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携	増加分（以外） 123 ha 91 ha 6 人 2 人 123 ha 160 戸 25 集落
		営農組織の育成や担い手の育成により、農業のあり方が変化してきており、より安定した農業生産活動が実施されるようになった。	
	B要件		
集落営農組織の育成 担い手集積化		増加分 86 ha 100 ha	
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	集落協定の内容についての話し合いや共同の活動が増えることで、集落内の連帯感が強化された。また、交付金を活用したさまざまな活動・イベントなどが実施され、集落活動が活性化し、非農家や他集落との連携にも効果が見られる。 一方で、規模の小さな集落では、あまり集落機能に変化が見られない状況もある。	
	その他	交付金を活用してさまざまなイベントなどが実施された結果、集落内の女性や子どもたちも参加する機会が増えたという集落も見られる。	
		加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）	33 ha 21 ha 1 ha 2 法人 3 法人

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	耕作放棄の発生防止には高い効果が見られる。しかし、農地の地理的条件やリーダー・後継者不足など集落の状況に応じ、共同活動の内容や成果には大きな差がある。 今後はより前向きな活動を実施する集落の支援を強化することも必要だが、高齢化・過疎化の進む中で、遡及返還義務を緩和するなど、小規模集落でも取り組みやすい制度であることが必要。また、より取り組みやすい制度にするためには、集落における事務負担を大幅に削減するような工夫が求められている。
(2) 交付金交付の効果等	現在は、交付金が交付されることで、中山間地域の農地の維持に繋がっているが、この制度がなくなった場合、耕作放棄地が急増する危険性がある。また、個人配分の上限額や所得制限などは、認定農業者への作業委託・農地集積の妨げとなっている。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	集落の将来像について話し合い、目標を共有することは、集落内の連携強化に大きく貢献している。また、市町でも、各集落における活動の確認・指導に役立っている。しかし、高齢化の進んだ集落などでは、5-10年後の将来像を描くことは困難である。 目標達成が困難な集落には、話し合いを増やす等の指導を行っているが、引き続き指導・助言を必要とする集落もある。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	協定締結以前は、個別で実施していた農道水路の管理や鳥獣被害対策が集落ぐるみで実施されるようになり、個人負担が減少するだけでなく、より効率的・効果的になった。 また、多面的機能を増進する活動にも取り組むことで、中山間地域の持つ様々な機能について農業者自身が認識するきっかけともなっている。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	より前向きな活動に取り組む集落にとっては、二段階の単価を選択できるようになったことは評価できる。 今後は、体制整備に取り組む集落の実態に合わせた活動ができるよう、選択要件やその活動水準の拡充が望まれる。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 農地保全について、個人ではなく集落ぐるみで考えるようになり、さまざまな取り組みに前向きに取り組む集落が増加したことは評価できる。 しかし、集落内に占める対象農用地の割合が少ない場合、集落全体の取り組みには繋がらないため、集落全体の活性化に繋げる仕組みも必要である。
	その他 協定締結以前には、個人ではあまり考えられなかった集落の将来や後継者問題などを、集落内の共通の問題として捉えることになり、早期の対策に繋がっている例もある。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
条件不利地である中山間地域の農用地において、農業生産活動の継続や多面的機能を維持していくためには、多大な労力と費用がかかるため、今後も継続が不可欠な制度である。しかし、今後はさらに高齢化・過疎化が進行することが予想され、現在の制度のままでは取り組めない集落が多く出てくると考えられる。各集落の実態に合わせて集落協定を締結できるよう、対象農用地の基準や団地要件、また取り組み活動の要件などの見直し・拡充が必要である。	A

6 その他(特徴的な取組事例)

福井市清水畑(イズリホ)集落 協定面積:2.6ha(田:2.6ha) 交付金額:338千円(個人配分50%、役員報酬17%、マスタープラン運営費11%、農道水路の維持管理費19%、その他3%) 協定参加者:12名 取組内容:自然農法を取り入れ、新規作物に取り組む・肥料の少ない稲作などの「創意と工夫」による農業地域づくりを目指した。地域特産物を作るため、新規作物を数十種類作付けし、地域JAの直売所「丹生膳野菜」にて販売した。また、協定参加者で「食育健康センター」という組織を立ち上げ、販売作物の加工法などをPRし、販売の促進を図っている。 主な効果:新規作物に取り組んだ結果、野菜作り講習会や秋祭りなどを通して、非農家との連携を図ることができた。また、自治会へは正月用の生花(菜の花)、子供会へはハロウィン用のカボチャを提供するなど、地域とも繋がりのある農業になりつつある。 直売所での野菜販売は、年々好評を得ており、要望の強い野菜生産に取り組むことなどを今後の目標としている。

岐阜県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	23								
(2) 協定数	898	【うち集落協定	889	個別協定	9	】			
(3) 交付面積	8,565 ha	【対象農用地面積	8,565 ha	交付面積率	100%	】			
		【地目別面積内訳	田：8,291 ha	畑：240 ha					
			草地：9 ha	採草放牧地：25 ha					
(4) 交付金額	1,139,143 千円	【うち共同取組活動分：	725,436 千円	個人配分分：	413,707 千円				

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた 取り組むべき事項		中間年評価において、集落マスタープラン等の評価項目で要指導・助言が必要としていた集落協定は全集落協定（889）のうち144協定（16％）であった。最終評価において達成状況を確認したところ885協定で達成見込みであった。 引き続き指導・助言が必要な4協定については、県・市町村が連携し、目標達成に向け支援していく。 集落マスタープランに定めた取り組みを実践することにより、営農組織や集落のリーダーを中心として集落共同活動が実施され、耕作放棄の発生防止に繋がっている。
		要指導・助言協定数 144 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 140 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 4 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	集落協定では、耕作放棄地の防止等の主な活動として、農地の法面管理（714協定）、鳥獣害防止対策（518協定）、賃借権の設定・農作業の委託（446協定）、簡易な基盤整備（173協定）に取り組んでいる。 個別協定（9協定）では、賃借権設定・農作業の委託（6協定）、農地の法面管理（5協定）、鳥獣害防止対策（4協定）が取り組まれている。 集落協定で、要指導・助言が必要な協定（44）については引き続き県・市町村が連携し支援していく。
		交付金交付面積 8,565 ha 農振農用地区域への編入面積 10 ha 既耕作放棄地の復旧面積 4.7 ha
	水路・農道等の管理活動	集落協定では、水路の管理活動について872協定、農道の管理活動について882協定が取り組んでいる。 個別協定では、水路の管理活動について7協定、農道の管理活動について7協定で取り組んでいる。 凡そ年2回の管理活動が実施されて、雑草、病虫害被害の防止、景観保全に役立っている。
		水路の管理延長 2,204 km 道路の管理延長 1,686 km
	多面的機能を増進する活動	集落協定では、多面的機能を増進する主な活動として、周辺林地の下草刈（621協定）、景観作物の作付（232協定）、堆きゅう肥の施肥（89協定）、魚類・昆虫類の保護（74協定）に取り組んでいる。 個別協定では、周辺林地の下草刈（3協定）、景観作物の作付（2協定）、魚類・昆虫類の保護（2協定）が取り組まれている。 周辺林地の下草刈りを実施することで、山際農地の耕作放棄を防ぐことができ、景観の保全、水源涵養、自然生態系の保全に効果があった。
		周辺林地の下草刈り 252 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 13 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	農用地等保全マップを396協定で策定しており、その内訳は農地法面・水路・農道等の補修・改良に関するもの(330協定)、鳥獣害防止対策に関するもの(223協定)、既耕作放棄地の復旧又は林地化に関するもの(10協定)である。 マップが作成された地域では、保全・活動する農地、水路、農道が明確化され作業の効率化が図られている。															
	A要件	生産性・収益向上では、機械・農作業の共同化(128協定)、高付加価値型農業の実践(103協定)、担い手育成では、担い手への農作業の委託(193協定)、担い手の農地集積(58協定)、多面的機能の発揮では、多面的機能の持続的発揮に係る活動(220協定)が取り組まれている。 機械・農作業の共同化により、個人所有が減り経費の節減が図られた。又、高付加価値型農業として安全安心な農産物を提供するぎふクリーン農業への取り組みが進んだ。															
		<table><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>増加分(以外)</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>138ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>136ha</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>30人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積(農作業の受委託を含む)</td><td>25人</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連携</td><td>223ha</td></tr><tr><td></td><td>452戸</td></tr><tr><td></td><td>82集落</td></tr></table>	機械・農作業の共同化	増加分(以外)	高付加価値型農業の実践	138ha	認定農業者の育成	136ha	新規就農の確保	30人	担い手への農地集積(農作業の受委託を含む)	25人	非農家・他集落等との連携	223ha		452戸	
	機械・農作業の共同化	増加分(以外)															
高付加価値型農業の実践	138ha																
認定農業者の育成	136ha																
新規就農の確保	30人																
担い手への農地集積(農作業の受委託を含む)	25人																
非農家・他集落等との連携	223ha																
	452戸																
	82集落																
B要件	集落営農組織の育成に24協定、担い手集積化に28協定で取り組んでいる。 集落の高齢化により、耕作困難になりそうな農地を集落営農組織が委託することで、耕作放棄地の発生防止に効果があった。																
	<table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>増加分</td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>107ha</td></tr><tr><td></td><td>259ha</td></tr></table>	集落営農組織の育成	増加分	担い手集積化	107ha		259ha										
集落営農組織の育成	増加分																
担い手集積化	107ha																
	259ha																
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	中山間地域等直接支払制度に取り組むことによって、集落内での話し合う機会が以前より活発に行われるようになった。 女性の参加も増え、地域住民のつながりも以前より強くなり、地域をみんなで守る意識が向上した。 隣接する他集落との協同作業や非農家との連携も始まり集落内の連帯感が深まった。															
	その他	その他協定締結による活動として、集落協定では、規模拡大加算(11協定)、土地利用調整加算(1協定)、耕作放棄地復旧加算(6協定)、法人設立加算(8協定)に取り組んでいる。個別協定は、取り組んでいない。															
		<table><tr><td>加算措置</td><td></td></tr><tr><td>・ 規模拡大</td><td>32ha</td></tr><tr><td>・ 土地利用調整</td><td>2ha</td></tr><tr><td>・ 耕作放棄復旧</td><td>5ha</td></tr><tr><td>・ 法人設立(特定農業法人)</td><td>0法人</td></tr><tr><td>(農業生産法人)</td><td>8法人</td></tr></table>	加算措置		・ 規模拡大	32ha	・ 土地利用調整	2ha	・ 耕作放棄復旧	5ha	・ 法人設立(特定農業法人)	0法人	(農業生産法人)	8法人			
加算措置																	
・ 規模拡大	32ha																
・ 土地利用調整	2ha																
・ 耕作放棄復旧	5ha																
・ 法人設立(特定農業法人)	0法人																
(農業生産法人)	8法人																

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	・ 1 期対策から 10 年が経過し、各集落では高齢化が進展しているため、次期対策においてはステップアップを求める仕組みではなく、農地を保全する取り組みを最低条件に交付金を交付する仕組みとし、条件不利地の農地を守る集落活動に専念する対策が望ましい。 ・ 本県の中山間地域は集落ごとに標高や気象条件が大きく異なり、こうした自然条件をうまく活用して地域に適した特産物を栽培したり、加工に取り組む事例もあることから、条件不利地で儲かる農業を目指す生産活動に対しては、交付金の加算が得られるような仕組みが必要である。 ・ 本県の中山間地域の農地は小区画で連続していない農地が多いが、そうした地域においても集落営農や農業法人が農地を集積して農地の荒廃を防いでいる事例がある。農地の集積や耕作放棄地の防止に努めている集落活動に対しての加算措置が必要である。 ・ 集落活動が盛んで交付金を有効に活用している地域は、集落をまとめるリーダー的な人材が存在していることから、集落活動を担う人材に対する支援が必要である。 ・ 国民に対する制度、税金の投入に対する理解を深める必要があるため、中山間地域等直接支払推進事業において要綱で広報活動を助成対象に明確に位置づけ、全国的に P R を推進していく必要がある。 ・ 小規模・高齢化集落に対する以下の要件緩和が必要である。対象となる農用地の団地設定要件の撤廃 交付金の返還事案については、遡って返還することを免除すること 通常単価における選択必須事項の撤廃 協定農用地の住宅転用に関する面積要件の緩和が必要である。 ・ 高齢化により協定参加者が減っていることにより、集落活動の維持が困難になってきているため、協定参加者が減って共同活動が維持できない集落は、2 期対策までの協定参加者と次期対策協定参加者の人数差に最低賃金等より算出した単価を掛けた交付金を活動費として交付するよう制度拡充する。
(2) 交付金交付の効果等	・ 中山間地域等直接支払制度は、岐阜県の場合毎年約 10 億という単位で、県下の中山間地域へ投資されている。農家や当制度を実践している集落では概制度に対する理解が得られているが、制度の恩恵を受けない県民に対する理解が深まっていないと感じている。次期対策では、納税者に対する説明がわかりやすくできるような指標、成果を検討してもらいたい。 ・ 基礎単価の集落を体制整備単価へ誘導が中々思うように進まなかったの ・ 次期対策では体制整備へ誘導しやすい対策を講ずる必要がある。 ・ 中山間地域等直接支払制度、農地・水・環境保全向上対策、耕作放棄地再生利用緊急対策と耕作放棄地に関する対策がいくつもあつたため相乗効果を発揮するために連携することが重要である。

4 事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		集落における将来像（１０年から１５年後の姿）を示し、５年間の活動目標、活動計画を示すことにより対策実施期間中の継続的な活動が着実に実践することができ評価できる。 マスタープランについて、集落内での合意形成が足りない等により要指導・助言となっている集落があるため地域の実情に沿った支援が重要である。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		水路・農道の管理についてはほぼ全ての集落、賃借権設定・農作業の委託についてはほぼ半数の集落、周辺林地の下草刈りについては約７割と各地域の実情に応じた活動が着実に実践することができ評価できる。 農地を維持していく活動はできたが、既に耕作放棄地となった農地についての保全管理が集落内の高齢化等により充分対応できず、全体の５％での取組に留まっており、課題となっている。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		体制整備に取り組んでいる集落は３９６と全体の４４．５％であり、農地等保全マップを作成し、農業生産活動等として取り組むべき事項と併せ機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、担い手への農作業委託、農地集積が概ね実践されており評価できる。 ただ、体制整備に取り組む集落が約半数と少なく全集落が取り組めなかった点が、支援体制、啓蒙普及を含め課題となっている。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	いずれの集落においても、中山間地域等直接支払制度に取り組むことにより以前より集落内での話し合う機会が活発になり効果がみられた。 集落内の高齢化が進んでおり、５年後、１０年後も集落機能が維持できる体制ではないため、集落内での対策、国・県・市の支援の在り方まで踏み込めず大きな課題が残っている。
	その他	加算措置に関する取り組みを実践した集落においては、それぞれ効果がみられたがいずれも数協定での取り組みであり全体として十分な取り組みができなかった。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
本制度の根幹ともいえる耕作放棄の発生防止については、平成21年1月に実施した市町村へのアンケート調査結果からも制度に取り組んだことにより、協定締結面積の１割から３割の農地について、耕作放棄の防止に効果があったと回答しており、一定の効果があつた。地域・集落の活性化においては、話し合いの回数や頻度が増加したこと、話し合いが活発になったことで地域コミュニティの維持が図られている。 平成１７年度策定した集落協定について、ほぼ目標達成できる見込みであると報告を受けている。 各集落内の高齢化は避けてとおることはできないので、次期対策では地域内の活動を担う人の対策に重点を置き継続的な活動が必要である。 また、中山間地域への重点投資について、財政状況も厳しいため国民全体に理解が得られるようＰＲしていく必要があり、その点が充分でなかった面もあり、全体として概ね評価できるとした。	B

○棚田の復旧を通じた都市住民との交流

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	岐阜県高山市 滝			
協 定 面 積 5.0ha	田 (97%)	畑 (8%)	草地	採草放牧地
	水稻	アワ、ヒエ、野菜		
交 付 金 額 103万円	個人配分			25%
	共同取組活動 (75%)	農地管理費		59%
		道・水路管理費		9%
		その他		7%
協 定 参 加 者	農業者 6人、棚田保存会(構成員7人)			

2. 取組に至る経緯

本集落は、高山市の東部、標高 750 ～ 800 m に位置し、棚田が存在する約 5ha の集落である。農用地の傾斜が 1/4 と急勾配であるため、平地の農業と比較すると農作業も重労働であり、担い手の高齢化も原因となって耕作放棄地が増加し、平成 11 年度には集落内農用地の 35 % が耕作放棄地となっていた。このような状況の中、集落では農村景観の保全や水田の保水機能を維持するため、棚田を再生しようとする機運が高まり、平成 13 年に集落内の農業者が中心の「棚田保存会」と市職員による「棚田再生プロジェクトチーム」が設立され、中山間地域等直接支払制度を活用し、棚田の復旧と保全活動に取り組んできた。

3. 取組の内容

集落協定の参加者、棚田保存会及び行政等関係者により耕作放棄地の草刈り等を実施し、棚田の復旧と保全活動を継続的に実施している。一方、復旧した棚田の一角を利用して、地域内外から親子を募集し、田植えや稲刈りなどの農作業体験や餅つきやしめ縄作りといったイベントを実施して都市住民との交流を図ってきた。

また、棚田で生産した農作物の付加価値向上を図るため、「棚田天然米」、その米にあわ、ひえを混ぜた「三穀米」、「棚田にんじん」、「寒干しダイコン」など特産品の開発とブランド化を推進し、高山市の観光名所である朝市等で販売している。



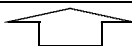
草刈りの共同作業



親子で農業体験

[集落の将来像]

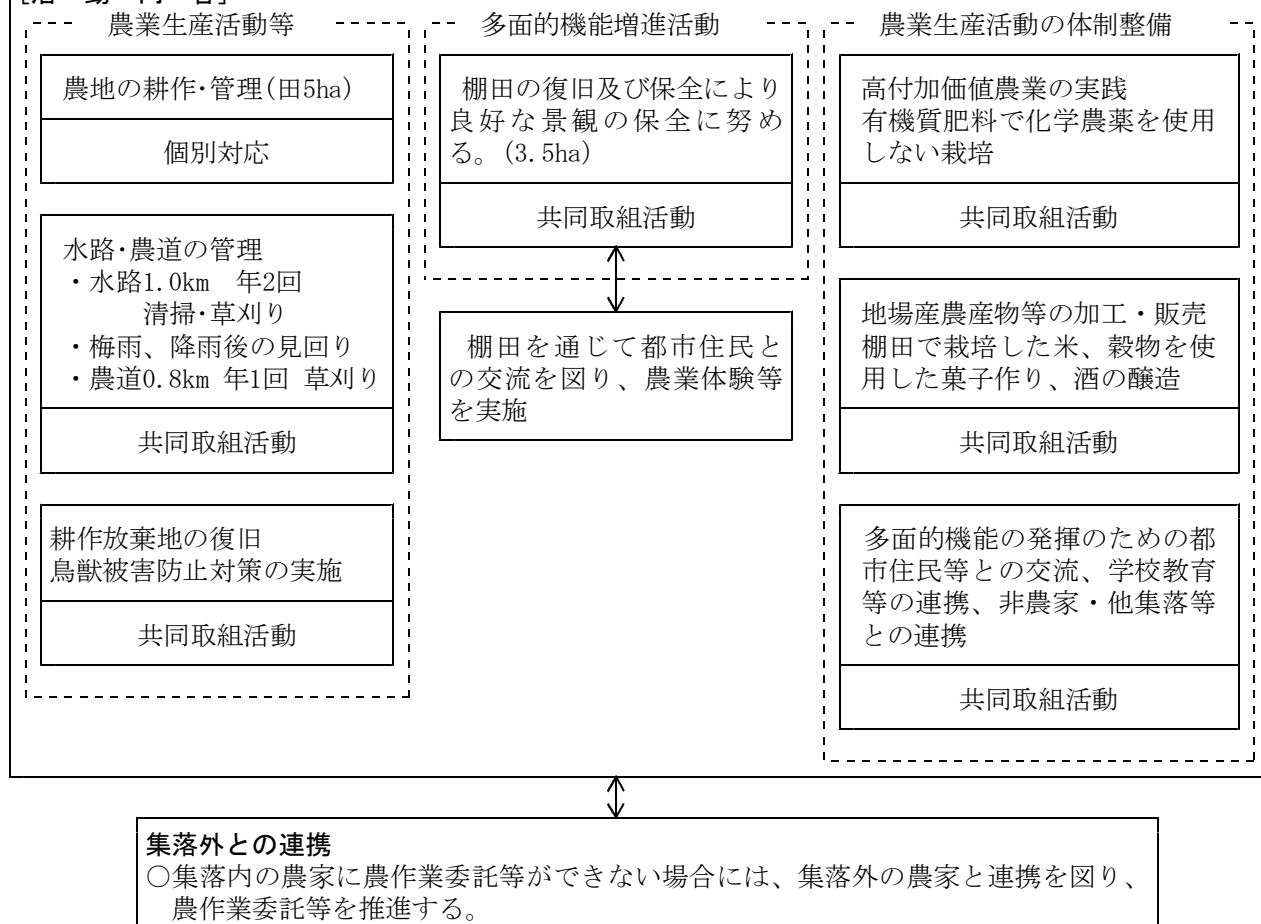
滝集落の棚田の耕作と周辺環境の整備を行うと共に、都市住民との交流活動を展開し、棚田の多面的機能と農山村景観を保全する。



[将来像を実現するための活動目標]

- ・耕作放棄地をすべて復旧すると共に、遊休農地を解消する。
- ・有機質肥料を利用した高付加価値の水稻や雑穀を栽培し、販売する。
- ・都市住民との交流活動を展開する。

[活 動 内 容]



4. 取組による変化と今後の課題等

集落及び棚田保存会と行政が一体となった棚田の復旧及び保全活動により、これまで増加傾向にあった耕作放棄地を解消することができた。また、棚田の保存活動を通じて農業体験や凧揚げ大会などの集落外の人々を対象にしたイベントも企画、実施され、都市住民との交流が促進された。棚田で生産される農作物も購入者の好評を得ている。こうした様々な取り組みが行われたことにより地域の活性化に結びつけることができた。

[平成20年度までの主な成果]

- 水路、農道等の保全活動の実施 水路 1,000m、農道 800m
- 保健休養機能を活かした都市住民との交流 0.5ha (目標 0.5ha)
- 高付加価値型農業の実践 0.5ha (目標 1.0ha)

○耕作者マップによる課題の共有

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	岐阜県 ぐじょうし 郡上市 わらちよう 和良町 みやち 宮地
協 定 面 積 20ha	田 (100%) 水稻20ha
交 付 金 額 159万円	個人配分 共同取組活動 (100%) 文化伝承活動 鳥獣害対策、農道維持管理 担い手育成、交流農園支援、環境美化活動 役員報酬、その他
協 定 参 加 者	農業者 43人、宮地水路組合

2. 取組に至る経緯

- ・本地区では、農家が所有する農地は平均30～40aであり、農業機械を個人ごとに所有し個別で経営している。しかし高齢化が進む中で今後農地の管理が不十分になり、耕作放棄地が広がる危険性があった。そこで農業者全体で農地の在り方について検討し、地域全体で取り組むべき課題に対応するべく協定の締結に至った。

3. 取組の内容

- ・本集落は、過疎化、高齢化による担い手の不足により今後の耕作維持が大変懸念されていた。そこで本制度の取組に際し、まず「ふるさとの再発見」の一環として、現在と5年後の農地の耕作者を聞き取り等によりマップ化し、問題を共有化させた。
- ・共同取組活動では、農地法面及び道水路の管理（草刈り等）、点検、補修のほか、農作物を獣害から守る電柵の設置や協定農地を利用して行われている都市と農村の交流農園への協力を行っている。
- ・また、地元にも古くから伝わる伝統芸能（獅子舞や太鼓等）の支援や担い手の育成を目的に農作業受託（大豆や牧草）している農家へ助成を行っている。
- ・農地・水・環境保全向上活動により、農地法面に芝桜の植樹と遊休農地を利用したビオトープの設置を地元住民、子供会等で実施した。



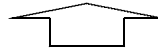
法面の草刈り



体験農園での大根の収穫

[集落の将来像]

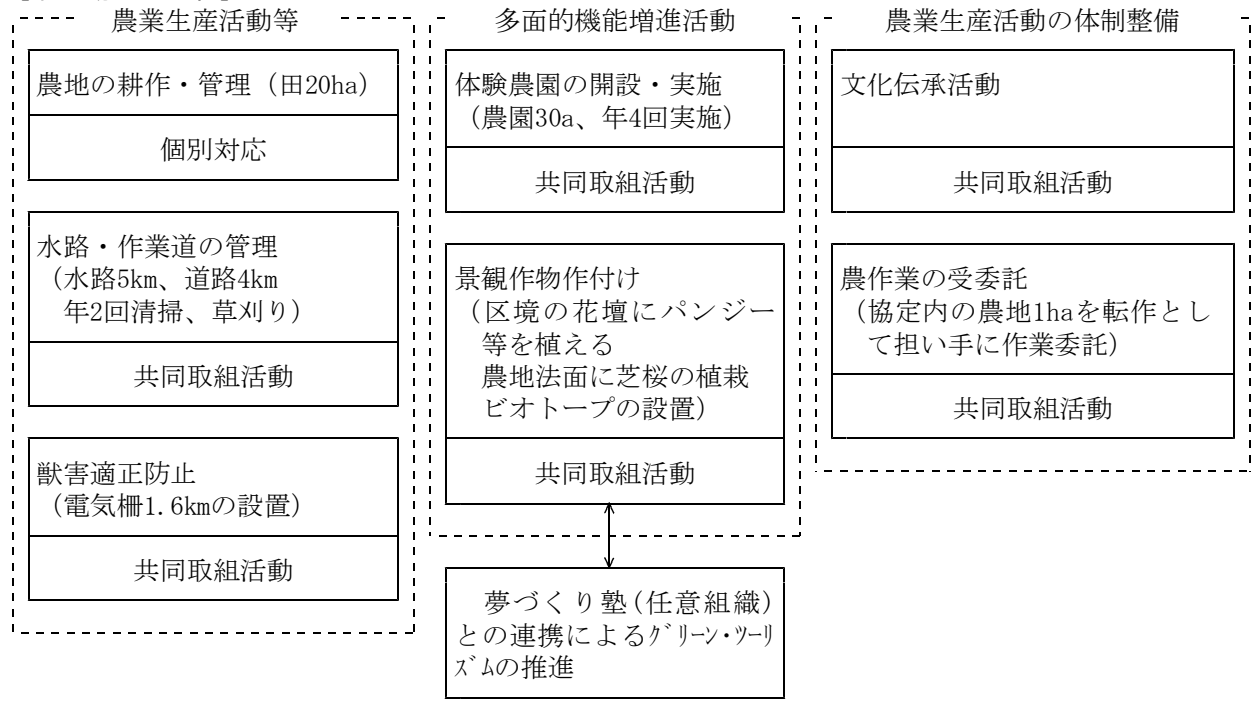
- 集落協定内の担い手等による水稻や飼料作物等の農作業受託を推進し、耕作放棄地を作らないようにする。
- 鳥獣害防止柵を設置し、農作物への被害を抑制するとともに、生産意欲の向上による生産性の向上及び農家所得の向上を図る。また、法面に雑草抑制ネットを設置することにより農家の労働力軽減を図る。
- 集落内にある体験農園の支援を行う。



[将来像を実現するための活動目標]

- 水路・農道は、集落協定参加者による年2回の共同取組により維持・管理を実施するとともに、水路の改修を実施する。
- 集落協定内の担い手等による水稻や一般作物の作業受託面積（1ha）を実施する。
- 集落内に設置している獣害防止用電気柵、雑草抑制ネットの維持管理を実施する。
- 集落内の体験農園（1箇所）の支援を実施する。
- 離職転入者（1名）、定年帰農者（1名）を確保する。

[活 動 内 容]



集落外との連携

- 集落外の農業生産法人へ田植えや稲刈り作業を委託
- 隣接する集落協定と連携して水路清掃を実施

4. 取組による変化と今後の課題等

- ・耕作放棄地を増やさないよう、現状を把握するとともに将来の農地管理について集落で話し合いが必要となる。

[平成20年度までの主な成果]

- 担い手農家への作業委託の推進
- 体験農園における都市農村交流の推進
 - ・年4回実施。延べ400名参加。田植え、稲刈り、農作物収穫、もちつき、もち花づくり等

<その他、取組に特徴のある事例>

○自然生態系保全への取り組み

1. 集落協定の概要

いびぐん　いびがわちよう　きたがただい　こうく				
市町村・協定名	岐阜県揖斐郡揖斐川町北方第2工区			
協　定　面　積 8.3ha	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
	水稻			
交　付　金　額 177万円	個人配分			0%
	共同取組活動 （100%）	農用地の維持管理等 共同利用機械の購入		85% 15%
協　定　参　加　者	農業者45人、営農組合1（構成員9人）、学校1（北方小3・5年生41人）			

2. 取組に至る経緯

北方第2工区は、当町の市街地から4km北西に位置しており、西部を流れる揖斐川沿いに展開する扇状平野に位置する。

ほ場は、大正年間の耕地整理により、10ha区画に整理されたが、山裾は等高線が密であり、傾斜が強く、大きな法面を作り出した。このような中、集落では直接支払交付金を活用して農業生産における不都合の払拭、農地の保全、農業用水等の管理に積極的に取り組むこととなった。

3. 取組の内容

平成12年度から中山間地域等直接支払交付金を活用し、法面中段に足場を整備した。

このことによって、高齢者も草刈りが容易となり、平成17年からも引き続き法面に足場を整備することとした。また、この集落は山すそに位置するため、農用地周辺に樹木が茂っている、田の上には打葉が張り出し、防除ヘリコプターが進入出来ないなど、稲の生長に支障をきたしているため、最低限の樹木伐採を行っている。

自然生態系の保全として、地元小学生によりカワニナの放流がされ、ホテル祭りでは小学生と地元民が自然生態系を見直すとともに潤いのある時間を過ごす。

このような取り組み以外に認定農業者や営農組合に農地を集積させることや鳥獣害の防止を行うことにより継続的な営農を期待している。



法面中段の足場



カワニナ保護風景

[集落の将来像]

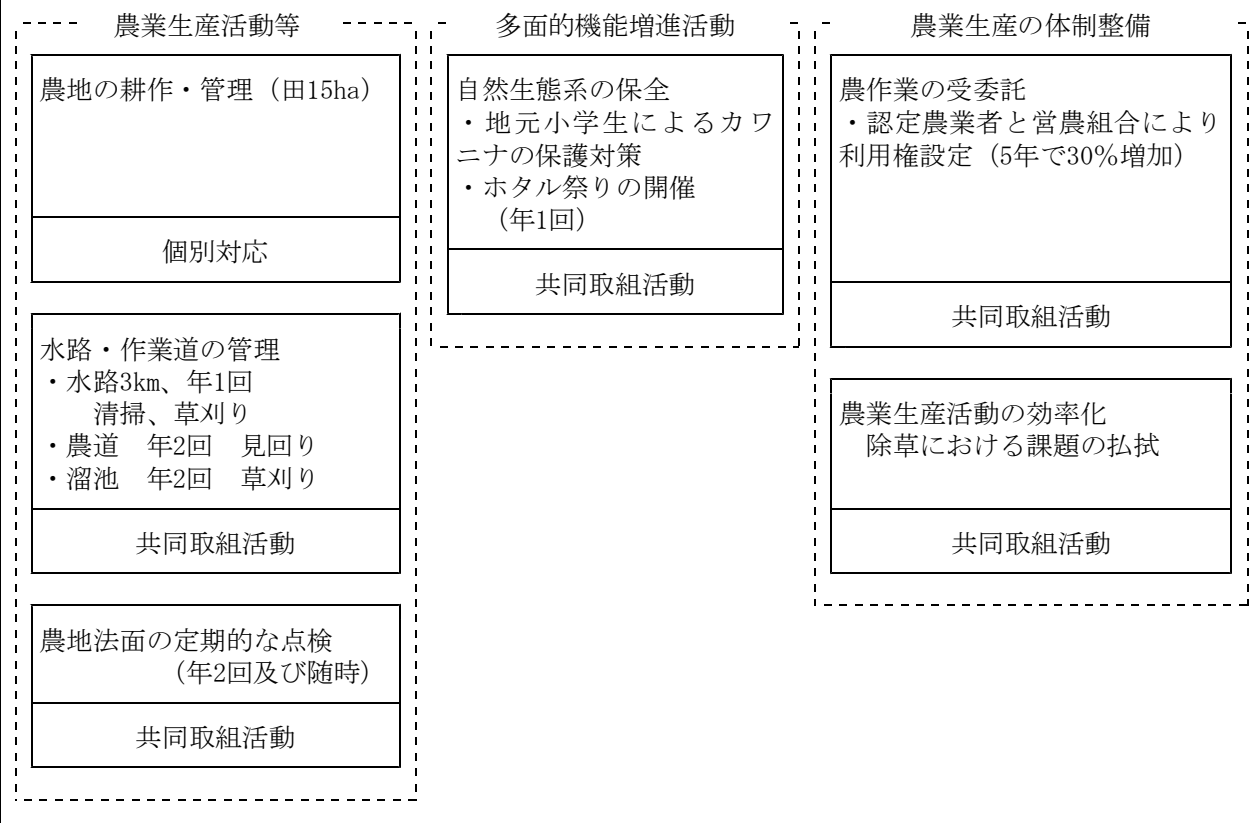
- 法面の足場を整備し、草刈り等の作業を容易にする。
- 農用地周辺の樹木を伐採し、無人ヘリコプターによる防除を効率的に行う。
- 自然生態系の保全のため、地元小学生によるカワニナを放流する。
- 鳥獣害防止対策を行い、農作物被害防止に努める。
- 認定農業者と営農組合に利用権設定を行い農地の集積を進める。



[将来像を実現するための活動目標]

- 共同取組による草刈り（農道：年2回、水路：年2回）
- 獣害防止電気柵の設置（500m）
- ホタルを増やすことによる自然生態系の保全
- 農作業の受委託（5年で30%の増加）

[活動内容]



4. 取組による変化と今後の課題等

大きな法面中段に足場を整備することによって、高齢者でも草刈りが容易にできるようになった。

地元小学生によるカワニナの保護やホタル祭りの開催で集落と小学生の交流が深まった。

認定農業者と営農組合に農地を集積することで耕作放棄地の未然防止に努める。

最近では野生鳥獣の被害が多発しているのが現状であり、本格的な対策も課題である。

[平成20年度までの主な成果]

- 高齢者でも草刈りを容易に行えるようにするため、大きな法面中段の足場を整備。
- 地元小学生によりカワニナを保護し、ホタルを増やすことによる自然生態系の保全対策
- 認定農業者及び営農組合に2.8haの農地が集積された。

愛知県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	8								
(2) 協定数	317	【うち集落協定	311	個別協定	6	】			
(3) 交付面積	1716 ha	【対象農用地面積	3248 ha	交付面積率	53%	】			
		【地目別面積内訳	田：1,647 ha	畑：69 ha					
			草地：0 ha	採草放牧地：0 ha					
(4) 交付金額	175903 千円	【うち共同取組活動分：	92664 千円	個人配分分：	83239 千円	】			

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項		ほとんどの集落において、計画的に、着実に活動が行われている。なお、全体の内、約2割（69協定）の集落が要指導・助言とされたが、21年度までには、全協定において目標の着実な達成が見込まれる。マスタープランに基づく活動や目標達成に向けた話し合いが行われたことにより、集落の一体性が醸成されるとともに、農地保全に対する意識も高まった。
		要指導・助言協定数 69協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 69協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 0協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	耕作放棄の防止等の活動として、主に、農地の法面管理 賃借権設定・農作業の委託 鳥獣被害防止対策が行われている。実施集落を対象としたアンケートでは、ほとんどの集落が耕作放棄地の増加防止に効果ありとする一方、この制度に取り組んでいなければ農用地が耕作放棄されると回答した集落も8割以上に上っていることから、本制度は耕作放棄の発生防止に効果があった。
		交付金交付面積 1716ha 農振農用地区域への編入面積 0ha 既耕作放棄地の復旧面積 0ha
	水路・農道等の管理活動	592kmの水路及び430kmの道路に対して管理活動が行われた。協定締結を契機に、農地の法面や水路・農道等の管理活動が活発になっており、活動回数も全体の67%の集落で増加している。交付金を修繕等の費用に充てることにより良好な状態を維持している。また、一部の集落では、非農家との共同作業や、木炭を使用した水質浄化といった取り組みも行われている。
		水路の管理延長 592【1】km 道路の管理延長 430【3】km
	多面的機能を増進する活動	周辺林地の下草刈りは105haで取り組まれている。周辺林地の下草刈りの実施は、鳥獣害防止の効果もあった。約3割の集落で景観作物（アジサイ、菜の花、レンゲ、そば等）が作付され、良好な景観を形成している。多面的機能を増進する活動に対しては、全体の86%の集落が効果ありと回答しており、一定の効果があるものと考えられる。
		周辺林地の下草刈り 105【0.2】ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 49.1ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	体制整備単価の交付要件には26集落が取り組んでいる。農用地等保全マップに基づいた取り組みにより、農道、水路等の適切な維持管理や、鳥獣害防止に効果を発揮している。また、保全マップの作成にあたり、集落の農地、農業用施設等の再点検を実施し、問題点を明確化できた点も成果である。														
	A要件	機械・農作業の共同化は9.2ha、高付加価値型農業の実践は22.5ha、認定農業者の育成は8人、担い手への農地集積は14.3ha、非農家との連携は34戸の実績があったが、新規就農の確保はできなかった。 機械・農作業の共同化により、経費の削減や耕作放棄の抑制に効果が上がっている。また、高付加価値型農業として実践している米の有機栽培や新規作物の作付も成果を上げている。														
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携	増加分（ 以外 ） <table><tr><td>5</td><td>ha</td></tr><tr><td>6</td><td>ha</td></tr><tr><td>8</td><td>人</td></tr><tr><td>1</td><td>人</td></tr><tr><td>13</td><td>ha</td></tr><tr><td>34</td><td>戸</td></tr><tr><td>0</td><td>集落</td></tr></table>	5	ha	6	ha	8	人	1	人	13	ha	34	戸	0
	5	ha														
6	ha															
8	人															
1	人															
13	ha															
34	戸															
0	集落															
B要件	担い手集積化に2集落が取り組んでおり、19.4haの農用地が担い手へ集積された。ある集落では、協定認定時に核となる3名の認定農業者に対して、協定農用地面積の約85%が利用権設定されており、現在も引き続き集積されている。新たな集落営農組織の育成については実績無し。															
	集落営農組織の育成 担い手集積化	増加分 <table><tr><td>0</td><td>ha</td></tr><tr><td>0</td><td>ha</td></tr></table>	0	ha	0	ha										
0	ha															
0	ha															
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	全体の94%の集落が、集落や地域の活動の維持・活性化を促す効果ありと回答しており、県としても一定の効果ありと評価する。約7割の集落で話し合いの回数が増えており、集落の話し合いを活発化させる効果は特に大きいと考える。														
	その他	規模拡大加算には1集落協定と1個別協定が取り組んでおり、実績面積は6haであった（内5.5haは個別協定）。土地利用調整加算には1集落協定が取り組んでおり、1.6haの実績があった。耕作放棄地復旧及び法人設立の実績は無し。利用権設定面積の拡大推進により、高齢化等による耕作放棄地発生の防止や認定農業者の経営安定にもつながっている。														
		加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄地復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）	<table><tr><td>6【5.5】</td><td>ha</td></tr><tr><td>1.6</td><td>ha</td></tr><tr><td>0</td><td>ha</td></tr><tr><td>0</td><td>法人</td></tr><tr><td>0</td><td>法人</td></tr></table>	6【5.5】	ha	1.6	ha	0	ha	0	法人	0	法人			
6【5.5】	ha															
1.6	ha															
0	ha															
0	法人															
0	法人															

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	本制度により、生産管理活動が適切に行われることで、耕作放棄地の発生防止等に大きな効果があり、協定活動を通じた集落の活性化においても、有効な制度と評価される。また、数は多くないものの、鳥獣害対策や景観作物の作付けなど積極的な活動も実施され、多面的機能の増進においても一定の効果があったと考える。しかしながら、地域農業者の高齢化が一段と進展しており、活動継続が次第に困難となりつつある。また、協定農用地の全てにおいて5年間への継続した取り組みが必要とするなどの要件が、今後の本制度を推進するうえで、不安定要因となっている。また、本県では、取りまとめ役となるリーダーの不在や共同意識が希薄であることなどの事情により、本制度の交付対象農用地のうち、交付面積は5割程度に止まっている。こうした事情を踏まえると本制度への一層普及促進と併せて、以下のことを検討していくことが必要である。協定期間（5年）の短縮及び遡及返還要件の緩和 必須要件の緩和（耕作放棄の防止、水路・農道等の管理のみとする） 農協など農業団体や民間団体との連携によるサポート体制の確立強化とその取り組みへの助成
(2) 交付金交付の効果等	交付金の交付は、それぞれの集落の事情に合わせて、共同取組活動経費や協定参加者への直接交付に適切に使われることにより、協定活動が継続して取り組まれている。しかしながら、農業生産活動の積極的な体制整備を行う場合支給される体制整備単価交付の割合が他県に比べて低い。こうした情勢の中で、体制整備単価交付となる取り組みを高め、本制度による効果を高めていくためには、集落への一層の働きかけや行政による助言・指導の強化とともに、体制整備単価水準の引き上げが必要と考える。

4 事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		69協定（全体の22%）が要指導・助言とされたが、全体としては概ね計画通りに活動が実施されている。要指導・助言とされた集落についても、市町村による適切な助言により、21年度までには目標達成が見込まれる。一例を挙げると、高齢化による担い手不足と後継者不在により目標達成が困難となっている集落に対して、JA受託営農部会や農林業公社との連携を検討するようにとの助言が行われた。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		概ね計画通りに活動が実施され、耕作放棄地の発生防止、水路・農道の維持管理に効果を発揮している。多面的機能増進活動の内、周辺林地の下草刈りと景観作物の作付けの選択が主流となっているが、特に景観作物の作付けは農業者以外の住民にも理解されやすい活動である。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		一部で遅れが見られるものの、概ね計画通りに実施されている。計画通りに進捗よくしていない集落においても、取り組みを再検討し着実に実施できる項目に変更することにより目標達成が見込まれる。しかし、愛知県においては、体制整備単価の交付要件にまで取り組める集落はごくわずかであり、大半の集落は基礎単価交付の必須要件に取り組んで農地を維持するに止まっている。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	協定締結を契機に集落の話し合いが活発となり、集落の実状を踏まえた多様な取り組みが始まった例もあり、一定の効果は出ている。農地の保全や集落の将来に対する意識を高める効果もあった。
	その他	集落協定締結により危機意識が芽生え、集落の現状を見直すきっかけになった集落が現われていることは大変評価できる。加算措置については、規模拡大加算と土地利用調整加算にそれぞれ1集落が取り組んでいるが、どちらもほぼ場条件の良い所で取り組んでおり、土地所有者による耕作が困難となっても比較的容易に受け手を確保できるため、加算措置に直接的な効果があったとは考え難い。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
本制度は耕作放棄の発生防止等に大きな効果があり、集落・地域機能の活性化や農村の多面的機能の発揮の観点からも有効な制度であり、今後も継続していくべきである。しかしながら、制度発足１０年を経過し、本県においても高齢化のさらなる進行や山間地における担い手不足により、協定の継続や本制度の今後の積極的な推進が難しくなっている。こうした情勢の中で、交付面積率及び体制整備単価交付となる取り組みを高め、本制度による効果をさらに向上させていくためには、来年度から発足する次期対策を踏まえた制度への一層の理解推進、関係者への指導・助言を強化するとともに、要件の緩和、体制整備活動単価の引き上げ、関係団体の積極的な参画や専門指導員の設置によるサポート体制の構築について、検討していくべきと考える。	B

6 その他(特徴的な取組事例)
取組事例

市町村・協定名		愛知県設楽町東部協定			
協定面積 52 ha	田	畑		草地	採草放牧地
	水稻				
交付金額 450 万円	個人配分				82.8 %
	共同取組活動 17.2 %	水路農道管理			5.3 %
		堆肥散布補助			3 %
		研修交流費			5.1 %
		役員手当			3.8 %
協定参加者		65			
取組内容		畜産堆肥有効利用の循環型農業の確立			
主な効果		堆肥の施用により保肥力の増加とともに耐候性が上がり安定した収量が望める。堆肥			

取組事例

市町村・協定名		愛知県岡崎市大山集落協定			
協定面積 4 ha	田	畑	草地	採草放牧地	
	水稻				
交付金額 60 万円	個人配分				48 %
	共同取組活動 52 %	電気柵・水路・農道等の管理			38 %
		役員報酬			8 %
		その他			6 %
					%
協定参加者					
取組内容		地域住民の意識がひとつにまとまるような集落の実情にあった農業生産体制の確立を図ることを活動目標にし、鳥獣害防止対策を実施。 従来の景観及び環境を取り戻すべく、集落を流れる河川及び農業用排水路に木炭を入れて河川の浄化を図るとともに、水田の法面等にあじさい等の景観作物を植栽し環境美化に努めた。			
主な効果		周辺林地の下草刈り、用排水路の清掃、休耕地の保全管理。 鳥獣害防止対策(電気牧柵の保守点検 3.6ha) 河川・用排水路に木炭を投じて水質浄化 景観作物(あじさい)の植栽			

取組事例

市町村・協定名		愛知県豊田市 押井集落協定				
協定面積 7 ha		田	畑	草地	採草放牧地	
		7				
交付金額 103 万円		個人配分				2 %
		共同取組活動 54 %	集落の各担当者の活動に対する経費			2 %
			水路・農道等の維持管理協同取組活動費			51 %
			その他			1 %
						%
協定参加者						
取組内容		獣害対策の勉強会を発端に「獣害対策モデル地区」として立候補し、集落全体の獣害防除に取り組む。 対策チーム設立(組代表者)・被害防除計画策定・耕作放棄地や残飯処理および未収穫作物の適正処理に関する協定策定・地域内広報誌「イノシシだより」を創刊した。また、共同作業による荒地等の草刈や防除柵の設置、捕獲檻の購入と管理者として「わな猟免許の取得」を実施した。				
主な効果		「地域」で対策を行う気運が高まり、研修会や共同作業への積極的な参加が増えた。 イノシシに関する情報が多く寄せられるようになった。 イノシシの餌付けとならないよう残飯の農地や林地への投棄や果樹の放置がなくなった。 防除器具(電気柵、ワイヤーメッシュ、防草シートなど)や捕獲檻の設置後は、イノシシは寄っては来るが侵入や被害が無い。 電気柵を張ってから普段以上に草刈がされ集落が常に綺麗に保たれ、集落の結束力が高まった。 1集落だけにとどまらず、今後は中山間地域全体で地域ぐるみの取組がされるきっかけになることを期待する。				

